

第一百八十九回

参議院社会保障と税の一體改革に関する特別委員会会議録第六号

平成二十四年七月二十三日(月曜日)

午前十時一分開会

委員の異動

七月二十日

辞任

横山 信一君

福島みづほ君

西村まさみ君
藤本祐司君
田村智子君

補欠選任

渡辺 孝男君

吉田 忠智君

蓮 渡辺孝男君
大門実紀史君

中西 水落敏栄君

上野 高階恵美子君

坂田 塚田一郎君

中川 雅治君

高橋 千秋君

高橋 勉君

櫻井 充君

吉川 沙織君

石井 準一君

衛藤 崎一君

中村 博彦君

荒木 清寛君

大久保 勉君

櫻井 哲治君

相原久美子君

梅村 聰君

大久保潔重君

大島九州男君

岡崎トミ子君

金子 洋一君

川上 義博君

錦木 寛君
（ノネ）マルティ君

委員

委員長

出席者は左のとおり。

理事

衆議院議員

修正案提出者　議案提出者　議案提出者

修正案提出者　議案提出者　議案提出者

修正案提出者　議案提出者　議案提出者

大臣

國務大臣

修正案提出者　修正案提出者

修正案提出者　修正案提出者　修正案提出者　修正案提出者　修正案提出者　修正案提出者　修正案提出者　修正案提出者　修正案提出者　修正案提出者　修正案提出者

修正案提出者　修正案提出者　修正案提出者　修正案提出者　修正案提出者　修正案提出者　修正案提出者　修正案提出者　修正案提出者　修正案提出者　修正案提出者

○参考人の出席要求に関する件
○公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
○被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
○子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）
○社会保険の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出、衆議院送付）
○社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
○委員長（高橋千秋君）　ただいまから社会保障と

事務局側	大臣政務官	内閣府副大臣	財務副大臣	国務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
員 常任委員会専門	員 常任委員会専門	厚生労働大臣政務官	厚生労働副大臣	経済産業副大臣	国土交通副大臣	石田勝之君	藤田幸久君	岡田克也君	竹内達夫君	加藤勝信君
塩見政幸君	五十嵐吉郎君	藤田大串	柳澤辻泰弘君	吉田光美君	吉田おさむ君	吉田泰弘君	吉田光美君	吉田泰弘君	吉田光美君	吉田泰弘君

○委員長（高橋千秋君）　ただいまから社会保障と

送付）

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
○子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）
○社会保険の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出、衆議院送付）
○社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
○社会保険の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

員 常任委員会専門
員 常任委員会専門

大嶋健一君
松田茂敬君

政府参考人
日本銀行总裁
白川方明君

警察庁刑事局長
舟本馨君

税の一休改めに関する特別委員会を開会いたしました。

委員の異動について御報告いたします。

本日までに、福島みずほ君、横山信一君、藤本祐司君及び田村智子君が委員を辞任され、その補欠として吉田忠智君、渡辺孝男君、蓮舫君及び大門実紀史君が選任されました。

○委員長(高橋千秋君) 参考人の出席要求に関する件についてお詰りいたします。

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案外七案の審査のため、来る二十六日に参考人の出席を求め、その意見を聴取することとし、その人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(高橋千秋君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(高橋千秋君) 参考人の出席要求に関する件についてお詰りいたします。

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案外七案の審査のため、来る二十六日に参考人の出席を求め、その意見を聴取することとし、その人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(高橋千秋君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(高橋千秋君) 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案外七案の審査のため、本日の委員会に参考人として日本銀行総裁白川方明君の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(高橋千秋君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

質疑のある方は順次御発言願います。

○大島九州男君 おはようございます。民主党の大島でございます。

今日は社会保障と税の一休改めに関する特別委員会での質問の機会を与えていただきましてありがとうございます。

委員会での質問をさせていただきましてありがとうございます。

貴税の導入に当たっては、複数税率にするなどうだとか、いろんな案があるわけですが、今の現状の消費税について、総額表示、内税、外税というような税金が、掛け方、分かりやすいといえば分かりにくいか、非常に課題があるんではないかというふうに私は思つておりまして、まず、その内税、外税の課題について政府はどのようにお考えかというのを聞かせていただきたいと思いまして。

よく、今、世間では百円ショップというのがあります。我々も買物に行きますけど、百円ショップだからといって、じゃ全てが百円かというと、当然、レジで消費税を上乗せして払うわけですが、もう国民の皆さんも今十分そういう制度については周知はされているんじゃないかというふうに思つんですね。その中で、複数の税率がある。これを暗算でぱぱっと計算をしてといふやうな人はよっぽどの方じやない限りはないわけですが、こんなに幾つもあつたら大変だなんていうふうにいつもおっしゃるんですが、今この世の中、政府、税務署、そういうところが徴収をきつちりするという観点におきますと、そういうシステムを構築しまして、消費税がダイレクトに税署につながっていくというようなシステムを十分構築することは簡単じゃないかと。

言うなれば、それぞれ国が、まあ官営のレジとか、分かりやすく言うとそういうレジスターを全てに支給をして、物はちゃんと登録しておけば、これは税率何%というのがはつきり分かる、まさにそういう仕組みを構築して、国民がそれ自分が購入するものについては自動的に税率が計算されて、それが納税される形を取るというのでは、この時代できないことでもないんだと思うんですね。だから、あえて、消費税に對していろんな意見がある中でも、国民の皆さん、そうだ

び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行ったための消費税法等の一部を改正する等の法律案及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案、以上八案を括して議題とし、質疑を行います。

○大島九州男君 おはようございます。民主党の大島でございます。

今日は社会保障と税の一休改めに関する特別委員会での質問の機会を与えていただきましてありがとうございます。

委員会での質問をさせていただきましてありがとうございます。

貴税の導入に当たっては、複数税率にするなどうだとか、いろんな案があるわけですが、今の現状の消費税について、総額表示、内税、外税というような税金が、掛け方、分かりやすいといえば分かりにくいか、非常に課題があるんではないかというふうに私は思つておりまして、まず、その内税、外税の課題について政府はどのようにお考えかというのを聞かせていただきたいと思いまして。

よく、今、世間では百円ショップというのがあります。我々も買物に行きますけど、百円ショップだからといって、じゃ全てが百円かというと、当然、レジで消費税を上乗せして払うわけですが、もう国民の皆さんも今十分そういう制度については周知はされているんじゃないかというふうに思つんですね。その中で、複数の税率がある。これを暗算でぱぱっと計算をしてといふやうな人はよっぽどの方じやない限りはないわけですが、こんなに幾つもあつたら大変だなんていうふうにいつもおっしゃるんですが、今この世の中、政府、税務署、そういうところが徴収をきつちりするという観点におきますと、そういうシステムを構築しまして、消費税がダイレクトに税署につながっていくというようなシステムを十分構築することは簡単じゃないかと。

言うなれば、それぞれ国が、まあ官営のレジとか、分かりやすく言うとそういうレジスターを全てに支給をして、物はちゃんと登録しておけば、これは税率何%というのがはつきり分かる、まさにそういう仕組みを構築して、国民がそれ自分が購入するものについては自動的に税率が計算されて、それが納税される形を取るというのでは、この時代できないことでもないんだと思うんですね。だから、あえて、消費税に對していろんな意見がある中でも、国民の皆さん、そうだ

す。

○大島九州男君 おはようございます。民主党の大島でございます。

今日は社会保障と税の一休改めに関する特別委員会での質問の機会を与えていただきましてありがとうございます。

委員会での質問をさせていただきましてありがとうございます。

貴税の導入に当たっては、複数税率にするなどうだとか、いろんな案があるわけですが、今の現状の消費税について、総額表示、内税、外税というような税金が、掛け方、分かりやすいといえば分かりにくいか、非常に課題があるんではないかというふうに私は思つておりまして、まず、その内税、外税の課題について政府はどのようにお考えかというのを聞かせていただきたいと思いまして。

よく、今、世間では百円ショップというのがあります。我々も買物に行きますけど、百円ショップだからといって、じゃ全てが百円かというと、当然、レジで消費税を上乗せして払うわけですが、もう国民の皆さんも今十分そういう制度については周知はされているんじゃないかというふうに思つんですね。その中で、複数の税率がある。これを暗算でぱぱっと計算をしてといふやうな人はよっぽどの方じやない限りはないわけですが、こんなに幾つもあつたら大変だなんていうふうにいつもおっしゃるんですが、今この世の中、政府、税務署、そういうところが徴収をきつちりするという観点におきますと、そういうシステムを構築しまして、消費税がダイレクトに税署につながっていくというようなシステムを十分構築することは簡単じゃないかと。

言うなれば、それぞれ国が、まあ官営のレジとか、分かりやすく言うとそういうレジスターを全てに支給をして、物はちゃんと登録しておけば、これは税率何%というのがはつきり分かる、まさにそういう仕組みを構築して、国民がそれ自分が購入するものについては自動的に税率が計算されて、それが納税される形を取るというのでは、この時代できないことでもないんだと思うんですね。だから、あえて、消費税に對していろんな意見がある中でも、国民の皆さん、そうだ

と、これなら納得できるというような部分で一つの方策でもあるんじやないかと。

だから、総額表示をやめて、やはり分かりやすい価格設定、言うなれば商品に税率を掛けて払うという、こういった仕組みを構築することが必要だというふうに思つんですが、政府、財務省としてはどういうふうに考へるか。

それから、中小企業の対策としても、特に小売の皆さん、大変、消費税がアップされると自分たちがその商品に転嫁をして便乗値上げしているんじやないかというふうに疑われるの、これに對して反対だというような声もたくさん上がつておりますので、そこは経済産業省としてどのようにお考へなのかというところを続けて御答弁いただけれども、

○副大臣(藤田幸久君) 今、大島さんの方から大変独創的な提案をいただきましたけれども、実際に民主党の方で、大畠章宏代議士を中心としたワーキングチームの方で価格表示の在り方についてかなり精力的な調査をしてきていただいております。

その中で、まず、複数の様々な御提案をいただきましたけれども、実際に欧米なんかで、御承知のとおり、どこまでが高級なものか、どこまでが一番消費者の方々にとって利便なものかという線引きが非常に難しいこと、制度が非常に複雑になるということがかなり中小企業団体の方からも言われておるというのが大畠さんのワーキングチームの結果でござります。

それからもう一つは、大島委員の質問の背景には、価格転嫁を円滑化するというお話をなんですが、実はその価格の表示と価格転嫁というものは直接はむしろ関係はないのではないかということが中小企業団体の方から出でております。つまり、価格転嫁に関しては、その表示の問題よりも取引先との力関係の方が重要なことで、むしろ分けて考えるべきではないかと。それから、例えば百貨店のようなところからの御意見とすれば、いわゆる消費者の皆さんからしてみると、今御指摘のとお

り、最終的に幾ら払えばいいのという御関心があるので、そういう意味からも総額表示の方がいいのではないかというお話が出ております。

そんな中で、例えば書籍の例ですけれども、かなり工夫をしたやり方を取つておられます。つまり、本の間に、短冊に総額を表示していると、そ

うするとその両方が分かりやすいというような方法も検討されているので、こういった方策も検討の対象になるべきではないかというようなお話をございます。

ただ、総論的に申しますと、かなりいろんな百貨店関係、中小企業団体等、大島さんのチームで相当いろんな立場の皆さんから意見を聞いた中では、結果的にいろいろ工夫をするにしても、総額表示という形の方が消費者の皆さんにとっても分かりやすいんではないかと。あとは、そのこと

と、価格転嫁で特に中小企業の方がそれを反映できないようなことがあつてはならないということ

で、これは政府全体として様々な方策を検討しているという状況でござります。

○副大臣(柳澤光美君) 大島委員にお答えさせていただきます。

大島委員にはいつも中小企業政策に御支援をいたしておりますので、ありがとうございます。

経産省の方にも中小企業関係から多くの声が寄せられております。今財務省の方からありました

ように、特に外税表示については、総額表示は価格感のある価格を維持するため本体価格を引き下げざるを得ないとの懸念などから、外税表示を望む意見も非常に強くあります。一方で、価格表

示と価格転嫁は関係ないという意見もあります。また、レジで支払う金額が消費者に分かりやすい

大きくなります。そういう意味では、中小企業全體としては必ずしもまだ意見が一致していなく

て、多くの声が寄せられているというのが実態で

そういう意味で、本法案においても、取引に際しての価格表示と消費税との関係については、外

税、内税等に係る様々な議論を勘案しつつ、事業者間取引、相対取引等におけるその表示の在り方を含め、引き続き、実態を踏まえつつ、様々な角度から検討するとされております。

経産省としては、中小企業の声をしっかりと伺いをして、関係省庁とともに具体的な検討をこれから進めていきたいというふうに考へております。

まさに、いろんな声があるのは当然の話でございます。だから、その話をしっかりと聞いていただくことが当然大切ですけれども、最後は決めていただきたいと。それは何かといえば、やはり制度としてそういうふうに国がこうだと言えれば、うちの、まあうちのというか、日本の国民の皆さんは当然それに従うわけであります。

今後、消費税が段階的に上がってしていくという状況になったときに、国がこうだと言えれば、うちは総額表示じゃないと分かりませんからとかいうふうなことがない、当然その制度に合わせてお支払をするというのはもう常でござりますから、もう今、日本もこの消費税という一つの税金が国民に十分理解をされている中では、しっかりと明確に外税で表示をすると。

そうなれば、いろんな中間取引のそれぞれの差というようなことも、これ、内税だと、ある程度曖昧な世界の中で調整ができる部分があるものだからこそ起り得る問題であつて、全てを外税できつちり整理をしていくと、このことを明確にすればその問題は解決をすると、いうふうに私は思ひますので、その原点をしつかりと国民の皆さんに御説明をされて、中小企業対策の意味も含め

てみると、消費税一%分の税収を二・七兆円として試算した場合、消費税の収入が二十一兆円と。この三年後の社会保障費関係費は約三十兆円だと

いうことを、これ素直にこれだけはつと見ると、消費税一〇%でも社会保障費関係は全て賄えない

ところ。だから、何が言いたいかというと、よく言われるのは、消費税を一般財源化したらどうかと。

一般財源化するというのは、例えば国民にいろんな説明するときに、いや、今回上げる消費税はその消費税については明快に、そして益税にならないよう、しっかりと国が、お預かりした消費税をいたげるよう、そういうシステムを構築をしていますけれども、これは当然、歳入が社会保障費関係の費用を上回つて、極端な話が、四十兆

思つておりますので、そのことを要望して、また引き続きこの委員会でも、それからまた与野党の議論の中でも詰めていただきたいというふうに思つています。

それでは次に、消費税をいただいて、歳入と歳出の関係で今資料をお出しをさせていただいておりますが、歳出、歳入の社会保障費と消費税の関係という、ただそこだけに一点ちょっと目をやつしていただきたい。

それは何かといいますと、当然、二十四年度の当初予算九十・三兆円、このとき、今現状、消費税五%です。社会保障費は二十六・四兆円、交付金その他、それぞれの金額を横に表示しておりますけれども、歳入については、消費税五%で十・四兆円と。あとは所得税、法人税でこのように赤字国債もこのような形で収支のバランスを取つていますね。じゃ、その消費税五%は、社会保険費と比べたときに一目瞭然、歳出に占める社会保障費の関係費は二九・二%で、歳入における消費税は一・五%だと。

まさに、今いろいろ議論されています。消費税を三%上げると、その三%のうち〇・五%は地方税ですか、そしてその内訳の中に、社会保障の中では、これは子供政策だと、これは年金だとか、い

ろんなことを言つてますが、結局、消費税を社会保障費と比べたときに一目瞭然、歳出に占める社会保険費の関係費は二九・二%で、歳入における消費税は一・五%だと。

まさに、今いろいろ議論されています。消費税を三%上げると、その三%のうち〇・五%は地方税ですか、そしてその内訳の中に、社会保障の中では、これは子供政策だと、これは年金だとか、いろんなことを言つてますが、結局、消費税を社会保障費と比べたときに一目瞭然、歳出に占める社会保険費の関係費は二九・二%で、歳入における消費税は一・五%だと。

だから、何が言いたいかというと、よく言われるのは、消費税を一般財源化したらどうかと。一般財源化するというのは、例えば国民にいろんな説明するときに、いや、今回上げる消費税はその消費税については明快に、そして益税にならないよう、しっかりと国が、お預かりした消費税をいたげるよう、そういうシステムを構築をしていますけれども、これは当然、歳入が社会保障費関係の費用を上回つて、極端な話が、四十兆

円消費税でもらいますと、そうしたらその十兆円は当然ほかの財源に使うわけですからと、いうような話もあるんでしようが、国民の皆さんに一番分かりやすく言うのは、社会保障費関係三十兆円と。消費税でも二十一兆の収入しかない中で、どうやってこれから社会保障を、年金やいろんな医療を賄つていくのかということを素直に御相談をして、それで収入の面を御相談していくような考え方も必要じゃないかというふうに思つているわけですねけれども、財務省として、この社会保障費そして消費税の関係の御説明を今全国いろいろ回られて説明されていらっしゃると思うんですが、この私が思う、社会保障費が本当にこれだけたくさんの方の費用が掛かっていて消費税ではこれだけしか賄えていないという現状を、今どのような形で政府は国民の皆さんに御説明をされていらっしゃるのかということも含めて、ちょっと御意見を聞かせていただきたいと思います。

○国務大臣(安住淳君) 大島先生の御指摘のこのグラフは、基本的には大きな方向としては多分そ

うであろうと思います。
そこで、社会保障を本当に賄つていくために、いわゆる直接払つてもらう、又は保険料でやる、そしてこの税負担となるわけですね。このバランス全体の中で、皆さんに例えれば窓口で三割を御負担いたぐりとかいろんなことを考えると、今大体百八兆円ぐらいまで来ましたが、これから先、保険料をじや納めていただくのをどんどんどんどん増やしていかなければいけないのかといえば、私は、それは医療費の抑制にはつながるかもしませんが、クオリティーの高いサービスを提供するのは難しいと。そこで、税負担が増える部分については、広くやはり国民の皆さんみんなでこの負担をさせていただいて、先般も申し上げましたが、何よりも年金に行つたり、例えばお父さんの薬代に行つたり、自分のお子様の近くにある例えば保育所を建設したりするものに行きますよ。
ただ、大島さんのお話のように、毎年増えてい

くものですから、消費税が仮にこれから八%、一〇%に上がつても足らず前がありますと、まあ米かりややすく言うのは、社会保険費関係三十兆円と。消費税でも二十一兆の収入しかない中で、どうやってこれから社会保障を、年金やいろんな医療を賄つていくのかということを素直に御相談をして、それで収入の面を御相談していくような考え方も必要じゃないかというふうに思つているわけですね。
この私が思う、社会保障費が本当にこれだけたくさんの方の費用が掛かっていて消費税ではこれだけしか賄えていないという現状を、今どのような形で政府は国民の皆さんに御説明をされていらっしゃるのかということも含めて、ちょっと御意見を聞かせていただきたいと思います。

○大島九州男君 今のお話の中で年金だけをちょっと特化して考えていいかと思うんです
が、当然税金として担保するやつ、そしてなおかつ保険料としてお集めするやつ、その中で年金を支払つてているところを見たときに、素朴な私は疑問があつたのは、今、一万五千幾らというのを二十歳から払うんですね、その保険料というものがいかに負担が多いのか。
それはどういう観点で見たかといいますと、二十歳の学生が毎月幾ら使つてているのかなという考え方でいきますと、仮に保険料制度というのをまづつきりやめて、新たに、保険料は取りませんけれども、この年金の保険料に代わる消費税額を例えれば五%として、国民から全員、みんなで支え合ふ年金としてまるつきり違う制度としてつくりました。じや、五%、とにかく全員、赤ちゃんか

くものですから、消費税が仮にこれから八%、一〇%に上がつても足らず前がありますと、まあ米

け足りませんと。ここはこの先どういうふうにしていくのか。やはりサービスというもののなかでも、過剰サービスと言われるものや、これは集中をしないといけないものがあると思うんですね。
そういうものもしっかり示した上で、やはり賄つてもらうお金というものを、消費税でしつかりそこの中に据えてやつてきますということを、私どもとしてはあらゆる機会にやっぱりお話をしてもういいといけないと思つております。

国民の皆さんの中には、消費税をこれ充てても、なかなか今の高齢化社会の中でそれだけでも、なかなかこの年金、医療、介護、少子化を賄えるとは思つておられない方もたくさんおられると思います。しかし、それはいつても、それを扱う私ども財務省もそうですねけれども、政府の信頼というものをしっかりとやりつぱり確立しないと、これだけの税負担をお願いするわけですから、その信頼といふものや、例えば行政改革等についてしつかりやります。しかし、それはいつても、それを扱う私どもは、もうそういうことしかあり得ないのかなと私は個人的に思うんですね。
要は、何が言いたいかというと、今ある年金制度をそのまま維持をしたりとか、それをちょっとずつ変更して年金制度を考えていくという、そういうもう時代ではないんだろうなと。抜本的に何か大きく年金制度を変えていかなくちゃいけないんじゃないかな。
日本が目指すスウェーデン型というふうにちょっとここは資料を出していますけれども、要は何かと。別にスウェーデン型を目指しているんじゃないなくて、国民全ての人に最低保障年金をしっかりと差し上げますよという民主党の目標です。年金制度というのは、抜本的な考え方を変えないと、そんなような発想だと思つております。

翻つて、日本の問題といたしましては、今おつしやつていただきましてけれども、国民年金というのは固定の一萬五千円の保険料でありますので、例えば低所得の方あるいはアルバイト、パートの方で事業主負担がない国民年金の方は大変これが払いにくいということで、しかも、会社を例えれば精神疾患や体調を崩して辞めた場合、これ国民党にいる人にはないんでしょうかと、納めて払つてない、加入していない人には当然払えないわけですから、そういうことでいうと、全員がもう生まれた時からその年金制度に加入をするというまるつきり違う制度というなら、今言う消

ら年金もらつてあるおじいちゃんまで払つてくれますよという制度といふこと

とも一つ考え方かなと。

ここは長妻さんにお聞きたいのは、だから

さいよという制度で、今これから議論される年金制度で、今これから議論される年金制度になると、二十歳の学生が五%で一万五千円分を払う

ということは、当然消費税五%の方が多分負担は安いんだろうなと。しかし、それは赤ちゃんから今

十万使って初めて一万五千円の保険料になる。ということは、当然消費税五%の方が多分負担は安いんだろうなと。しかし、それは赤ちゃんから今

一万円もらつてあるお年寄りまでみんなで払う

わけですから。

でも、考えてみたら、みんなで支え合う年金と

いう形になると、二〇五〇年以後とかそこら辺は

そういうこと

も、そこら辺の基本的な考え方とか今後の年金制度に対する思いとか、そういうお考えを聞いてお聞きたいと思います。

○衆議院議員(長妻昭君) 今、大島委員がおつしやつていただいたのは、全部税金で年金をやると。つまり年金保険料がないということ、これ実際、例えばニュージーランドとか何か国かでそれがありますと、全部税金だと。ただ、やっぱり、そういう国を拝見しますとやはりかなり小さい政府志向の国が多いところでございまして、やはり大多数の国は、自助、共助、公助といふべきで、そのためには、年金制度をやるには年金保険料を払つて年金制度を考えていくこと、それから年金保険料がないという意味で、負担をその部分柔らかく少なくしていこうと、そんなような発想だと思つております。

今は年金ということに特化した保険料を払つて

いるみんなで支え合う年金の概念といつたときに何が言いたいかといふと、今ある年金制度をそのまま維持をしたりとか、それをちょっとずつ変更して年金制度を考えていくという、そういうもう時代ではないんだろうなと。抜本的に何が大きく年金制度を変えていかなくちゃいけないんじゃないか。
日本が目指すスウェーデン型といふと、ちょっとそこは資料を出していますけれども、要は何かと。別にスウェーデン型を目指しているんじゃないくて、国民全ての人に最低保障年金をしっかりと差し上げますよという民主党の目標です。年金制度というのは、抜本的な考え方を変えないと、そんなような発想だと思つております。

翻つて、日本の問題といたしましては、今おつしやつていただきましてけれども、国民年金といふのは固定の一萬五千円の保険料でありますので、例えば低所得の方あるいはアルバイト、パートの方で事業主負担がない国民年金の方は大変これが払いにくいということで、しかも、会社を例えれば精神疾患や体調を崩して辞めた場合、これ国民党にいる人にはないんでしょうかと、納めて払つてない、加入していない人には当然払えないわけですから、そういうことでいうと、全員がもう生まれた時からその年金制度に加入をするというまるつきり違う制度といふこと

とも一つ考え方かなと。

ここは長妻さんにお聞きたいのは、だから

さいよという制度といふこと

も、そこら辺の基本的な考え方とか今後の年金制度に対する思いとか、そういうお考えを聞いてお聞きたいと思います。

○衆議院議員(長妻昭君) 今、大島委員がおつしやつていただいたのは、全部税金で年金をやると。つまり年金保険料がないということ、これ実際、例えばニュージーランドとか何か国かでそれがありますと、全部税金だと。ただ、やっぱり、そういう国を拝見しますとやはりかなり小さい政府志向の国が多いところでございまして、やはり大多数の国は、自助、共助、公助といふべきで、そのためには、年金制度をやるには年金保険料を払つて年金制度を考えていくこと、それから年金保険料がないという意味で、負担をその部分柔らかく少なくしていこうと、そんなような発想だと思つております。

今は年金ということに特化した保険料を払つて

いるみんなで支え合う年金の概念といつたときに何が言いたいかといふと、今ある年金制度をそのまま維持をしたりとか、それをちょっとずつ変更して年金制度を考えていくという、そういうもう時代ではないんだろうなと。抜本的に何が大きく年金制度を変えていかなくちゃいけないんじゃないか。
日本が目指すスウェーデン型といふと、ちょっとそこは資料を出していますけれども、要は何かと。別にスウェーデン型を目指しているんじゃないくて、国民全ての人に最低保障年金をしっかりと差し上げますよという民主党の目標です。年金制度というのは、抜本的な考え方を変えないと、そんなような発想だと思つております。

翻つて、日本の問題といたしましては、今おつしやつていただきましてけれども、国民年金といふのは固定の一萬五千円の保険料でありますので、例えば低所得の方あるいはアルバイト、パートの方で事業主負担がない国民年金の方は大変これが払いにくいということで、しかも、会社を例えれば精神疾患や体調を崩して辞めた場合、これ国民党にいる人にはないんでしょうかと、納めて払つてない、加入していない人には当然払えないわけですから、そういうことでいうと、全員がもう生まれた時からその年金制度に加入をするというまるつきり違う制度といふこと

とも一つ考え方かなと。

ここは長妻さんにお聞きたいのは、だから

さいよという制度といふこと

も、そこら辺の基本的な考え方とか今後の年金制度に対する思いとか、そういうお考えを聞いてお聞きたいと思います。

○衆議院議員(長妻昭君) 今、大島委員がおつしやつていただいたのは、全部税金で年金をやると。つまり年金保険料がないということ、これ実際、例えばニュージーランドとか何か国かでそれがありますと、全部税金だと。ただ、やっぱり、そういう国を拝見しますとやはりかなり小さい政府志向の国が多いところでございまして、やはり大多数の国は、自助、共助、公助といふべきで、そのためには、年金制度をやるには年金保険料を払つて年金制度を考えていくこと、それから年金保険料がないという意味で、負担をその部分柔らかく少なくしていこうと、そんなような発想だと思つております。

今は年金ということに特化した保険料を払つて

が、それ発表いたしましたけれども、国民年金加入者の一号被保険者のうち、収入がない方が、四人に一人収入がないことが判明いたしました。年収百万円以下の方が五四%ということです、大変低所得の方でございますので、そういう意味では、年金を元化をして比例報酬ということにすると、それに見合った事業主負担もありますし、あるいは、年金制度に加入していれば、保険料を払えない方はゼロ保険料ということで、きちんと登録をいただければ最低の保障が出るといふような、本当のセーフティーネット年金ということをつくらなければ、将来、生活保護が高齢者だらけになるんじやないと。

二〇〇六年には六十歳以上の生活保護の方が半分を超えて、どんどん高齢化しておりますので、下支え機能の強化、この部分については、下支えを強化するという意味では、多分、恐らく全

国会議員の皆さんというのは御賛同いただけるんだと思います。あとはそのアプローチの違いだと

思いますが、しっかりと議論をして着地をしていきたいと思います。

○大島九州男君 今御説明をいただきました。ま

さに今、国民党の皆さん議論をされているのは、保

険料をずっと払つていて、そして自分が年金も

らう額よりも生活保護の方が何かいいじやないか

というようなことをおっしゃっているんですね。

私も福岡県の直方市という地方の議員をしてお

りましたので、そのときに生活保護の担当者とい

うのは、それぞれその生活保護受給者の皆さん

に、働く人には一生懸命働いていただくような

努力をしてくださいよという話をしながらいろい

ろやる。当然、それは何かといふと、働いて收入

がある分生活保護を下げるから、だからそういう

部分で抑制しようと思つていろいろ話をするんで

すけれども、なかなかやはり、自分が一生懸命本

來は汗を流して働いた收入で生活していく貴さ

といふものよりも、楽な道を選びたくなるという

人は人間の常ではあるんですが、やはりそこに二

つの道があるからこそ楽な方を選ぶと。

何が言いたいかといえば、道が同じならその一

本しかないのでですから、だから、先ほどの内

税、外税というふうに一つの道があるから、ごま

かしたいという気持ちの働く人は内税の方がいい

んじゃないのという人もいるかもしねない。

じゃ、生活保護と年金どっちが得なの、二つの

道がありますよといったら、それは得な方に行き

ましようねという人が多いのも事実かもしない

と。そうすれば、じゃ、道が一本、同じなら当

然、その生活保護と年金の最低額が仮に同じだつ

たとしたら、それが極端な話、三万円でも五万円

でも、もうこれが最低なんですというのが仮に

あつたとしたら、それは当然生活はできないわけ

ですから、じゃ、働ける人は働いて収入を得よう

と努力をするわけですね。働けない病気の人は當

然に医療費というのはちゃんと生活保護の人は担

保されるわけですから、だから、こういうような

非常に複雑なものが絡み合つて一つの社会の中で

の制度として、今、現存しているわけですよね。

だから、これをやはりしっかりと明確な基

準を国民党の皆さんに示して、そして、当然教育も

必要でしょう。子供たちに働くことの貴さや、や

はりそういう人のために働きながら、そして自分

が生かされている命は人のために使ってこそ、社

会のために役立つこそ、それが自分の生きる道

だというような、そういう仮に教育が徹底したと

したら、当然榮をして働かないでお金をもらおう

といふ人は少なくなるわけでしょうから、ある意

味、教育の部分も含め、全ての中であつていかな

きやならない、本当にこれは難しい制度であると

思うし、また、だからこそしっかりとやらなければ

ならない、国が確實にやらなきやいけない制度で

もあるというふうに思ふんですね。

だから、今の現状をすぐ変えられるということ

は当然ありません、保険料をずっと払ってきてい

る人はいるわけですから。ただ、ある時点でしつ

かりと決断をして、そして三十年後にはこういう

制度にするんだというふうに仮に決めたとした

い制度にするんだというふうに仮に決めたとした

家財政が逼迫して皆さんの自立ということも阻害

ら、当然、今から保険料を徴収をもうやめるとい

うことになつても、今まで払つてきている人たち

がいるわけですから、その人たちには当然払つた

税も入つた年金というのがあるのでないかと

思つております。

いずれにしても、生活保護については、この秋

に政府は、生活支援戦略ということで、ある意味で戦後初めてというか、戦後最大の改革プランを出すということにしておりますので、与党として

も一緒に協力していきたいと思つております。

○大島九州男君 ありがとうございます。

要は、道が二つあれば、本来ならつらい道を選

んでいくと世の中というのは良くなるんですけれ

ども、どうしても楽な道を選んでしまうというの

が世の常だというふうに思いますので、この社会

が保障と言われる生活保護と、今言う年金のこの二

本の道をやはり一体化をしていくようなことも含

めて考えていくと。

だから、要は、最低やつぱり国は国民の生活を

保障する義務があると思うので、そのレベルがど

こまでかといふものはひとつ考えなければなりま

せんが、あとは、やはり収入を持つて保険料を払

える人、又は世のためにそういうものがお金が出

せる人、消費税でいうなら、たくさんお金を使つ

て税金をたくさん払える人はしっかりと払つて

いたくというようなことも含めて、仮に余り収入が

なくともその全てを使って還元しようという人も

いれば、当然お金はいっぱい持つていて餘り

使わなくて税金払いたくない人もいれば、いろん

な人がいると思います。

ただ、やはりその部分の根底は教育にあると

いうふうに思いますので、年金制度、生活保護も

含めたこの日本の将来をやはり教育の中できつち

り皆さんにお示しをして、そして一緒に考えて

ただくような、そういう国になつていただくな

くことを、また我々がそういう道に導いていかなければ

ならない政治家の本分としての仕事をしつかりと

させていただかなければならないというふうなこ

とを強く感じているところでありますので、そ

いつたことを含めて今後も頑張つていくことをお

誓いして、終わります。

どうもありがとうございます。

○金子洋一君 おはようございます。民主党の金子洋一でございます。

今日の朝、ユーロが九十四円台ということになりました。そうした中で、今回の法案の経済的な影響についてお尋ねをしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、まず消費増税の景気に対する影響につきまして、経済財政の中長期試算を公表した後の古川経済財政・国家戦略大臣の記者会見での御発言につきましてお尋ねをいたします。

この会見では、記者から、モデルのシミュレーションの前提として、社会保障・税一体改革による消費税引上げは、国民が広く受益する社会保障の安定財源確保に向けたものと明確に位置付けられている、そのことから経済への影響は限定的になると想定されると記されておりますことについて疑問が記者から投げかけられまして、これに対して、古川大臣が以下のようにお答えになつております。今回の一体改革の下で行われます消費税率の引上げは、用途を明確にしないで行つ増税とは異なつて、社会保障財源化ということが明確になつておりますので、國民に還元されると広く受け止められることによります効果も見込まれると思つておりますとお答えになりました。

この御発言の真意について内閣府にお尋ねをしたいと思います。果たして増税が景気回復につながるのでしょうか。

○大臣政務官(大串博志君) お答え申し上げます。

先ほどの古川経済財政担当大臣の発言でござりますけれども、御案内のように、内閣府で経済財政の中長期試算というものを一月に出しております。それを受けての、それをベースとしての社会保障・税一体改革の経済への影響と、そういった中でのやり取りでございました。

今の古川大臣の発言は、今お話をありましたよ

うに、消費税増税分を社会保障に充てていくといふこの考え方をベースとして、そういう下においては、改革に伴う社会保障支出の増加があることに加えて、家計の実質所得への影響はありますけれども、消費税率引上げによる税収が社会保障財源として國民に還元されるという理解がきちっと得られていくことを前提に、社会保障に対する不安が軽減されることが見込まれるということが一つと、それをベースとすると、社会保障・税一体改革が経済に与える影響は、もちろん影響はあるものの、限定されてくるのではないかということを申し上げた趣旨だったというふうに理解しておられます。

○金子洋一君 ありがとうございます。

大串政務官は五月の十七日にBSの番組にお出になりまして、今御説明いたいたのは非ケインズ効果の話なんですが、非ケインズ効果というのはあるというふうにおっしゃっておられました。ただ、それについて、IMFの二〇一〇年の世界経済見通しの報告書の百五ページから百十五ページの辺りには、そのようなことはほとんど例がないと、そしてまた、日本のようにゼロ金利の制約がある国では更に経済情勢が悪化をするといふことを書いております。IMFというのは財政緊縮に非常に熱心な組織でありますので、そのIMFがこういった注意書きを付けているということとは、よほど我々としては心しなければならないんではないかなと思っております。

仮に景気が悪くなるとして、だからといって、いや、政府は非ケインズ効果が働きますというふうに言うのでは、かえつて政府に対する信頼が落ちて非ケインズ効果どころではなくなるという可能性すらあるのではないかと思つております。別に私は、ここで財政出動をどかんとやれと申し上げるつもりはございません。後で申し上げますけれども、やはり日銀による金融政策が必要になろうと思つております。

そこで、具体的にどうやって経済を成長させる

かについてでございますけれども、金融政策に入ります前に、個別具体的な論点につきまして岡田副総理と財務大臣にお尋ねをしたいと存じます。まず、岡田副総理にお尋ねをいたします。転嫁の問題につきましてです。

例えば、医療につきましては、仕入れに係る消費税の医療機関につきましては、仕入れに係る消費税分というのは、現行の診療報酬の体系では消費税分に十分見合った金額を補うことはできております。また、中小企業の問題にいたしましても、デフレの経済の下で販売価格に増税分5%を転嫁するということは、これは非常に難しいと思います。また、納入先が下請に対し、交渉力の差と申しますか力の差を利用していたしまして買いたたくといつたようなことも、これは大きな問題だろうと思います。

また、中小企業の問題にいたしましても、デフレの経済の下で販売価格に増税分5%を転嫁するということは、これは非常に難しいと思います。また、納入先が下請に対し、交渉力の差と申しますか力の差を利用していたしまして買いたたくといつたようなことも、これは大きな問題だろうと思います。

こうした二つの問題の解決につきましてどのよう取り組まれていくのか、独禁法の運用の問題もあるのではないかと思いますので、その点についてお聞かせをいただきたいと存じます。

○国務大臣(岡田克也君) 医療費の話は厚労大臣の方から後ほど答弁をしていただきたいと思いましてお聞かせをいただきたいと存じます。

○金子洋一君 ありがとうございます。

続いて財務大臣にお尋ねを申し上げます。

そのほかのいろんな業界でも問題が起きておりまして。

既に政府としては中間整理というものをお示ししているわけでありますけれども、委員も御指摘のように、消費税の転嫁の拒否あるいはこれに類する行為を行えないような立法措置の在り方について検討を行つということにしております。

それから、独禁法、下請法、不公正な取引方法ということになりかねないような場合のその通報窓口の設置を関係省庁に行つ、あるいはそれを

人的な手当てをすると、臨時的なものであります。が、そういったことについて進めていくということはもう方針として決まっているところでございます。

さきの三党合意に基づく修正案においても、独禁法、下請法の特例に係る必要な法制上の措置を講ずるというふうに規定していただいておりますので、そういうことも含めて、立法措置も含めしっかりととした対応を取つてまいりたいと、これが今回の消費税引上げに当たつて最も重要なこととの一つであるというふうに考えております。

○金子洋一君 ありがとうございます。

では、恐縮ですが、厚労大臣、お願いします。

○国務大臣(小宮山洋子君) 金子委員御指摘の医療機関の損税のことについては、平成元年もその次のときも診療報酬対応はしてきているんですが、特に高額なものを購入されたときに、そこにはぐく差が出るということもございますので、今回も関係者の方に集まっていただきまして、どのように対応するかを検討しているところです。

○金子洋一君 ありがとうございます。

続いて財務大臣にお尋ねを申し上げます。

そのほかのいろんな業界でも問題が起きておりまして。

既に政府としては中間整理というものをお示ししているわけでありますけれども、委員も御指摘のように、消費税の転嫁の拒否あるいはこれに類する行為を行えないような立法措置の在り方について検討を行つということにしております。

それから、独禁法、下請法、不公正な取引方法ということになりかねないような場合のその通報窓口の設置を関係省庁に行つ、あるいはそれを

取得税につきましては、昨年ですが、藤井税調会

長も、自動車産業のためだけではなく、明らかに二重課税で、税の論理としておかしいと発言をしておられました。消費税の税率が上がつてもこのままの状態ということになれば、非常に、先ほど冒頭でも申し上げましたけれども、円高が大変に進んでおりますので、我が国の自動車産業は大打撃を受けるということになってしまします。ガソリン税につきましても、三兆円近いガソリン税の一割が二重課税になるということになります。こうした点につきまして所管の省庁にお尋ねをしますと、当然前向きの御返事が戻ってくるんだろうと思いますが、査定官庁である財務大臣に、是非とも、この問題についてどのようにお取り組みいただけるのかということをお答えを願いたいと思います。

○國務大臣(安住淳君) 御質問が多岐にわたりますので漏れていらまた再答弁させていただきま

すが、自動車、住宅、それから取りあえずガソリン、それぞれ御指摘がありました。

平たく言うと山と谷ができてしまうと。住宅は特にそうですね。これをやつぱり平準化していくための政策的な配慮、それがまして景気影響を及ぼすのではないかということ、それから、購買意欲や企業の体力を考えた場合に、重量税、取扱税に、これに消費税がオンされると、五%、かなりお互いにとってメリットが少なくなっていくのではないかということですね。

車体課税については、方向性としては今御指摘がありましたがとおりでございます。そして、八%へ引き上げる時点までに抜本的な見直しを行ふよう三党で合意をしていただきましたので、私どもとしては、具体的に、重量税や取得税との消費税の中で何を具体的にどういうふうにしていくかということについてはこれからしっかりと議論をさせていただきたいというふうに思つております。このことについては、ユーダーの負担、それから業界の、そういう意味では企業としてのその税負担のありようというものを、御指摘のようなこともござりますので考えたいと思います。地方

自治体等からは、率直に言うと、取扱税等について二千億近い税収があるものですから、これがなかなかたときは大変困るというような意見もありますけれども、今御指摘のような点については、冒頭でも申し上げましたけれども、円高が大変に進んでおりますので、我が国の自動車産業は大打撃を受けるということになってしまいます。ガソリン税につきましても、三兆円近いガソリン税の一割が二重課税になるということになります。こうした点につきまして所管の省庁にお尋ねをしますと、当然前向きの御返事が戻ってくるんだろうと思いますが、査定官庁である財務大臣に、是非とも、この問題についてどのようにお取り組みいただけるのかということをお答えを願いたいと思います。

○國務大臣(安住淳君) 御質問が多岐にわたりますので漏れていらまた再答弁させていただきま

すが、自動車、住宅、それから取りあえずガソリン、それぞれ御指摘がありました。

平たく言うと山と谷ができてしまうと。住宅は特にそうですね。これをやつぱり平準化していくための政策的な配慮、それがまして景気影響を及ぼすのではないかということ、それから、購

買意欲や企業の体力を考えた場合に、重量税、取扱税に、これに消費税がオンされると、五%、かなりお互いにとってメリットが少なくなっていくのではないかということですね。

車体課税については、方向性としては今御指

がありましたがとおりでございます。そして、八%

へ引き上げる時点までに抜本的な見直しを行ふよ

う三党で合意をしていただきましたので、私ども

としては、具体的に、重量税や取得税との消費

税の中で何を具体的にどういうふうにしていくか

ということについてはこれからしっかりと議論を

させていただきたいというふうに思つていてます。

○衆議院議員(古本伸一郎君) お答えいたしま

す。

先生のおっしゃるとおりでございます。当時の

スの指摘だと思いますが、これは、個別間接税の

上にこういう税を乗せるというのは国際的なル

ルではあります。地球温暖化対策が一方でありますので、そうしたものとのバランスや財政状況を

三党の協議を踏まえて、具体的にこのユーザーの

皆さんの負担を軽減するような方向で私としても

考えていただきたいと思います。

住宅につきましては、本当にほとんどの国民の

皆さんにとりまして生涯で最も高い買物であると

いうことだとと思うんですね。前回の三%から五%

に上がるときにはやっぱり三十万戸程度の増減が

ありましたから。大変に受注が前の年は増えて、

一気にこれが、たしか百六十八万戸世帯ぐらい

だつたと、まあ間違つたら後で訂正しますが、こ

れが一気に百三十万戸世帯まで落ちていったと。

こうしたことがあるので、それを何とかならして

いかないと景気に對する影響が大きいということ

は言えると思います。

そこで、私どもとしても、今回、三党合意の文

書でも、十分な対策を実施するという意見があり

ますので、それを踏まえて、二十五年度以降の税

制改正及び予算編成の過程の中で総合的に具体的

な検討をしてまいりたいと思っております。

○金子洋一君 どうもありがとうございました。大変複雑だと思いますが、是非とも、経済に与え

る影響が大きいのでよろしくお願ひします。

続きましては、附則十八条に関するお尋ねをい

たします。

まず初めに、六月に修正をされて入りました附

則十八条二項の解釈につきましてでございます。

「税制の抜本的な改革の実施等により、財政によ

る機動的対応が可能となる中で、」というふうに

文言がございます。しかし、消費税の引上げは、

基本的に社会保障費四経費に充当をされます。そ

して、そこから押し出された分につきましては国

全額、社会保障費に充ててきた新規の赤字国債の

発行額を減らすべきだというふうに思います。

この赤字国債の発行額を全額減らさずに、その

浮いた分を公共事業に回すということは、社会保

障の充実に一%、そして現行の社会保障制度の安

定化に四%充てるなど既に閣議決定までして決めた

以上、不可能であろうと思ひますし、第一、そ

のことをより具体化していく方策の一つ

として、元案は「総合的な施策の実施その他の必

要な措置を講ずる。」と、経済が良くなるよう

ですね。ということに加え、「二項として、今御指

摘要の防災、減災等々、とりわけそのことについて

も「成長戦略並びに事前防災及び減災等に資する

分野に資金を重点的に配分」と、ピン留め限定し

ているかと承知していますが、そういう分野に

お金を使うということを検討するということに

させていただきますが、三党で精力的に話合い

ば、これは国民には頗向かができません。私はそ

なつていまして、このことを含めて三項で最終的に受けて、三パー、二パーの話、さらには三党協議の結果入ったこの二項を含めて、「前二項の措置を踏まえつつ、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずる。」ということありますので、先生の御指摘のとおりでありますし、そもそも財政再建にまでは充てるべきだと思つていますし、三党で合意したのは、あくまでも消費税五%の使い道を第二条で明確にピン留めをさせていただいております。

それから先の予算をどう組んでいくかという今後の、公共の在り方等々については今後の話でございますので、先生の御理解のとおりだと承知でございます。

○金子洋一君 ありがとうございます。

では、恐縮ですが、この十八条二項の問題について、岡田副総理、いかがお考えでしょうか。

○国務大臣(岡田克也君) 基本的には、今お話をあつたとおり、古本さんのお話と認識は共有しております。

ただ、一点、委員の御指摘の中で一%の新規の話以外に四%分というお話をございましたが、これは地方に行く分も含めておりますので、全額が一般会計上の国債の発行減につながるわけではないということだけは申し上げておきたいと思います。

○金子洋一君 ありがとうございました。

それでは、財務大臣、同じ……。

○国務大臣(安住淳君) 基本的に公共事業のばらまきをするつもりは全くございません。社会保障にこの金を充当していくことでございました。

二項のどちら方について、るる批判も含めて懸念もあると思います。私どもの考え方方は、財政再建をしつかり堅持をするということです。一方で、今、古本委員からもありましたが、三党合意の中でおっしゃられていることは、一項、二項でやっぱり経済をしつかり支えて、そして国民のこの消費税に対する引上げの影響といふもの

ができるだけやっぱり緩和をしていくように経済の底上げを図るべきだということだと思います。ですから、そういう点では、健全化というものが踏まえつつ、経済の順調な成長というものが見られない、これは国民も大変に不安に思っているふうに考えております。

そうした観点から申しますと、名目三%、実質リティーをしつかり付けていくということを見通して示したものであるというふうに私どもとしては理解をしています。

ですから、そのためには、しっかりと経済成長というものを図つていって税収も上げていかなければならない。ですから、二〇二〇年のプライマリーバランスのこの達成というものは、私どもいう意味では、公共事業をどんどんやっていく、ばらまきだというふうな批判を一部のメディアの方はなさいますが、三党を含めてそうした考えには立っていないというふうに理解しております。

○金子洋一君 ありがとうございます。

では、通告を申し上げておりますが、長妻先生、この件について何かございましたら是非お願ひします。

○衆議院議員(長妻昭君) 三党協議は、今もある

お話ありましたけれども、何か国家財政、国家の予算を全て三党でもう決めて合意したというわけではありません。ほかの部分についてはいろいろ議論の余地があると思います。

巷間言われているような非常に大きな公共事業のお金の話もござりますけれども、個人的には、それが仮にばらまきや無駄遣いに使われるということであれば、これは大変過大な数字であるといふふうに思っております。

続ましては、附則十八条の一項の方に戻らせています。名目三%、実質一%の経済成長の実現についてでございます。

八%への引上げというのは、来年の遅くとも十月には決定をしなければなりません。そこまで

に、その時点で明確な経済の順調な成長というものが見られない、これは国民も大変に不安に思っているふうに考えております。

そうした観点から申しますと、GDPデフレーターという物

二%の成長というのは、これはもちろん十年間ということでありますけれども、この名目と実質の差の一%というのはGDPデフレーターという物価指標で一%ということあります。これは消費

物価指数で申しますとプラスの一・五%程度に

はなるんだろうと思いますが、ここで、白川日本銀行総裁においておいでをいただいておりますので、そ

れまでにどのようにして、二月の十四日に中長期

的な物価上昇のめど一%というのを外に向けて明

らかになさいましたけれども、どのようにして

一%に持ていかれようとしておられるのかとい

うことについて伺いたいと思います。

○参考人(白川方明君) お答えいたします。

日本銀行にとりまして、デフレから脱却し、物

価安定の下での持続的成長経路に復帰するとい

ことは、これは極めて大事な課題だというふうに

認識しております。まさに今先生御指摘のところ

り、日本銀行は当面この一%が見通せるまで強力

な金融緩和政策を実行していくことでござ

ります。

過去を振り返つてまいりますと、二〇〇〇年に

ゼロ金利の解除をして、それが政策的に失敗で

あったということが明らかになった後に、二〇〇

一年に量的緩和を行つております。現時点でも、

ゼロ金利の政策を取つてゐるのにもかかわらず物

価が上昇してこない、あるいは株価を見ても明ら

か、そして円高も続いているということであります。

ゼロ金利の政策を取つてゐるのにもかかわらず物

価が上昇してこない、あるいは株価を見ても明ら

か、そしてゼロ金利だけでは不十分であるとい

うことは誰の目にも明らかではないかと思います。

なれば、量的緩和のような政策を取つていくべき

だと思いますが、いかがでしょうか。

○参考人(白川方明君) お答えいたします。

まず、短期金利がゼロ金利になつて、これだけで経済が持ち上がりつていかない、ということは、先生御指摘のとおりであります。この点で日本銀行は、したがいまして、より長めの金利に働きかけ

ていくということで、先ほどの、長めの国債の買入れを行ふとか、あるいは、ほかの中央銀行ではリスク性資産の買入

れを行なうということを行つております。この狙いとするところは、最終的に民間の企業が資金調達をする際の金利水準を下げていく、働きかけていくということに狙いがあるわけでございます。

先生、今量的緩和という言葉を使われましたけれども、今申し上げたゼロ金利環境の下で長めの資産を買い入れていくときには、この場合には中央銀行のバランスシートの拡大を伴いますから、そういう意味ではもちろん量的緩和という言葉が使われることもございます。しかし、この量の拡大それが自体が経済の拡大をゼロ金利環境の下ではもたらすものではないということは、これは今や主要国の中銀間ではもうほぼコンセンサスになつております。あくまでも資産を買い入れて金利環境に働きかけていく、あるいは実際の銀行の貸出態度に働きかけていく、そのことが需要を高め、そのことが需給ギャップに働きかけていつ物価が上がっていくところで、これは大変まどろっこしいというふうにあるはお感じになるかもしれませんけれども、しかし、金融政策という形で実現しようと思ひますと、そうしたオーネードックスなルートになつてまいります。

いずれにせよ、こういう政策をどういう言葉で呼ぶかは別にしまして、日本銀行としてしっかりとこの目標の達成に努力をしていきたいというふうに考えております。

○金子洋一君　ありがとうございました。

ただ、例えば、外国を見ると、米国ですかイギリスですか、そういう国を見てまいりますと、これはもう明確に量的緩和の領域に踏み込んでいるわけであります。アメリカにしても、QE2という形で、リーマン・ショックの直後、二〇〇九年の二月から大幅に資産を拡大をしている。これは短期の金融資産の供給、流動性の供給ではありません。それ以外のものを買っている。そして、バランスシートはずつと拡大をしたままになつております。いわゆる銀行券ルールという観点で見れば、アメリカの場合は、銀行券の、ドルの一・五倍ぐらいもうバランスシートを拡大をし

ておるわけであります。何でそれだけ大胆なことをするのかは、最終的に民間の企業が資金調達をする際に狙いがあるわけでございます。

資金需要がないからベースマネーを拡大してもすけれども、二月十四日以降、ベースマネーの拡大も、これはほとんどないわけです。百二十兆円とほぼ横ばいです。ベースマネーを拡大せず、そして、金利はゼロですからそれ以上下げられないということで、そんなことで、いや、これ以上でかかる脱却していくということを申し上げているふうにおっしゃつても、果たしてそれで説得力のある答えになるのかどうか、私はそこはきちんと考へていただきたいと思います。

○参考人(白川方明君)　お答えいたします。
日本銀行はベースマネーを増やしております。今、海外の中央銀行との比較で日本銀行が大胆ではないという趣旨の御指摘がございましたけれども、これは、日本銀行は、これはマネタリーベース、平均残高百十八兆円でした。一月で百十二兆円です。三月も百十二兆円。現在、百二十兆円です。増やさないんですか。

○参考人(白川方明君)　お答えいたします。

日本銀行はベースマネーを増やしておられます。でも、ほぼ横ばいで、一桁の数字しか増えています。それでも、これはインフレになるという弊害がないわけですね。これでいいのかどうか。弊害があるとお考えなのかもしませんが、弊害があるとしたら、これはインフレになるという弊害であります。ところが、我が国は長い間のデフレで困つてゐるわけですから、そんなもの全然弊害にならないわけです。

さらに、名目GDP比で見ると世界で一番拡張をしているんだとおっしゃいますけれども、その拡張の仕方が足りないから今円高になりデフレが続いている。さらに、ベースマネーが多いけれどもマネーサプライが少ないということは、要するに貨幣の流通速度、お金の巡るスピードが遅くなつてゐるからそういうことが起きているんであって、それは取りも直さず我が国が不況だからです。デフレだからです。通貨の供給が足りないわけですよ。

○参考人(白川方明君)　お金増やしますと、私

どもは、先ほど申し上げた数字を実現すべく買入れを増やすということは、ベースマネーが増えてまいりますけれども、しかしこのことだけで需要が増えていくわけではないということも、これは冷静に認識する必要があるということをございました。

現在の金利水準は、これ、ゼロ金利でございます。したがいまして、例えば、これ金融機関を考

えてみると、日本銀行が資金を供給しても、結果その金融機関は、得た資金、ベースマネーでござりますけれども、これを保有することにはこれがコストが掛かりません。したがつて、それをそつくりそのまま、また日本銀行に預けているわけです。このまま、日本銀行が、中央銀行が供給した資金をそのまま中央銀行に金融機関が置いている。しかし、金融機関はそのお金を使って貸出しをしない、つまり、それだけまだ需要が出てこないということです。ただ、この量を拡大する、買入れを行うことによって金利水準は下がつてくる。あるいは、銀行の貸出態度はこれ積極化しております。そのことは、確実に銀行が経済を支える力を増す方向に働いております。

先生は先ほど来、量のことをおっしゃつてますが、それとも、しかし、私の見るところ、F.R.Bも含めて、量それ自体で金融緩和の力を持つてゐるわけではなく、あくまでもこれは金利なんですよ。ということをバーナンキ議長は繰り返しあつしゃつております。そういう意味でも、私どもの主張は、これ、日本銀行の固有の主張ではございません。

○参考人(白川方明君)　金子洋一君、おまとめください。

○金子洋一君　はい。

○委員長(高橋千秋君)　金子洋一君、おまとめください。

世界の中央銀行で金融政策がデフレに無力だと

言つてゐるのは日本の中央銀行だけだろうと思ひます。

以上です。どうもありがとうございました。

○上野通子君　自由民主党の上野通子でございま

す。

本日は、質問の機会をいただきましてありがとうございます。順次、本日は、子ども・子育て関連法案について質問させていただきます。

まず最初に、今日の新聞の一面を皆さん御覧になつたと思うんですが、文部大臣の方から、いじめ防止、国が新組織を立ち上げるというそういう記事がございました。今まで、従来は個別介入をしないということで、いじめ問題に対して文科省は個別に意見を述べることもなかつたんですが、この記事によりますと、この大津市で起きた子供の自殺にまでつながつたいじめ問題をきちんと真っ正面からとらえていたので、初めてこうい

う自殺を、いじめ問題の後を絶たない、自殺までのつながるというこの状況を深く真剣にとらえていたい国姿勢が見えて私は大変うれしく思いますが、できれば、ただ組織をつくり上げたので

はなくて、真剣に子供たちの問題を取り組んでいたくためにも、全国のいじめ対応の常設機関という形で常時動かせるような機関にしてほしいといふこと、また、その中には、文科省の中につくられるということですが、省外からも専門性を持つドクターや、またいじめに対しているいじめかわってきた方々を登用していただければ有り難いと思いますが、本日は文部大臣が欠席ということで、何か文部副大臣の方から御発言があつたらよろしくお願いいたします。

○副大臣(高井美穂君) ありがとうございます。昨日「日曜討論」の中で平野大臣がそのように申し上げたところでありますけれども、上野委員御指摘のとおり、やっぱり我々も本当に今回の件、胸を痛めるとともに、思い切って対応できることを最大限やらなければならないというふうに思っております。その上での大臣の御発言で、これで悲しい事件、事故が起きるという状況が続い

やっぽり、学校、教育委員会、国、現場、いろんな社会全体がいじめをなくしていくということを取り組むために、少しその仕組みをしっかりと検討したいというふうに思っております。御指摘あつたとおり、やっぱり、内閣全体、政

府全体、いろんな知見をいただきながら、かつ警察との連携とか、いろんなところで最大限できる

ことを検討したいと思いますが、仕組みについて

は省内でももう少し詳しくやっていきたいと思いま

す。御支援というか激励いただいたと思って、しっかり取り組みたいと思います。

○上野通子君 一日も早くきちんとした形で立ち

上げていただきたいと思います。

人間にとつて一番大事なのは命ということをもう一回しっかりと子供たちの現場にも伝えて、みんなで命を守るように努力していかなければと思いま

す。

あわせて、子供に対しては、いじめ問題ばかりではなくて虐待等の問題も後を絶ちませんが、自民党としましてもこの問題を重くとらえさせてい

ただいて、特に女性局を中心として虐待問題対策の様々な取組をしておるところですが、先ごろ、「見逃すな 小さな叫び 小さな命」という自民

党の標語を公募しまして、このステッカーを作りまして、全国のキャンペーン活動も進めていると

お配りいたしました資料の中に、就学前教育・保育の実施状況、平成二十二年度版というものは、これは一番最新だそうですが、これがございます

が、この上の図のところを御覧になつていただ

くこと、この認定こども園法の中に入つておるか

といふ御質問でございましたけれども、この部分

は以前と変わつております。やはり、地域の子

育てをしっかりと支援していくということ、これ

は地域子育ての支援拠点という意味も含めまし

たところです。

○衆議院議員(田村憲久君) お答えいたします。地域における子育て支援というものが今回の新しく改正した認定こども園法の中に入つておるかといふ御質問でございましたけれども、この部分は以前と変わつております。やはり、地域の子育てをしっかりと支援していくということ、これ

は地域子育ての支援拠点という意味も含めまして、この認定こども園に大きな期待をいたしておりましたところでございますので、その部分はしっかりと守つてまいりたい、このようと思つております。

○上野通子君 ありがとうございます。安心いたしました。

それでは、本論に入らせていただきます。

まず最初に、幼稚教育についてお伺いいたしました。

先週、我が党の水落議員が幼稚教育の充実につ

いての御質問をされました。元々自民党は、高

校を無償化するよりも、まずは三歳児からの幼児教育の充実、義務教育の年齢引下げの方があつておるという考え方の下、幼稚園、保育園、そして今お

話がありました認定こども園における全ての三歳

のところには、①教育及び保育を一体的に提供できる、教育的な機能も保育的な機能も共に持ち合

わせる、そういう目的のこども園にしたい。そしてまた、地域における子育て支援の実施、子育ての相談や、また親子の集いの場も提供したい。そ

れは、家庭の教育とか育児能力が大劣化ってきていますので、それを補強するためという思いで自民党が立ち上げたんですが、さて、新しく新認定こども園となるわけですが、大変心配なのは、地

方が大変少子化が進んでおりまして、幼稚園、保育園だけでは成り立たないから、じゃ認定こども園にどう、そういう考え方でつくっているんじやないかという声も聞こんですが、自民党の発議者の田村先生、ここところ、きちんと元の、自民党が立ち上げたときの目的は変わらないで入つているかどうかを確認させていただきたいんです

が。

○衆議院議員(田村憲久君) お答えいたします。

これは一番最新だそうですが、これがござりますが、この上の図のところを御覧になつていただ

くこと、この認定こども園法の中に入つておるかといふ御質問でございましたけれども、この部分は以前と変わつております。やはり、地域の子育てをしっかりと支援していくということ、これ

は地域子育ての支援拠点という意味も含めまして、この認定こども園に大きな期待をいたしておりますが、一方で、保育所の方も実は保育の中でも幼稚教育をやつております。これはもう

思つておりますが、一方で、保育所の方も実は保育の中でも幼稚教育をやつております。これはもう

思つておりますが、一方で、保育所の方も実は保育の中でも幼稚教育をやつております。これはもう

思つておりますが、一方で、保育所の方も実は保育の中でも幼稚教育をやつております。これはもう

思つておりますが、一方で、保育所の方も実は保育の中でも幼稚教育をやつております。これはもう

思つておりますが、一方で、保育所の方も実は保育の中でも幼稚教育をやつております。これはもう

思つておりますが、一方で、保育所の方も実は保育の中でも幼稚教育をやつております。これはもう

思つておりますが、一方で、保育所の方も実は保育の中でも幼稚教育をやつております。これはもう

児から小学校就学までの幼稚教育の無償化を考えてまいりました。

そこで、自民党の発議者に質問をさせていただ

きました。

この法案成立後、幼稚教育の充実をどのように進めいくのか、修正案に沿つて御説明いただけますか。

○衆議院議員(田村憲久君) 幾つかのパターンがあると思うんです。一つは、幼保連携型の認定こども園、これは単一の施設として、また、認可指導監督を一本化するという中におきまして、こども園、これは

ども園、これは

たが、幼児教育と保育に大変関心が高まつております。まして、どの国もその質の向上と量的拡大、それに力を入れているところなんですが、何のためだと思われますか。もちろん大臣御存じだと思いますが、文科大臣いらつしやらないので、代表して厚労大臣にお聞きしたいと思います。

○国務大臣(小宮山洋子君) それは、やはり小学校に入る前の子供たちはそれからの人生の基を培うわけですから、そこのところになるべく良い形で全ての子供たちに良い幼児教育。そしてまた、今、日本などでは特に家族の単位も小さくなっていますし、先ほど虐待のお話もございましたけれども、なかなか小さな家族の中だけではその人間性とか社会性が育つというのが難しいことも出てきたりしていますので、その保育という意味も含めて、養護・保育ということも含めて、小学校に入る前の子供たちに全体として統一されたものが提供される必要があるのだというふうに考えております。

○上野通子君 人は人と接することで成長するということですね。ありがとうございます。そしてまた、もう一つの理由があると思うんです。それは、世界中が、特に先進国がこの教育に力を入れ始めたというのは国力を付けるためだと思います。未来への最大の、しかも重要な投資が教育であるともう全ての国が気付き始めて、人材教育に力を入れております。人材育成ですね。

そしてさらには、特に幼児教育の分野に、そこを重視した国家成長戦略として位置付けている国が大変多くなりました。例えばイギリスでは、最近、実質的に満四歳から義務教育が始まりました。フランスでも、先ごろ大統領選がありましたが、そのときに議論になつたのが、現行の六歳から三歳への義務教育年齢をいかに引き下げるかということ、今これが国民の最大の関心になつています。また、イスラエルでは、昨年から、義務教育という形ではないにしろ、満四歳児から公立校の幼稚部にその年齢の子供の九五%が何と通うようになつています。そして、お隣の韓

国ですが、李明博大統領は、先ごろ義務教育年齢を五歳に引き下げる方針を表明したばかりです。

こうして見ますと、各国の関心は、今、日本で、今この場で議論されているような待機児童の問題や幼保一体化の議論をもうちょっと超えて、一步先に進んで、幼児保育と教育の充実と強化、さらには義務教育の年齢の低年齢化ですね。ここに皆さんポイントを置いているんじゃないでしょうか。

そこで、日本もちよつと出遅れたとは思います

けれども、今後、国家戦略として幼児教育の充実をもうちょっと考えていくべきではないかと思うのですが、今後、幼児教育の充実、そして幼児教育の無償化も併せて取り組む重要課題と思われるかどうか、政府の御見解をいただきたいんです。

○副大臣(高井美穂君) 御指摘のとおりだと思います。

やっぱり幼児教育、保育、就学前の状況というのをきちんと整えることによって、本当に将来の人材育成ということで国力にかかるるということであり、我々も、幼児教育、本当に大事だと思っております。

○上野通子君 ありがとうございます。

当同じ考え方で、しっかりとこの幼児教育を全て、で生きるだけ全ての子供に教育、保育をきちんと就学

前に与えられるような環境を位置付ける、そのため財源もこの度七千億ということを御検討いただいているだけありますので、いろんな意味で、最大限幼児教育の充実に向けて今まで以上にこの法案成立の暁にも努力をしたいと思っております。

○上野通子君 ありがとうございます。

日本の教育を基として様々なアジアの国々が教育環境整備をしているところなんですが、それでも日本はまだまだ、OECD諸国の中では今はもう遅れてしまつた国として幼児教育に対する支出が極めて低い国になつてしまつてゐるんですね。こ

れはとても残念なことだと思います。

もう一つちょっと皆さんに考えてほしいことがあります。ございまして、では、この日本のもしかして幼児教育が進めることができると、そうなった場合に、満三歳から就学前までの幼児教育無償、今約三百万人の子供として計算した場合に、どのくらいお金が掛かると思われるでしょうか。財務大臣、お分かりでしたら。分からないです。

○副大臣(高井美穂君) お答えいたします。
平成二十一年五月の試算で、幼児教育の無償化、つまり、幼稚園と保育所に通園する三歳から五歳児の保護者負担を無償化するということにする追加費用として、試算として七千九百億円といふのを考えております。

○上野通子君 ありがとうございます。

そうですね、今、副大臣の答弁にありましたように、この平成二十一年五月十八日に文部省の今後の幼稚園の振興方策に関する研究会の資料、約三百万人対象分の幼児教育の無償化に必要な公費額は約七千九百億円なんですね、推定するとですね。

○上野通子君 ありがとうございます。

今回、修正案で出されたこの考え方も、先ほど田村議員からもお話をしましたが、我々もほぼ本當に考えて、しっかりとこの幼児教育を全て、で生きるだけ全ての子供に教育、保育をきちんと就学

前に与えられるような環境を位置付ける、そのため財源もこの度七千億ということを御検討いたしました、もう一声、これ入れていただければ、この七千九百億円、丸々幼児教育の無償化に充てる発議者、どう思われますか。

○衆議院議員(田村憲久君) 我が党も、政権公約の中に幼児教育の無償化というものを位置付けてきた経緯がございますから、これ実現を是非とも

していきたいわけであります。一方で、他の部分の強化、質の向上等々にもやはり費用が掛かるということです。まだまだ本当にこれが、子育て、幼児教育等々にはお金が必要なんだな

○上野通子君 ありがとうございます。

本当にお金が掛かる分野ですが、小宮山大臣もいらっしゃいますから、信じていますので、もつともっと子供関係の分野には財源を付けていただいて、本当に国家戦略としてこれから日本人全体で考えていかなければならぬ取組だと思いますから、政府も力を入れていただきたいなと思います。

は、認定こども園、幼稚園、保育園を教育保育施設として施設型給付が創設されることになります。そして、一方で、この届出保育施設、ちょっと分かれりにくいですが、これに対して修正案で届出保育施設を全体としてこども園として位置付けるというようなこども園給付を創設するこになつていきましたが、これに対する修正案で途行うことになりました。

修正案でこの施設型給付と地域型保育給付の別に正した考え方を発議者の方から御説明いただきました。

○衆議院議員(田村憲久君) 施設型給付というものは、ゼロ歳から就学前の子供たちに必要な保育の子供に関しましては、必要なその幼児教育、この子供にかかる費用をしっかりと給付するための給付を、これを保障するという部分と、それから三歳以上の子供に関しましては、必要なその幼児教育、この子供にかかる費用をしっかりと給付するための給付を、これを保障するというような給付制度でございます。

一方で、地域型保育給付に関しましては、小規模保育でありますとか家庭的保育というようなものに対する費用というものをしっかりと給付する、それを保障するというような給付制度でございます。

これに対する費用というものをしっかりと給付する、それを保障するという形にいたします。こういう形において必要な保育というものの、これは主に三歳未満という形になりますけれども、その子供たちに給付する、それを保障する給付であるということ

でございます。

なお、今回、この法改正の中におきましても、やはりこここの部分非常に重要だということでござりますので、質の担保もしっかりとやらなきやいないということです。そういうことも含めて我々しっかり議論をしてきたような経緯でございます。

○上野通子君 今、発議者の先生からもお話をましたが、この地域型保育給付には良い面もあるんですが、まだいろいろなリスクがあるということです。しかしながら、私としては、ここをなぜ財政支援をするようになったかということはきっと待機児童の解消がキーポイントになつてくるんじゃないですかと思うんですが、特にゼロ歳から三歳までということなので、そこがポイントだと私は思うんですが、厚労大臣の御見解をお願いします。

○国務大臣(小宮山洋子君) 施設型給付、認定こども園、幼稚園、保育所、そして地域型給付を小規模保育と家庭的保育という基本的な考え方は政府案の中でも入つてました。おっしゃいますように、地域型給付、小規模保育というのは二十人未満で、そして家庭的保育は五人以下の施設ですけれども、先ほどのお話にもありましたように、ゼロ、一、二歳は八割方家庭で見ている。そういう子供たちの中に待機児さんが多かつたり虐待があつたりということで、これまでも小規模保育はあつたんすけれども、財政支援が足りなかつたので、今度は地域型保育給付という形でこれをしっかりと財政支援をしていくこういうふうに考えてます。そしてまた、こういう小さいところの質が低下しないようにということで、認定こども園などからバックアップをするような連携強化ということも今回はしたいとうふうに考えてます。

○上野通子君 ありがとうございます。

なかなか一般の方には、これどういうものだろうと分かりにくいのが現状だと思いますが、お話をありましたように、ここは、例えば保育ママと

か、定員十九人以下の小規模保育施設とか、今まで認可されなかつた、財政支援のなかつたところをこれから支援していくという、大変家庭的な雰囲気で保育が受けられるというメリットは十分あります。ですが、デメリットもあるということですね。

例えば、認可施設に比べて職員配置、そして施設の面積基準が緩いとか、安全面の不安が残らないとかとか、いろいろ問題点あります。それらを全て参考基準で、曖昧でどこまでが認められるかがまだ分からぬ、疑問なところだと思います。

駅前にこういうものを建てたい、また駅構内のレンタルームを借りたい、開設したいという場合、保育の施設のその部屋の中にはトイレがない、でも駅構内にはトイレがある、マンションのその同じフロアにはトイレがある、こういう場合には認可してしまつのでしょうか。それとも、このようない場合は認可ができないのでしょうか。ちょっと具体的な問題なんですが、お答えできるようでしたら、大臣、お願ひします。

○国務大臣(小宮山洋子君) 具体的な御通告いただいてないので、個別にはなかなかお答えし難いと思うんですけど、この地域型の小規模とか家庭的保育のところも質ということが言われますけれども、職員の配置も园、幼稚園、保育所の新築や認定こども園の幼保一体のための保育所の新築や認定こども園の調理室の新設にかけましては、確かに駄目という厳しい判断もできるようなシステムに完成させていただけないかなということを思っていますので、幾ら待機児童解消とはいえ、何でもいいというものではなくて、やはり駄目なところは駄目という厳しい判断もできるようなシステムに完成させていただけないかなということを思っています。

次にお伺いしたいのは施設整備費についてです。施設整備費で、まず幼稚園の施設整備費についてお伺いします。施設型給付が創設されますと、私立幼稚園の施設整備費については、この施設型給付に組み込まれるのでしょうか。また、その際、従来の私立幼稚園施設整備費補助と比べて補助額は、補助率でですね、割合は少なくなってしまうのでしょうか。さらには、新たな施設型給付の給付を受けない現在の制度のまま運営していく幼稚園も残るわけで、どうなるのか、発議者の方、お願ひします。

○国務大臣(小宮山洋子君) 現在、幼稚園には都道府県から私学助成、市町村から就園奨励費が支給されまして、また保育所には市町村から保育所運営費が支給されていますけれども、新たな制度では、認定こども園、幼稚園、保育所に共通する施設型給付を創設をいたしまして、市町村の確認を得た上でこうした施設に財政支援を行うよう

仕組みにしています。それで、確認を受けない幼稚園の財政支援につきましても、これはおっしゃったように、施設型に対する助成について定めた五十六条の二の対照表がございますので見ていただきたいなと思う

はなるべく緩める形で、今回も横浜市さんで御活用いただいてかなり待機児さんが減つているケー スもございますので、個々のケースについては、また消防庁の関係とかいろいろありますので、個々に対応させていただければと思つています。

○上野通子君 国としてしっかりと財源を付けていくことは、責任も持たなきやならないと思います。都道府県に対して曖昧な参考基準でいいよというわけにはいかないと思つんですね。個々に対応させていただければと思つています。

○上野通子君 法案骨子には、政府は、待機児童のための保育所の新築や認定こども園の幼保一体化施設への移行のための幼稚園の調理室の新設には別途ちゃんと支援をしますということはうたつてます。が、今は話にあって、私、ちょっと分かりにくかったのでもう一回お願ひしたいと思うのは、現在の制度のままいく幼稚園についてお伺いします。

○副大臣(高井美穂君) 済みません、幼稚園の施設整備については文科省の予算ですでのお答えを申し上げたいと思います。

○国務大臣(高井美穂君) 済みません、幼稚園の施設整備についても文科省の予算ですでのお答えを申し上げたいと思います。

○副大臣(高井美穂君) 済みません、幼稚園の施設整備については文科省の予算ですでのお答えを申し上げたいと思います。

○上野通子君 ありがとうございました。是非ともよろしくお願いします。

○上野通子君 次に、済みません、今度は保育所の施設整備費です。小宮山大臣、よろしくお願ひします。

お手元の資料、用意しました資料の児童福祉施設に対する助成について定めた五十六条の二の対照表がございますので見ていただきたいなと思う

んですが、この真ん中が改正案になっていますが、これは元々の政府の改正案で、四行目のところを見ていたら、児童福祉施設について、「保育所を除く。」という文言が政府の改正案に入つて、一番上が修正後の改正ですが、それがそのまま修正後の改正案の条文にも残つております。

つまり、このまま解釈すると、施設への補助金制度が保育所については廃止されてしまうのではないか。保育所の新設、修理、改築又は整備に要する今まで四分の三以内で補助が付いていたと思うんですが、それが削除されてしまうのではないか。保育所の新設、修理、改築又は整備に要します。

○国務大臣(小宮山洋子君) 先ほど、一定割合に相当する額を平準化してと申し上げたのはここ部分のことで、保育所の設置は新規建設だけでなくて賃借も含めたいろいろな方法が考えられますので、新しい制度では、保育所の施設基準に基づく整備費用と減価償却費の全国的な状況を勘案いたしまして、その一定割合に相当する額を組み込む形で給付費委託費を設定をして、長期にわたりて平準化した形で施設整備を支援することにしています。

御指摘のとおり、改正案では新制度に移行しないほかの児童福祉施設を含む個別の施設整備補助を規定いたしました児童福祉法の第五十六条の二からは保育所に対しましては、当面緊急に対応する必要がありますので、一つは、増加する保育需要に対応するための施設の新築や増改築、また施設の耐震化などに対しまして市町村が計画的に対応できるよう、児童福祉法五十六条の四の二と三に基づいて交付金による別途の支援を行うことにしています。こうした施策の組合せによりまして、市町村が地域の学校教育、保育の需要に確実にこたえることが可能になるように支援をしていきたいと思います。

そしてまた、おっしゃいましたその四分の三の件ですけれども、現在の安心こども基金からの施設整備補助は四分の三が公費による補助となつてますので、新制度の実施に当たりましても、先ほど申し上げたように、下げるということはいたしませんので、現在の補助水準を維持すること、これを基本に考えたいと思つています。

○上野通子君 発議者の先生、これでよろしいの一言コメントいただけますか。

○衆議院議員(田村憲久君) 待機児童の問題、保育の需要が増大する等々のお話もございましたが、現在あります保育所、これも更新していくべきときやいけないわけでありまして、ここがしっかりと補助対象にならなければ、待機児童は、元々これがなくなっちゃうわけでありますから待機児童の解消になりませんので、そこも含めてこれは私は読み込まれておるというふうに認識いたしております。

○上野通子君 お二人から、安心してください、大丈夫だ、別の交付金制度できちんと対応するというお返事を、答弁いただきました。信じてます。よろしくお願ひいたします。

それで、もう一つ確認は、先ほど、新制度は上限の四分の三、これ以上でもいいんですが、これは補助の最低として守つていただけるんですね。もう一度確認します。

○国務大臣(小宮山洋子君) はい。現在の補助水準を維持することを基本としたいと思っていま

す。

○上野通子君 ありがとうございます。安心しました。

○國務大臣(小宮山洋子君) ちよつとそれは誤解があるかというふうに思います。

今回、保育料などを設定する際に、幼児教育だけが必要な子供とあと保育が必要な子供を短時間と長時間に分けたというのは、今は短時間であつても一定の保育料を納めていたりていますが、短い時間で済む方の場合はそれに見合った保育料で済むと、安く済むということも含めまして、保育は短時間と長時間で保育料の設定などをしたということで、中で行なうことがクラス分けを変えとか仕事をばらばらにするとかいうことではございませんので、御心配のよくなことは当たらぬことだと思います。

育の提供体制の確保義務ということに一時改正されました。ところが、それが三党協議を得て元のしかしながら、これだけではちょっと不安な部設整備補助は四分の三が公費による補助となつてますので、新制度の実施に当たりましても、先ほど申し上げたように、下げるということはいたしませんので、現在の補助水準を維持すること、これを基本に考えたいと思つています。

○上野通子君 発議者の先生、これでよろしいのですか。後回し、後になってしまつたんですが、一言コメントいただけますか。

○衆議院議員(田村憲久君) 待機児童の問題、保育時間がちょっと変わつてきます、保育所の短期に預かる子、それから長期に預かる子と。保護者の就労時間に合わせてこのように変わつてくる保育時間の在り方なんですか。これから予定だということですが、乳幼児の保育時間は、親の就労時間を配慮しつつも、大事なことは、その場所で子供の生活の発達の保障のそこの視点を失つてはいけないという、これが絶対条件だと思うんです。

例えば、これからは短期預かりの子と長期預かりの子とを分けてもしかしたらクラス編制もするのかもしれないですが、そうしますと、保育所の全体としての、例えば何かイベント的なもの、行動的なものを組む場合に、遠足はどうするんだ、運動会はどうするんだ、またお昼の時間もばらばらになつてしまふんじやないかと。大変現場は、いろんな複雑化をするんじやないかといつて問題をたくさん抱えているのは事実なんですが、この集団的行事がまとまらなくなつて幼児自身が精神的不安も抱えるようになるんじやないかと、こういう点が出てくることに対する何かござりますか。

○国務大臣(小宮山洋子君) ちよつとそれは誤解があるかというふうに思います。

次に進みたいと思います。次も法案ですが、法律です、これは児童福祉法二十四条に関して質問したいと思います。

ここで、保育所における保育は市町村が保育の実施義務を担うということが現行の児童福祉法の基本的な理念だと思いますが、最初の、当初の政策ではこの部分が変わりましたとおり、市町村の保

ざいませんので、御心配のよくなことは当たらぬことだと思います。

○上野通子君 今の御答弁ですと、例え四時間の子は四時間たつと保護者が迎えに来るわけで、楽しい時間がその後にある、もしかしてあるかも知れない、クリスマスの何かイベントがあるかも知れない、でも出られなくなる可能性もあるといふことを、これは保護者も、施設の特に保育士さんの皆さんのが大変心配しているところなんですが、ここはどういうふうにじや考えればよろしいですか。

○国務大臣(小宮山洋子君) それは臨機応変といふか、その場その場で、やっぱり四時間の子供であっても、クリスマス会があるといつたら親もそこに参加させたいと思うことで、それは実情に合わせて行われることだとうふうに思います。

で、四時間来たからクリスマス会なのに帰りなさいなんということはあつてはなりませんし、これからその中身については、先ほどから申し上げるように、子ども・子育て会議にそれはもう保護者の方も関係者の方もみんな入つていただきて、これまでには余りそういう形で行われなかつた施策の立案から後のチェックまで全部行き届くようになりますので、そういう普通に考えて子供のためにおかしななどいうことは起こらないようになりますので、そこでもそうしたことは御心配にならないでいいような形で作つていいかといふふうに思っています。

○上野通子君 ありがとうございます。一時間、二時間なんというようなものを施設で継続的に過ごすというのは余り良くないと。今もおっしゃられましたとおり、一時間の子はいる、四時間の子はいる、八時間の子はいる、こういう形だと保育所も、また子供を預かる施設

も十分な対応ができないということでございましたて、大体、それは短時間保育といつても平均的に常識的な数字、まあ六時間ぐらいが一つの目安ではないかという議論をさせていただいておるような次第でございまして、そんな方向の中でこれから政府の中でお決めをいただけるものと我々は期待いたしております。

○上野通子君 ありがとうございます。

どうぞ、やはり子供のための保育所ですので、子供の視点に立つて、子供が楽しいことをできないで帰ってしまうとか、何か精神的不安を持つような状況をつくり出す、時間で切るような、切り売りするようなことというのはやっぱりあってはいけないことだと思いますので、これから御検討をおよろしくお願いします。

もう一つ関連で、これから要保育度認定があるわけですが、その要保育度認定の在り方についても運用の改善を考えていいただきたいと思います。

例えば、普通にサラリーマンとしてお仕事を持っている方々ならそこの企業から、会社から認定していただければ問題ないことも、例えば自営業又は農家の方、こういう世帯については誰がどのように認定するのか。また、もう一点、遠距離通勤で途中で保育所に預けていく、こういう方もいらっしゃる。その通勤時間の勘案などはどうしていらっしゃいのかと。やはり様々なこれに対しても問題が出てくる可能性があると思いますが、大臣、お答えいただけますか。

○国務大臣(小宮山洋子君) 今回は、子供たちの問題でずっと懸案になつてまいりました保育に欠ける子しか預けられないというような定義を変え、保育が必要な子はその認定をされるという形にしておりますので、そういう意味では、今おっしゃったような通勤時間も含めて、その子にとつて必要な時間帯はきちんと認定される方向にしていきますので、そういふうに思いますし、これまでには認可をすることと、そのやはり受け入れる施設が足りなければそれは認めないというようなこと

があつて、確実なニーズも把握できない状況だつたものを、今回は必ずその分の受皿をつくつて認めなければいけないという形にしますので、今回指定制ではなくて認可制ということが三党協議の中で決まりましたけれども、認可を、今までどおりに認可ではなくて、その幅を広げて、その必要性供たちはきちんと受け入れる体制をつくり、そこに財政支援もすると、ということですで、子供たちにとって必要な教育、保育が受けられる体制をしっかりとつくりたいと考えています。

○衆議院議員(田村憲久君) 子供にとって必要な認定、これは保育の必要という意味ですか。必要な場合の認定という……

○上野通子君 発議者からもお願いできますか。

○衆議院議員(田村憲久君) 認可か確認かという話。

○上野通子君 認定です、認定制度の……

○委員長(高橋千秋君) もう一度質問をしていただけますか。

○衆議院議員(田村憲久君) 済みません。申し訳ない。

○上野通子君 済みません、先生。要保育度認定の在り方の中で、運用改善ということと、保護者が親が保育所に預けるときに必要な認定の制度が、親が保育所に預けるときには、この二十四条一項に基づく市町村による保育の実施義務、これは児童福祉法の規定の位置付けが変わらない限り委託費として支払う仕組みも変わらないので、特段の期限は設けていいということがあります。

○衆議院議員(田村憲久君) これから政府でいろいろと御検討いただくんだと思いますけれども、今まで保育が欠けるというような言葉を使っておりました。欠けるという言葉は古い言葉でございますので、今かなりの方々がダブルワークでござりますから、そういう意味からすれば、保育の必要な場合という言葉に今回変えさせていただいています。

○衆議院議員(田村憲久君) これまでに、おわせて幼稚園は三十五人となつております。この配置基準

では、市町村は児童福祉法の第二十四条第一項の規定により保育所において保育を行うために私立保育所に対する委託費を支払うことにしておりま

す。それで、この二十四条一項に基づく市町村による保育の実施義務、これは児童福祉法の本則上に明確に位置付けられておりますので、この

規定の位置付けが変わらない限り委託費として支払う仕組みも変わらないので、特段の期限は設けていいといふことです。

○上野通子君 ありがとうございました。これで安心いたしました。

次の質問に入らせていただきます。

○衆議院議員(田村憲久君) これまでに、おわせて幼稚園は三十五人となつております。この配置基準

らの自治体では預けられるのにこちらには預けられないなんというような問題がございましたの

で、そこは國の方において明確な基準をつくつて、いたいで、今言われたような、そういう家庭の方々もお子さん方もしっかりと預けられるよう

な、そんな制度といいますか、そういうふうな基準にしてまいりたいと、このように思つております。

○上野通子君 二十四条関連、もう一つ質問をさせていただきます。

これは子ども・子育て支援法の附則第六条に

もかかる問題なんですが、民間保育所への委託費ですね、この委託費に関する規定が、この支給についても運営の改善を考えていいただきたいと思

います。

○上野通子君 二十一条関連、もう一つ質問をさせています。

これは子ども・子育て支援法の附則第六条に

もかかる問題なんですが、民間保育所への委託費ですね、この委託費に関する規定が、この支給

については当分の間と規定されています。この当

分の間とは一体いつまでのことを指すのか。ま

た、当分の間の後は一体どのよだんな形の支給方法

になつていくのか。厚労大臣、よろしくお願ひし

ます。

○国務大臣(小宮山洋子君) 子ども・子育て支援法では、市町村は児童福祉法の第二十四条第一項

の規定により保育所において保育を行つたために私立保育所に対する委託費を支払うことにしている

わけです。それで、この二十四条一項に基づく市町村による保育の実施義務、これは児童福祉法の

本則上に明確に位置付けられておりますので、この

規定の位置付けが変わらない限り委託費として支

払う仕組みも変わらないので、特段の期限は設け

ていません。そこで、私はもし保育士であつて、

一歳から二歳児六人見ると、いつたら、多分狂つてしまふと思うんですが、この配置基準を大臣はどうとらえているか、コメントをいただきたいと思

います。

○国務大臣(小宮山洋子君) 私自身もゼロ歳児保

育、育児休業ない中で三人男の子育ててきました

ので、もう両手だけでは足りない状況はよく分か

りますし、私自身も六つの保育園に子供たちを預

けてまいりましたので、いかにそれが大変かはよ

く分かつております。

○国務大臣(小宮山洋子君) ですから、今回も、やはり今、保育士さんの資

格を取つてもならない方の方が多いわけなので、

何とかその処遇を上げていきたい。そういう意

味で、今回、消費税をお願いをする中で質を改善

したいと思ってる大きな部分は、この配置基準

を、例えば三歳児のところの二十対一は二歳まで

六対一なのに急に上がりますので、例えばここを

めに自治体によつてかなり差がありまして、あち

ちなみに、こちらにいらっしゃっている大臣の

優先順位を見極めながらその配置基準を改善をしたり、職場に定着を図るために研修機会を確保したり、キャリアアップができるようになります。待遇の改善を含めて、これは恒久的な財源に優先順位を付けて、そのところはきちんと取り組めるようにしていきたいというふうに思っています。

○上野通子君 大臣の方から三歳児の二十人は改善しましょうというお話、ありがとうございます。

しかしながら、それだけでは私はまだまだ無理だと思います。保育所へ行っているなお話を伺いましたら、お話を伺っている間にも次から次から子供たちが寄ってきて、全くお昼など食べる時間もない、トイレに行く時間もないような忙しさです。

さらには、最近はもう保育所でいろんな問題、様々な子供の問題が起こるので、いろんな通達が来まして、これのチェックあれのチェックをしないといふことで、まずSIDSチェックというのがあるんですが、これ、御存じですか。これは、SIDSというのは突然死なんですって。この突然死予防のチェックというのがあるそうで、保育士さんがやつとのことお昼寝の時間に寝かし付けた子供たち、自分もほつとしてやつと同飯食べられるかなと思うとそうじやなくて、十五分に一回、子供たちが寝ていて大丈夫かどうか、そばに耳をくつけて息をしているかどうかとか、そういうチェックを一人一人にしなきゃならない。十五分に一回で、これ、チェックリストもいただいてきたんですが、物すごいやることがたくさんあるんですね。まず、寝ている時間、皆さん一緒に寝ましようといつても一緒に寝るような保育所の状況ではないので、ぱらぱらに寝る。寝た時間もチェックして、その寝た時間から十五分ごとに計らなきゃならない。

そしてまた、それだけではありません。最近は食品アレルギーの子が増えました。一人一人違うんです。ピーナツ食べてはいけない子がピーナツ食べちゃつたら大変だわ、これは保育園の責任で

すとかと言われてしまう前に、それぞれ献立を一人一人のために作らなきゃいけない。この作業だけでも大変なのに、一緒に食べさせると同時に、隣の子はアレルギー持っている、うちの大丈夫だ。でも、隣のアレルギー持っている子が、おいしそうだからといって隣のお友達の食べちゃった。これ、事故ですね。でも、こういうことがあって、少しでもいい形でお子さんたちを見ていて、でも、保育士さんの監督が悪かったということになってしまいます。これで非常に神経使っています。

そのためのチェックリストもたくさんあって、そのほかに、環境チェックリスト、栄養チェックリスト、それから毎日の衛生チェックリスト、たくさん、それこそ一人自分がこのぐらいになるようのが毎日毎日書かなきゃならない。しかも、その八時間の中で書かなきゃならない。ほかに、毎日小さい子は親に対して日記みたいのを保育士さんは書かなきゃならない。物すごい体力も消耗しますが、神経も使い、寝る間もない。

○國務大臣(小宮山洋子君) 先ほどの突然死をチェックするために、それはやっぱり安全にかかるところはなかなか省けないんですが、例えば記入の仕方とか、それをもつと簡略化するとか、なるべくそういう事務作業で手を取られると思っています。

本当に保育の現場が厳しいということは、私も所を見回りましたけれども、今度、幼稚園の教諭の皆さんも一緒にやるような形になりますとお互いにその足りないところを補い合えて、そこ

のところもプラスになるというようなことも聞いています。

○上野通子君 子供を持つお父さんの代表として是非とも財源を付ける方に協力していただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

あわせて、幼稚園の方、今の表を見ていただいているので、今、保育士の免状は持っているけれども、よく見てまいりましても分かつていま

す。今回、幼保連携型の認定こども園などで、幼稚園の方はまだお子さんが少なくなつて空きがあるというようなケースもありますので、私も何か

被災地に対し、被災地の保育士とか幼稚園の先生方が、あのとき大変な思いをして子供たち命を救つた。しかしながら、まだ再建もできず、そして子供の分野の復興が足りないということがあります。最後になりますが、被災地の認定こども園について現状をお聞かせいただきたいと思います。

○上野通子君 是非とも、両大臣、三大臣です、よろしくお願ひいたします。

○副大臣(高井美穂君) 質の改善の中でやつぱり優先順位付けながらこれもやつていいたいと思っております。小学校の方、やつと三十五人学級ということで実現をしてまいりましたので、やつぱりもつと就学前教育の方も充実させるように頑張つてまいりたいと思います。

れども働いていない方、潜在保育士さんが働けるようにすることとか、両方の免許を取りやすいようになります。

○副大臣(高井美穂君) 質の改善の中でやつぱり十五対一、これはいかがでしょうか。高井副大臣、よろしくお願ひします。

これ小学校だって減らしているのに、幼稚園で三

月

その場合には二十三年度の第三次補正予算で創設をしました保育所等の複合化・多機能化推進事業によつて国庫補助率、基準額をかさ上げをしていところです。

具体的なことは、通告いただいたいませんでしたので、今把握をしていませんので、また委員の下にお届けをしたいというふうに思います。

○上野通子君 子供たちは日本の中で平等に扱われなきやいけないと思います。被災してまだ悲しい思いをしている子供たちもいますので是非とも御支援よろしくお願いします。

もうちょっと時間があるんですが、皆様おなかもすかれたことでしょうから、この辺でまとめさせていただきたいと思います。

今回は、消費税増税に対しての国民の評価が大変厳しいものとなっています。しかしながら、私が様々な方々に聞くと、日本の将来のため、未来のために子供への投資を、これは惜しまないから、子供へ投資するんだつたら喜んで増税に賛成するよという方々の声が大変多い。

そういうふうに評価されておりままで、実際財務大臣のお力が必要となるんだと思いますが、お父さんだから、信じていますから、是非ともよろしくお願ひするということですね。何よりもその財源を増やしていただいて、さらには幼児教育、保育の無償化に向けて大きく一歩前進していただいて、諸外国に負けない、未来にとって大事な大事なすべきことをお願いします。

本日はありがとうございました。

○委員長(高橋千秋君) 午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午後零時十三分休憩

午後一時開会

○委員長(高橋千秋君) ただいまから社会保障と税の一體改革に関する特別委員会を開いたしま

す。

委員の異動について御報告いたします。

本日、西村まさみ君が委員を辞任され、その補欠としてツルネンマルティ君が選任されました。

○委員長(高橋千秋君) 休憩前に引き続き、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案外七案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

私は二十六歳のときに地元長野市で公認会計士の事務所を開業いたしまして、上場企業の監査など地域の、地方の金融機関の監査あるいは税務申告というようなことをやっておりました。業務を通じて、地方の経済の本当に疲弊をしているさまというのを目の当たりにしてまいりました。バルが崩壊してから二十年、全国レベルではイザナギ景気超えの景氷回復期というときもありました。その都度景気が変動していたわけですから、地元の長野なんかもそうですが、戦後目標が統合したり、やはり拡大していくのではなくて縮小していく経済の状況というのが、人口の減少とともに相まって、やっぱり経済の勢いをそいでいるのではないかと思います。

そういう中で、投資場所がなくなつて、公共投資をする、ある程度道路の舗装率とか、例えば御地元の長野なんかもそうですが、戦後目標してきた言わば一つの目標を達成するほど、ある意味での公共投資というのはやつてきたと思いま

すが、しかし、地域の雇用を支える、それが建設業にとつては大きな痛手になつているのではないかと思います。

これから、やはり地方の復活なくして日本の再生はないというふうに私も思つております。国際化の波も、実は一番受けているのは地方でござります。農業もそうだと思いますが、実は私の地元の宮城県でも、水産業に携わる方はもしかすると東京におられる方よりもはるかに国際化の中で頑張つて収益を上げようということでやつておりますから、こうした方々に対する支援はしていかなければなりません。一方で、こうした地方、長野県もそうでない。一方で、こうした地方、長野県もそうでない。一方で、こうした方々に対しても、言わば我々として経済的な面からも支援はしていかなければなりません。一方で、こうした方々に対しても、言わば我々としては経済的な面からも支援はしていかなければなりません。

本当にずっと先細りしてきました。その一方でかい工場や何かはどんどんと海外へ転出していく中で、産業の空洞化が進む、要するに地方に金が全く回っていない。こういうことが大きな地域経済が疲弊している現状ではないかなと。こうした産業構造の変化に対して政治がもつと真っすぐ向き合つて答えを出していかなければいけない、それが二年前、私が初当選をしたときの選挙に對する手当てもしつかりやつていきたいと。

で訴えたことでございました。

地方の経済のこうした現状を思うと、消費税を上げる前にざくつとしたいわゆる新成長戦略、マクロ経済としての対策、これももちろん必要ですけれども、一方、地方の経済の今の実態に合わせたきめの細かいしっかりとした景気対策というのも必要なのではないかと、このように思うわけですけれども、この点について財務大臣の御所見をまずお伺いしたいと思います。

○國務大臣(安住淳君) やはり、私も人生の大半

地方で送つておりますけれども、人口が減つて、本当に県庁所在地以下の地域においては、小中学

校が統合したり、やはり拡大していくのではなくて縮小していく経済の状況というのが、人口の減少とともに相まって、やっぱり経済の勢いをそいでいるのではないかと思います。

そういう中で、投資場所がなくなつて、公共投資をする、ある程度道路の舗装率とか、例えば御地元の長野なんかもそうですが、戦後目標

に統合したり、やはり拡大していくのではなくて縮小していく経済の状況というのが、人口の減少とともに相まって、やっぱり経済の勢いをそいでいるのではないかと思います。

そこで、私は、やはりこのままでは、国土強靭化政策といふことを打ち出しております。

○若林健太君 自由民主党・たちあがれ日本・無所属の会の若林健太です。会派を代表して質問させていただきたいと思います。

私は二十六歳のときに地元長野市で公認会計士の事務所を開業いたしまして、上場企業の監査など地域の、地方の金融機関の監査あるいは税務申告というようなことをやっておりました。業務を通じて、地方の経済の本当に疲弊をしているさまというのを目の当たりにしてまいりました。バ

ブルが崩壊してから二十年、全国レベルではイザ

ナギ景気超えの景氷回復期というときもありました。その都度景気が変動していたわけですから、地元の長野なんかもそうですが、戦後目標が統合したり、やはり拡大していくのではなくて縮小していく経済の状況というのが、人口の減少とともに相まって、やっぱり経済の勢いをそいでいるのではないかと思います。

そこで、私は、やはりこのままでは、国土強靭化政策といふことを打ち出しております。

○衆議院議員(野田毅君) 問題意識は全く共有一

たしております。特に国土強靭化というと、ちよつとイメージ的にいろいろな意見があるんですね。

が、同時に地方経済強靭化という言葉も併せて言つていいと思うんですね。地方の経済基盤をどう強化するかということを含めて国土強靭化といふことだらうと。

その中には、都市、地方を別としても、人材開

発であつたり育成であつたり、あるいは研究開発であつたり、新たな日本の経済を引っ張つてい

ます。農業もそうだと思いますが、実は私の地元

の宮城県でも、水産業に携わる方はもしかすると東京におられる方よりもはるかに国際化の中で

頑張つて収益を上げようということでやつております。農業もそうだと思いますが、実は私の地元

の宮城県でも、水産業に携わる方はもしかすると東京におられる方よりもはるかに国際化の中で

頑張つて収益を上げようということでやつております。

そこで、私は、やはりこのままでは、国土強靭化政策といふことを打ち出しております。

いずれにしても、視点のウエートを是非方に置いて、我々の日本の再生に向けて様々な施策を講じていきたいと思っております。

○若林健太君 午前中の質疑の中で金子委員から大幅な公共事業投資についてはどうかという、こ

ういう御意見もございました。もちろん、この消費増税の財源は使途が限られているわけでありますが、それをそこへ使つということを私ども言つておるわけじゃありませんけれども、我が党は国土強靭化政策ということを打ち出しておりま

すし、また公明党も防災・減災ニユーディールということを言つております。

今回の附則十八条二項でも、事前防災・減災に資する分野に重点的に資金配分する、三党の中で合意をいたしているわけでございますし、私は、やつぱり消費増税の前にしっかりとした地方

に對して一定の政策が必要だと、このように思いましたが、これは我が党自民党の提案者の方からこそ、やつぱり消費増税の前にしっかりとした地方

は、したがつて当面一〇%でできる内容の社会保障制度の改革、改善であるということを言つておるわけです。一方で、長期的な角度からの社会保障制度改革ということになれば、とてもじやないが、一〇%程度の消費税率で収まる話でないわけですから、その辺りをどういうふうに分けていくのかということは当然議論になると思います。

○若林健太君 三党合意、そしてそれを前提とした文章が法案の中にも入つてゐるということです。少なくとも国民の皆さんには持続可能な社会保障制度を前提とした今回の税制改正と、こういうふうに思つておられるので、その御期待を裏切らないように、私どもはここで一旦確認をしておかなければならぬと、こんなふうに思いました。

政府の解釈として、この一項についての扱い、制度上の条件としない、増税の条件としないといふことありますが、改めて大臣に確認をしたいと思います。

○国務大臣(安住淳君) 十八年第一項は、平成二十三年度から約十年間の平均において名目成長率三%程度、実質成長率二%程度の経済成長を目指すという政策努力の目標を示したものでございまして、望ましい経済成長の在り方に早期に近づけるために、デフレ脱却や経済活性化に向けて必要な施策を講じていく責務を課しているものだと思つております。このことは三党でも確認をされておりますので、これは、あくまでもこの数値は政策努力の目標を示るものであるというふうに考えております。

なお、この引上げの実施、実際引上げをするとということについては、こうしたこと、そして先ほ

ど御議論のありました第二項等を踏まえて、経済状況の好転を各指標を見ながら判断を時の政権がするというふうになつておりますので、その経済制度改革をするということが手順としてここでは記されているということでございます。

○若林健太君 それでは、法案の提出者の方にこの件についてお伺いしたいと思うんですけれど、三党合意においてもこの政府の考え方踏襲している形になつてあるというふうに思いますが、そもそも強制力のない数値目標をこうした法律に書き込むことというのは果たしていかがなもとのなかなど、こういう論点も一つあると思うんですね。

まずその点と、そして、しかしこのことが、今

大臣からも、消費税を上げる前にしつかりとデフレを脱却する、それがその時の政府の判断になります。これは午前中でも取り上げられておられました。三%、二%の経済成長、これについての考え方でありますけれども、衆議院においても、これが消費増税の条件となるのかならないのかと、様々な議論がございました。

政府の解釈として、この一項についての扱い、制度上の条件としない、増税の条件としないといふことですが、改めて大臣に確認をしたいと思います。

○衆議院議員(野田毅君) 御指摘のとおり、経済の状況を単に成長率で実質で幾ら、名目で幾らとすることをもつて優先判断するということは果たして本来政策的に正しいのかどうか、経済状況と

いうのはそういうことだけじゃなくて様々な他の要因を併せて判断をするというのは、これは当然のことだと思います。

したがつて、私どもは、そんな単純な話だけで論ずるのはおかしいぞということがありましたので、当初、協議を始めるに当たつて我が党の考え方としては、三%、二%という数字を削除していく必要があります。この複数税率について、経緯、これを加えていつた経緯ということになりますが、提出者の方にお願いをできればと思います。

○衆議院議員(野田毅君) 御指摘のとおり、経済の状況を単に成長率で実質で幾ら、名目で幾らとすることをもつて優先判断するということは果たして本来政策的に正しいのかどうか、経済状況と

いうのはそういうことだけじゃなくて様々な他の要因を併せて判断をするというのは、これは当然のことだと思います。

したがつて、そのことと、数字のこととにこだわるだけじゃなくて、より大事なことは、経済の実態そのものをどういうふうに改善して消費税の引き上げをできる環境をつくるのかという、経済の実

態をつくるということの方が大事であるということとがあつて、後ほど御質問出ようかと思ひます。が、あえてもう一項別途追加をして、我々の考え方を裏打ちをしたという背景がございます。

○若林健太君 ありがとうございます。

具体的なその数値目標というものの意味合いについて、確かに今提出者の方が御指摘いたいたとおりだと、こういうことだと思いますが、それ

とおりだと、この件についてお伺いしたいと思います。

それで、随分議論が平行線をたどつていていたことで、最後にはお互い判断をしなきゃならないといつて調つたわけでございます。給付付き税額控除記に至つたと、こういうことでございます。

○若林健太君 お手元の資料に、「主な国の消費経済、これはマクロで国全体の経済を語る以上に地方の経済の疲弊」というものをしつかり見据えて責務であると、そのことの手を打つことが責務であるということをおつしやつていただいたわけありますが、この点について、この二点について提出者の方から御意見をいただきたいと思いましていただきました。

冒頭お願いをさせていただいたように、地方の経済、これはマクロで国全体の経済を語る以上に地方の経済の疲弊」というものをしつかり見据えていたで、ただそれを放置した上で増税をするといふことについては、これは政府の責務としてやらないということの決意がこの中にあると確認をさせていただきました。

記に至つたと、こういうことでございます。

○若林健太君 お手元の資料に、「主な国の消費税率と逆進性対策」という表を用意させていただ

きました。御覽になつていただくと、一目瞭然だと思います。

思つんすけれども、これは日経新聞に出していた記事から取り出していますけれども、いわゆる給付付き税額控除といふのは、所得税の控除、

そしてそれが税額がなくなつたときに給付で対応しましよう」と、こういうことでありまして、税制

とすれば低所得者対策として取り組んでいます。

ういう諸国が多いわけであります。これを逆進性

対策として位置付けている国はカナダに例がある

だけということでありまして、しかし、そのカナ

ダも実は食料品等についての段階税率を採用して

いるということなんですね。

消費税制の中でこうした議論をするということ

のある種の私はやっぱり違和感を感じるんです。

本来、消費税そのものが持つてゐる逆進性といふ

テーマについて、この消費税の枠の中でしつかり

とそれをシステムとしてビルトインするということを考えたら、やっぱり段階税率という考え方

が、その点について、財務大臣とはこれは実は財

政金融委員会で何度も議論はしていますけれども、御所見をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(安住淳君) 我々が当初考えていたこの給付付き税額控除は、やっぱり、単一税率の下で逆進性対策をどうしていくかということをベースに考えたときに、こうした給付付き税額控除というやり方がターゲットを絞ってしっかりとやれんであればいいと。ただし、これには、若林さんと何度も議論しましたけれども、金融所得、例えば不動産、こうしたもの全体を把握しないと言わば水漏れを起こし、また欠陥がなかなか是正できないんじゃないかなということ、こういう問題点がありますということをお話をさせていただきました。

複数税率は、御指摘のとおり、確かに標準税率が高ければ高いほどやはり複数税率の導入をして、言わば目に見える形で、ある品目にターゲットを絞って税率を変えますから、国民の皆さんにとって、その国によっては分かりやすい制度だと思うんです。

カナダも五%からこれは確かに導入をしているんですけど、カナダの場合は地方税で、実質的には実は標準課税が大体一二%から一五%というレベルだと聞いておりますので、そういう点では、い

ういふうに決めてどういうコンセンサスを国民党でいくかということです。それで、じや知的財産についても決まります。ただ、三党合意においては、今の私どもが提案した給付付き税額控除とこの複数税率、それを、場合によつてはこれを八%の時点から考えるようなこともできないだろうかという、簡素な給付措置と併せて同じテーブルにのせて早急に議論をし、結論を出していこうということですので、政府といたしましては、正直にこれはいろんなメ

リット、デメリットをそれぞれの制度においてテーブルに出させていただいて、三党の実務者の協議なりをしつかりやつていただきて方向性を出していただくように努力をしたいと思つております。

○若林健太君 ありがとうございます。

私は、何度も繰り返してもあれどすけれども、やつぱりその所得税制と消費税制と、同じ税制ですけれども、議論とすると、やつぱり消費税の逆進性はその枠の中ですべてビルドインする。消費税が一〇%を超えるようになつてくれれば、全体の税収の中で非常にウエートが大きくなつてまいります。従来のような簡単な制度、簡単といふ

リット、デメリットをそれぞれの制度においてテーブルに出させていただいて、三党の実務者の協議なりをしつかりやつていただきて方向性を出していただくように努力をしたいと思つております。我が党としては、少なくとも一桁の間は、現実問題、軽減税率をやるものいかがかなと。むしろ二桁になる段階以降の話だろうという考え方を持つておるわけですが、いずれにせよ、この問題はやらざるを得ないと。

そこで、そういうことができる前、給付付き税額控除はまずほとんど不可能だと我々は判断しておりますので、その前提になるいろんなマイナンバーであつたり、いろんな所得の捕捉について、やつぱり結論を出すけつをしつかり見ています。従来のような簡単な制度、簡単といふ

に思います。段階税率について私は必要だと改めても、ここは真正面から主要税源となる消費税についてしつかり議論をする必要があると、このよう

に思います。そこで、そういうことができる前、給付付き税額控除はまずほとんど不可能だと判断しておりますので、その前提になるいろんなマイナンバーであつたり、いろんな所得の捕捉について、やつぱり結論を出すけつをしつかり見ています。従来のような簡単な制度、簡単といふに思います。段階税率について私は必要だと改めても、ここは真正面から主要税源となる消費税についてしつかり議論をする必要があると、このよう

に思います。

○衆議院議員(野田毅君) 御指摘のとおり、これ

か、消費税導入時点の様々な歴史をじょつて、お伝えしておきたいというふうに思います。今大臣のお話の中にも出ましたけれども、簡単な給付付き措置ということについて、複数税率に合意されているわけでござります。

消費者の創設時、あるいは三%から五%への引き上げのとき、それぞれ一回限りで臨時福祉特別給付金、手当てされたわけであります。今回、合意事項の中で、しつかりと措置と、こういうふうに書いてあるわけですけど、これは、この簡素な給付付き税額控除、立法化ということを想定しているのか、あるいは、民主党の議論の中では一時期として会の中で申し上げてきたのは、消費税の逆進性という言葉だけにこだわるというのは私は気がなきものかと。そもそも逆進的であるかどうかがなきものかと。そこでも逆進的であるかどうかということことは社会保障の給付の内容との連動の中

で考えていく話であつて、少なくとも、消費の大さとパラレルに納めるのが消費税です、フラット税率ですから。だから、消費が少ないのに負担が大きくなるということはあり得ないわけであります。所得税の累進構造と比べるから、それとの比較の中で逆進的という言葉が私は安易に使われ過ぎているのではないかと。

さて、今回のこの税制改正では、消費税に限らず、本来、所得税あるいは相続税についての改正

も政府提案として盛り込まれてございました。三

党合意でこれはまた暮れの税制改正等に議論をす

ることで先送りをされておりますけれども、この税制改正の内容について少し議論を進め

ていきたいというふうに思います。

所得税について、最高税率、課税所得五千万以上

のものについて四〇%が四五%、同時に、相続

税については、基礎控除を引き下げて課税範囲を

広げると同時に最高税率を五五%に引き上げる

と、こういう提案が政府の方で行われております

リット、デメリットをそれぞれの制度においてテーブルに出させていただいて、三党の実務者の協議なりをしつかりやつていただきて方向性を出していただくように努力をしたいと思つております。

我が党としては、少なくとも一桁の間は、現実問題、軽減税率をやるものいかがかなと。むしろ二桁になる段階以降の話だろうという考え方を持つておるわけですが、いずれにせよ、この問題はやらざるを得ないと。

そこで、そういうことができる前、給付付き税額控除はまずほとんど不可能だと判断しておりますので、その前提になるいろんなマイナンバーであつたり、いろんな所得の捕捉について、やつぱり結論を出すけつをしつかり見ています。従来のような簡単な制度、簡単といふに思います。段階税率について私は必要だと改めても、ここは真正面から主要税源となる消費税についてしつかり議論をする必要があると、このよう

に思います。そこで、そういうことができる前、給付付き税額控除はまずほとんど不可能だと判断しておりますので、その前提になるいろんなマイナンバーであつたり、いろんな所得の捕捉について、やつぱり結論を出すけつをしつかり見ています。従来のような簡単な制度、簡単といふに思います。段階税率について私は必要だと改めても、ここは真正面から主要税源となる消費税についてしつかり議論をする必要があると、このよう

に思います。

○衆議院議員(野田毅君) 今お話をありましたよう

に、いわゆる給付付き税額控除方式でいくのか

いう意味はそこにあるということを、やっぱりこ

た。これも実は、財金の中でも様々な議論をさせていただきました。

所得税の税率の改正、前の改正のときに、當時、政府税制調査会の会長だった一橋大学の石先生が、まあ五公五民という考え方がありますねと、国家が国家の権力によつてそれぞれ国民一人一人の個人財産に手を突つ込む、税として召し上げていくということについては、まあまあ五〇%、半分半分というのが一つ目安ですかねと、こういうコメントがございました。そこを一つの思想として、現在の段階税率というのはでき上がっているんだと思うんです。

相続税についても、そういう意味では、この所得税の補完的な税制として同じような考え方で立つて考えることができます。

今回、五〇%から五五%へといふことが政府に提案されておられました。そこには、今お話ししたような五公五民、それが一つの思想だつたと思うんですが、この思想を変えるような何らかの大きな考え方の、理念の転換といいますか、あるいはそれをさせるような時代的な変化といふのがあつたのかどうか、この点について安住大臣にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(安住淳君) この五公五民のことと財務金融委員会では委員と随分議論をさせていただきました。

私も、石先生の考え方というのは、やはり我々のような資本主義の社会の中で負担していただけます。ところどころは大体どういうところなのかと、いうふうなことで、五公五民といふのは一つのスタンダードとして石先生がお述べになられたわけありますけれども、私は、一つ考えないといけないのは、やっぱり時代背景の変化も一つあるかなと思っておりました。

今回は、確かに私どもの提案というのは、所得税にまず関して言えど、五千万を超える方々に対しては、これは五%上げて四〇%から四五%をお願いをしたいということだったわけです。ですかね、その点からいえば、まだ五公五民の中ではあ

りますけれども、ただ、世界的な流れとして、やはりこの累進税率を見直すではないかという意見が私は随分と出てきたと思います。例えば、アメリカでも富裕層に対する課税、また新しいフランス政権においてもそうしたことをお訴えになつて当選をされた大統領もおられます。

そうした意味では、この消費税で水平的税を御負担をお願いする中で累進率の高い垂直的な税である所得税をどうしていくかということについては、今度の三党合意においても方向性としては見直していくことになりましたので、今まで、今後、最高税率の引上げ等による累進性の強化を、その具体的な措置については年度改正の中で、今後、最高税率の引上げ等による累進性の強化を、その具体的な措置については年度改正の中で、三党では非話合いをさせていただければ、そして結論を出していただくという方向で議論をしていただくということが書いてありますので、その方向に沿つて詰合いをしていただければと思つております。

○若林健太君 税は国家なりと。税制の体系をどうするのか、これはまさに国家経営の理念そのものにかかわつてることだと思うんですね。確かに、累進税率について検討するべきである、そのことはそのとおりでしよう。消費税との見合いの中で、そういう検討をすることは必要だと思つてきました。

しかし一方で、先ほどのような五公五民という考え方、これをのりを越えるのか越えないかといふのは、どういう国をつくるのかと、そのことの議論がなくしてできないのではないか。やっぱり頑張った人が報われる社会、しっかりと条件の平等は保障するけれども、結果の平等を保障するものではないというものを指す我が自由民主党と、ある意味じや、子ども手当のように、子供は社会で育てるという考え方とはやはり少し違ひがあると思うんですね。

私は、そういう意味で、こここの議論というのはもっと深いしつかりとした国家の経営についての議論が必要だ、理念の議論が必要だと、このように思いますが、提出者の方にこの点についてお伺

いしたいと思います。

○衆議院議員(野田毅君) 今御指摘のとおり、国の在り方、国と個人とのかかわりの仕方にかかわる大事な問題だと思います。そういう点で、多少それが時代とともに変化してきていると思います。今、五公五民のお話があつたんですが、これは江戸時代のことでありまして、その当時には社会保障などという範疇のお仕事はありませんでした。だんだんだんだん変わつてきました。

それから、今、所得税率のお話があつたんですが、これに加えて社会保険料負担、これも実は所得税と同じ直接税負担なんですね。これは併せて考えなければいけないことじやないかと思います、所得税だけで判断するのではなくて。そういう意味で、かなり限界に近づいているのではないかということがありますから、その所得税の上積み税率だけを問題にするというんじゃないなくて、社会保険料の負担とセットにして、私は直接負担率ということを個人的にはずっと前から話をしておりますが、これが大事だと思います。

そういう意味で、是非併せて今のような社会保障の充実をしていかなきやならぬ、その所要財源をどこから生み出すかというと、直接的な負担の限界が来ているということから消費税の話に來ているんだということが國のかかわりということの関係だと思います。

○若林健太君 御指摘のとおり、国民負担率といふことで、社会保障の負担も含めて議論していくなければならない。しかし、これは、先ほどの五五%については、やはり五〇%ののりを越えるのが越えないのかといふところについて深い議論が必要だということを御指摘を申し上げておきたいというふうに思います。

相続税に関する税制改正については、さらに、生命保険金についての非課税制度、これについても政府提案の中ですべてありました。対象となる法定相続人について、未成年者、障害者、あるいは生計を一にした者といういずれかに限定すると、こういう考え方を取りました。これ、一

方で、基礎控除について引下げをして、これは多分かなり広く実は相続税を納税をしなければならない課税対象者が増えると、こういうことになります。

そういう中で、その相続財産の中に占める金融資産の位置付け、重要性を考えると、ここで絞つていくということは果たしてどうなのかと、この定した生活を担保するということは我々も責任を持つてやらないといけませんから、いわゆるその非課税限度額の五百萬は変えたわけではないわけですね。

ただ、今御指摘のように、対象とする方については、委員からもありました、未成年者、障害者、それから被相続人と生計を一にしていた相続人についてということで、ターゲットをちょっと絞った案を出させていただいたわけですね。これは、私どもとしては、三党の合意事項の中でも、非課税限度額の五百萬は変えたわけではないわけですね。

ただ、今御指摘のように、御指摘のとおり、これはこの附則の理

由で、私としては必要最小限、そこはこの附則の理念、考え方とのつとつて政府案というものを出させていただいたという背景があります。

今後、こうしたことについても三党間で非議論をしていただきたいと思いますが、ただ背景においておられる方が、これは土地も何も全部含めれば、今、実はバブル期の税制が基本的には残っていますから、それからいくと百人のうち四人の方に相続税をお支払いしていただいているわけですね。それは、多いか少ないかというのは議論の分かれることろだと思います。

私たちの、政府の考え方としては、もう少し遼い点では相続をしていただくときに御負担をお願いする方々を増やしていく方向の方が多いのではないかと、特にこの高齢化社会の中で。それから、実体の土地の値段、それから相続をする言わばその土地等の価値を考えてみても、バブル期等から始まつた時代をベースにしたものではなくて、言わば今の時代にならしたような改正をする方向でやっていこうと、そうしたことの過去の一環として、この死亡保険金等についても今のような提案をさせていただいたというのが背景でございます。

○若林健太君 今大臣がおっしゃったのは、バブル期における土地等の資産価値と随分変わつたんですね。したがって、当時基礎控除をがんと上げたものについて見直しをしたいと、課税ベースを広げたいと、これはそのとおりだと思うんです。この時代に合わせた改正内容として、私としては必要なことだと思うんです。

ただ、一方、非課税枠の対象者を絞るというこ

とについていささかどうなのかなというふうに

思つておりますし、昭和四十二年にこの部分についての改正を行つたとき、これは、その前は受取人に対してやついていたものなんですよ。それを法定相続人に対することによつてある意味では安定させた、相続税全体が、これ税率の計算もそうでしたけれども、安定させたという経過がございました。

これを考慮すると、その時点での考え方と、今、今回これをやることについてどう違つたのかといふことがあります。少しあ伺いしたいと思います。

○国務大臣(安住淳君) この死亡保険金の非課税措置というのは、実は昭和二十六年から累次、今、昭和四十年代の改正もありました、行われております。相続税には相応の基礎控除が措置されている中で、貯蓄の増進や相続人の生活の安定という、言わばそういう本制度の今日的妥当性が低下しているのではないかと。もう一つは、様々な現在は金融商品が相続財産に含まれている状況の

等から始まつた時代をベースにしたものではなくて、言わば今の時代にならしたような改正をする方向でやっていこうと、そうしたことの過去の一環として、この死亡保険金等についても今のような提案をさせていただいたというのが背景でございます。

○若林健太君 今大臣がおっしゃったのは、バブル期の相続人の資産価値と随分変わつたんですね。したがって、当時基礎控除をがんと上げたものについて見直しをしたいと、課税ベースを広げたいと、これはそのとおりだと思うんですね。この時代に合わせた改正内容として、私としては必要なことだと思うんです。

ただ、一方、非課税枠の対象者を絞るというこ

とについていささかどうなのかなというふうに思つておりますし、昭和四十二年にこの部分についての改正を行つたとき、これは、その前は受取人に対してやついていたものなんですよ。それを法定相続人に対することによつてある意味では安定させた、相続税全體が、これ税率の計算もそうでしたけれども、安定させたという経過がございました。

これを考慮すると、その時点での考え方と、今、今回これをやることについてどう違つたのかといふことがあります。少しあ伺いしたいと思います。

○国務大臣(安住淳君) この死亡保険金の非課税措置というのは、実は昭和二十六年から累次、今、昭和四十年代の改正もありました、行われております。相続税には相応の基礎控除が措置されている中で、貯蓄の増進や相続人の生活の安定という、言わばそういう本制度の今日的妥当性が低下しているのではないかと。もう一つは、様々な現在は金融商品が相続財産に含まれている状況の

中で死亡保険金についてだけ他の商品にはない特別の扱いになつてゐるということは、課税の中立性の観点から問題ではないかというような指摘も

なっています。

亡保険金を取得して非課税措置の適用を受けた相続人の相続財産の実は平均というのと、一億円と高額であると指摘を受けています。また、高所得者も適用にこれなつてゐるわけですね。

そういう点からいと、また、高齢者等が死亡

したときに、一時払いの生命保険に加入をして、この死亡保険金について非課税措置が分かれていますから、大変恐縮ですけど、それは節税目的でやつてゐるんではないかと思われるようなケースも多々見られるという指摘があつたのですから、私どもとしては今日のような提案をさせていただいたというのが背景でございます。

○若林健太君 会計検査院の指摘はそのとおりです。しかし、その指摘を受けて対象を法定相続人から絞るという理屈には実は大きな飛躍があると、いうふうに思つてます。もし今のお話を正しく思つたら、ひとつ教えていただきたいと思いま

すね。しかし、その指摘を受けて対象を法定相続人から絞るという理屈には実は大きな飛躍があると、いうふうに思つてます。もし今のお話を正しく思つたら、ひとつ教えていただきたいと思いま

す。

同時に、場合によつては法的な対応といふ

も含めて検討していかなくてはならないのではなかということで、具体的には、また各党の御意見をいただきながら、しっかりと対策を政府としてつくつていきたいというふうに考えております。

○若林健太君 三党合意でも、政府案の転嫁対策に加えて、今、岡田大臣からも言及いたしましたけれども、独禁法や下請法等の特例に係る必要な法制上の措置を講ずることと、こういうふうに書かれております。

提携者の方に、具体的にこういう点について

いと、このように思います。

これまでの、最初の増税段階あるいは二バーカラ五バーに上げたときもこの転嫁の問題といふのは政策を行つたわけですから、これに増して今回特にここに力を入れるんだということがありましたが、ひとつ教えていただきたいと思いま

す。

○国務大臣(岡田克也君) これは委員御指摘のように、今回短い間で5%上げますから、それだけ転嫁がきちんとなされるということの重要性はよう思つたから、ひとつ教えていただきたいと思いま

す。

○衆議院議員(野田毅君) 政府案でも転嫁対策についてかなり具体的に表現されておりましたが、あってそれに重ねて、独禁法あるいは下請法に対する特別立法を作るという言葉まで含めた合意を作つて修正案にしたという背景は今御指摘のとおりですね。精神論だけではなくて、法的にもちゃんととした対応をするということであります。

○衆議院議員(野田毅君) 政府案でも転嫁対策についてかなり具体的に表現されておりましたが、あってそれに重ねて、独禁法あるいは下請法に対する特別立法を作るという言葉まで含めた合意を作つて修正案にしたという背景は今御指摘のとおりですね。精神論だけではなくて、法的にもちゃんととした対応をするということであります。

○衆議院議員(野田毅君) 政府案でも転嫁対策についてかなり具体的に表現されておりましたが、あってそれに重ねて、独禁法あるいは下請法に対する特別立法を作るという言葉まで含めた合意を作つて修正案にしたという背景は今御指摘のとおりですね。精神論だけではなくて、法的にもちゃんととした対応をするということであります。

○衆議院議員(野田毅君) 政府案でも転嫁対策についてかなり具体的に表現されておりましたが、あってそれに重ねて、独禁法あるいは下請法に対する特別立法を作るという言葉まで含めた合意を作つて修正案にしたという背景は今御指摘のとおりですね。精神論だけではなくて、法的にもちゃんととした対応をするということであります。

○衆議院議員(野田毅君) 政府案でも転嫁対策についてかなり具体的に表現されておりましたが、あってそれに重ねて、独禁法あるいは下請法に対する特別立法を作るという言葉まで含めた合意を作つて修正案にしたという背景は今御指摘のとおりですね。精神論だけではなくて、法的にもちゃんととした対応をするということであります。

そもそも生命保険金については、当初、相続財産としては対象としなかつたところから、課税財産としては対象としなかつたところから、二十六年の改正でそれを入れ、そして四十二年に法定相続人としてすることによつて、これは全体、生命保険だけじゃないですけど、法定相続人をベースにして相続税の課税計算をするといふことをやつて安定させたと、こういう経過がござります。そういう経過を踏まえて、今回の、これからBツーバーの場合で状況は違うわけで、消費者に対しても、これは消費税上げた分はきちんと価格にそろ均一に下げていくとか、そういう検討があつてもしかるべきだつたんではないか。

そもそも生命保険金については、当初、相続財産としては対象としなかつたところから、課税財産としては対象としなかつたところから、二十六年の改正でそれを入れ、そして四十二年に法定相続人としてすることによつて、これは全体、生命保険だけじゃないですけど、法定相続人をベースにして相続税の課税計算をするといふことをやつて安定させたと、こういう経過がござります。そういう経過を踏まえて、今回の、これからBツーバーの場合で状況は違うわけで、消費者に対しても、これは消費税上げた分はきちんと価格にそろ均一に下げていくとか、そういう検討があつてもしかるべきだつたんではないか。

そもそも生命保険金については、当初、相続財産としては対象としなかつたところから、課税財産としては対象としなかつたところから、二十六年の改正でそれを入れ、そして四十二年に法定相続人としてすることによつて、これは全体、生命保険だけじゃないですけど、法定相続人をベースにして相続税の課税計算をするといふことをやつて安定させたと、こういう経過がござります。そういう経過を踏まえて、今回の、これからBツーバーの場合で状況は違うわけで、消費者に対しても、これは消費税上げた分はきちんと価格にそろ均一に下げていくとか、そういう検討があつてもしかるべきだつたんではないか。

そもそも生命保険金については、当初、相続財産としては対象としなかつたところから、課税財産としては対象としなかつたところから、二十六年の改正でそれを入れ、そして四十二年に法定相続人としてすることによつて、これは全体、生命保険だけじゃないですけど、法定相続人をベースにして相続税の課税計算をするといふことをやつて安定させたと、こういう経過がござります。そういう経過を踏まえて、今回の、これからBツーバーの場合で状況は違うわけで、消費者に対しても、これは消費税上げた分はきちんと価格にそろ均一に下げていくとか、そういう検討があつてもしかるべきだつたんではないか。

そもそも生命保険金については、当初、相続財産としては対象としなかつたところから、課税財産としては対象としなかつたところから、二十六年の改正でそれを入れ、そして四十二年に法定相続人としてすることによつて、これは全体、生命保険だけじゃないですけど、法定相続人をベースにして相続税の課税計算をするといふことをやつて安定させたと、こういう経過がござります。そういう経過を踏まえて、今回の、これからBツーバーの場合で状況は違うわけで、消費者に対しても、これは消費税上げた分はきちんと価格にそろ均一に下げていくとか、そういう検討があつてもしかるべきだつたんではないか。

そもそも生命保険金については、当初、相続財産としては対象としなかつたところから、課税財産としては対象としなかつたところから、二十六年の改正でそれを入れ、そして四十二年に法定相続人としてすることによつて、これは全体、生命保険だけじゃないですけど、法定相続人をベースにして相続税の課税計算をするといふことをやつて安定させたと、こういう経過がござります。そういう経過を踏まえて、今回の、これからBツーバーの場合で状況は違うわけで、消費者に対しても、これは消費税上げた分はきちんと価格にそろ均一に下げていくとか、そういう検討があつてもしかるべきだつたんではないか。

そもそも生命保険金については、当初、相続財産としては対象としなかつたところから、課税財産としては対象としなかつたところから、二十六年の改正でそれを入れ、そして四十二年に法定相続人としてすることによつて、これは全体、生命保険だけじゃないですけど、法定相続人をベースにして相続税の課税計算をするといふことをやつて安定させたと、こういう経過がござります。そういう経過を踏まえて、今回の、これからBツーバーの場合で状況は違うわけで、消費者に対しても、これは消費税上げた分はきちんと価格にそろ均一に下げていくとか、そういう検討があつてもしかるべきだつたんではないか。

そもそも生命保険金については、当初、相続財産としては対象としなかつたところから、課税財産としては対象としなかつたところから、二十六年の改正でそれを入れ、そして四十二年に法定相続人としてすることによつて、これは全体、生命保険だけじゃないですけど、法定相続人をベースにして相続税の課税計算をするといふことをやつて安定させたと、こういう経過がござります。そういう経過を踏まえて、今回の、これからBツーバーの場合で状況は違うわけで、消費者に対しても、これは消費税上げた分はきちんと価格にそろ均一に下げていくとか、そういう検討があつてもしかるべきだつたんではないか。

そもそも生命保険金については、当初、相続財産としては対象としなかつたところから、課税財産としては対象としなかつたところから、二十六年の改正でそれを入れ、そして四十二年に法定相続人としてすることによつて、これは全体、生命保険だけじゃないですけど、法定相続人をベースにして相続税の課税計算をするといふことをやつて安定させたと、こういう経過がござります。そういう経過を踏まえて、今回の、これからBツーバーの場合で状況は違うわけで、消費者に対しても、これは消費税上げた分はきちんと価格にそろ均一に下げていくとか、そういう検討があつてもしかるべきだつたんではないか。

○若林健太君 この転嫁をどうするのかというの、それぞれの事業者にとって大きな関心事でありますし、今回の八パー、一〇パーと一緒に上げていくという環境の中で、もちろん景気対策も必要ですけれども、一方、現場の商売をやっている皆さんのが混乱を回避するという意味で極めて重要な対策だというふうに思います。

先週の質疑の中で岡田大臣は転嫁Gメンなんていうこともおっしゃっておられたんですが、是非、徹底したやっぱり監視体制、そしてその監視をする人たちについては検査権限そして是正する権限も与えて、それで強力にこの対策を推進していただきたいと、このように思います。そのことをお願いをしておきたいというふうに思います。今日、もう一つ、実は総務大臣に来ていただきたいと、このように思います。そのことで、地方消費税の引上げの点についてお伺いしたいと思つたんですが、ちょっともう時間がなくなつてきたので一言だけ。

この地方消費税について、社会保障に充てると、こういうことが出ていますよね。しかし、交付税というのはこれ使途を限定できないと。こういう意味で、物理的にどういうふうにやつていいこうとされるのか、その点、ちょっとお伺いできればと思うんですが。

○国務大臣(川端達夫君) 今回、地方の社会保障財源ということで、消費税の一定部分をというと同時に、地方消費税分とそれから地方交付税分といふ二つに分けました。

地方消費税分に関しても、法定、法律で明記をして、これは四経費を含めた分に充てるというふうに明記をいたしましたけれども、地方交付税分は、御案内のとおり、これは交付に際して使途を限定してはならないということになっております。そういう意味で、総額として、このトータルのお金とそれから社会保障に使われたお金と決算ベース、それから地方財政計画ベースで比較するということでやろうというふうに考えております。

○若林健太君 そうなんですね。結局、その使途

を制限できないから総額だと、こういう話なんですが、これ極めて分かりにくいと、いうふうに思っています。これは今後、制度を実際に実施していくまでの間に是非、具体的な方策というんですかね、更に検討が必要だと、このように思います。さて、残り時間少なくなつてしまひました。

今日、私は主に税制についての議論をさせていただきました。

今回の税と社会保障の一体改革、消費増税に向けての取組というのは、まさに歴史的な事業だと、このように思います。今、やっぱり将来の日本国民の皆さんに、私たちの子供たちのために決めなければならないことをしっかりと前へ進めていくということが必要だと思うんですね。改めて、そのことを私どももしっかりやってまいりたいと。与党の中でも、少なくとも自らの党首をシロアリ扱いするような、そういうような発言は厳に慎むようにはじめをしっかりと付けて、そしてその責任を果たしていただきたいと。

私自身の決意と、それから民主党さん、与党さんは、社会保障と税の一体改革に関連しまして質問をさせていただきたいと思います。

○渡辺孝男君 公明党的な渡辺孝男でございます。本日は、社会保障と税の一体改革に関連しまして質問をさせていただきたいと思います。

まず、健康長寿社会を目指しての健康増進、疾患予防や介護予防、重度化予防の推進と消費税増税分の活用について質問をさせていただきます。

最初の質問は健康増進、疾病予防についてです。日本人の平均寿命及び健康寿命の延びの状況と地域差について、並びに世界の長寿国との比較について、厚生労働大臣にお伺いをしたいと思います。

○大臣政務官(藤田一枝君) 平均寿命、そして健康寿命についてお尋ねをいただきました。

日本人の平均寿命は、平成二十二年は男性で七十九・五五年、女性は八十六・三〇年でございま

した。都道府県間の差は、これは平成十七年の数字でございますけれども、男性の場合、最長の長野県と最短の青森県の間で三・五七年の差、そして女性の場合は、最長の沖縄県と最短の青森県の間で二・〇八年の差となつております。

また、平成二十二年の国連の世界人口推計によりますと、日本は世界で最も長寿の国となつているところでございます。

さらに、健康寿命についてでございますけれども、第二次健康日本21では、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間と定義をいたしまして、平成二十二年のデータで男性七十四年、女性七十三・六年と算出をしております。平成十三年との二十二年で比べますと、男性と女性共に一定程度伸びております。また、この健康寿命の都道府県間の差については大体三年弱である、このような数字が出てきております。

そして、WHOでも、健康日本21とは定義が少々異なつておりますけれども、この健康寿命の各国比較というのを行つておりますと、平成十六年のWHOの報告によりますと、これも日本は世界で最も長い国となつております。

以上です。

○渡辺孝男君 日本が最も長い国と評価をされておるわけでありますが、先ほど藤田厚生労働大臣政務官、地域格差についてお話をございましたけれども、この原因とか背景因子とか、もし分かつておればコメントいただければと思うんですが、よろしいですか。

○大臣政務官(藤田一枝君) 地域間格差については、やはりいろいろな取組の差というものが、都道府県間における予防医療に対する取組であるとか、いろいろなことが言えるんだろうと思います。基本的にこれが原因というものはなかなか難しいのだと思いますけれども、この地域間格差というものをいかに埋めていくかということがこれから一番大事な課題ではないか、このようにも認識しているところでございます。

○渡辺孝男君 静岡が男女共に非常に健康寿命が長いということでありまして、気候的なものとか食べ物とか様々な要因があるのかもしれません。が、そういうことも調べていただいて、ほかの地域に対して情報提供していただければと、そのように思います。

次に、日本及び世界の代表的な国民の健康づくり運動につきまして、同じく藤田厚生労働大臣政務官にお伺いをしたいと思います。

○大臣政務官(藤田一枝君) 国民健康づくり運動ということでございますけれども、日本では昭和五十三年から国民健康づくり運動を数次にわたりて展開をしてまいりました。健康づくりに関する数値目標というものを設けまして評価を行う手法というものは、平成十二年からこの健康日本21で初めて導入をいたしました。今般策定されます健康日本21でも引き続き採用をしているところでございます。

また、この数値目標を導入した外国での国民健康づくりの運動の例といたしましては、二〇〇〇年にアメリカで開始されたヘルシーピープル二〇〇〇というものがござります。二〇一一年に公表されたこの最終評価によりますと、目標に達した、又は目標に達していないが改善傾向にある、こうした内容が七百三十項目のうち五百十九項目、約七割で見られてるということで、アメリカにおいて平均寿命が伸びたと総括をされているところでございます。

○渡辺孝男君 次に、二〇〇〇年から始めてきました健康日本21の事業費がどの程度あるのかと、またこの成果につきまして厚生労働省にお伺いをしたいと思います。

○大臣政務官(藤田一枝君) 平成二十三年十月に取りまとめましたこの健康日本21の最終評価では、五十九項目の目標について、目標値に達したものが十項目、一六・九%、そして目標に達しないませんでしたこの目標につきまして厚生労働省にお伺いをしたいと思います。

○大臣政務官(藤田一枝君) 平成二十三年十月に

改善が見られたという評価結果が示されております。

なお、事業費でございますけれども、なかなか各局の事業の一部として実施をしていたり、あるいは平成十八年度には医療制度改革などがございまして、特定健診等の導入をされて制度の在り方と、いうものが変更されたこともございますので、正確な計数というのを積み上げていくことはなかなか難しいわけでございますけれども、平成二十四年度の生活習慣病対策の国費ベースで申し上げますと、約三十億円を計上しているところでございます。

○渡辺孝男君 先ほどは、アメリカの方はそういう国民健康づくり運動で7割程度の改善が見られた。日本の方の健康日本21は六割程度が改善をしたということありますけれども、昨年の十月の最終評価では、その中で、変わらなかつたとか逆に悪くなつてしまつたと、その間に、そういう評価を受けたものがありまして、変わらなかつたというのが、自殺者や多量の飲酒の人の減少といふの目標にしていましたが、それが変わらなかつた、良くならなかつたということで、そのほかにもメタボリックシンдро́мの該当者、そして予備群の減少と、あるいは高脂血症の方の減少が改善されなかつた、同じようなレベルであつたということが指摘をされております。

また、悪化したという項目は、日常生活における歩数の増加、皆さん、多く歩いている方が多いと思うんですが、これは逆に減つてきているということです。また糖尿病の合併症も悪化をしているというようなことも指摘をされておりまして、やはり効果のある対策をしっかりとやつしていくということが医療費の適正化にもつながつてくるのではないかと、そのように考えておりまして、皆さんの方に資料一の方を配つておりますけれども、今後の来年度から始まる予定の第二次健康日本21の基本的な方向について、このような資料をいただいておるわけでありますけれども、先ほどの評価も含めまして、今後、この第一次の健康日本21の方

向性と、どの程度の、先ほど、余り事業費という

ことは明確に確定しておらないというようなお話をありました。今回の第二次の健康日本21ではどのような事業費を見込みながら進めていくのかなつかと、この点を小宮山厚生労働大臣にお伺いをしたいと思います。

○國務大臣(小宮山洋子君) 委員から資料もお示しをいただいていますけれども、平成二十五年度から三十四年度までの実施期間を予定しています第

二次の健康日本21につきましては、健康寿命の延伸とそして健康格差の縮小、この実現を最上位の目標としています。その達成に向けて、生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底、社会生活を営むために必要な機能の維持向上、健康を支え、守るための社会環境の整備などを基本的な方向と位置付けまして推進していきたいと考えています。

この第二次の健康日本21の推進に向けた事業費ですが、先ほど政務官もお話をいたしましたよう

に、全体としてこの規模というのは、なかなか組み合わさっているところもありまして難しいんですけども、厚生労働省としては必要な予算が獲得できましたが、厚生労働省としては必要な予算が獲得できましたが、厚生労働省としては必要な予算が獲得できましたように各年度の予算編成過程でしつかりと努力をしていきたいというふうに考えております。

○渡辺孝男君 この国民健康づくり運動の実践の場というのやはり地域、地方でございますので、地域での取組が一番大事だと、そのように思つております。地域によって一生懸命やつているところとそれほどでもないところがあると思うんですけども、地域の特色を生かした健康づくりに頑張っているようなことを

しているのか、またそれに対する行政の支援といふのがどのようになつてているのか、この点に関しまして小宮山厚生労働大臣にお伺いをしたいと思います。

○國務大臣(小宮山洋子君) これはやはり地域の特色を生かした健康づくり、これを進めていただけが大事だと思っておりますので、その取組の一例を挙げますと、例えば静岡県の袋井市で

をして、学校などへの寄附ですか公共施設の利

用券などと交換ができる健康マイレージ制度といふものを平成十九年から実施をしているということがあります。今回策定いたしました第二次の健

康日本21を基に、自治体には地域の社会資源など

の実情に応じた健康増進計画を策定をして、地域の特色を生かした健康づくり運動を実施していたと思います。

○渡辺孝男君 次に、特定健診、特定保健指導の実績と今後の方針につきまして質問をさせていただきます。

○渡辺孝男君 次に、特定健診、特定保健指導の実績と今後の方針につきまして質問をさせていただきます。

平成二十年度から五年間の計画が進められました第一期医療費適正化計画の柱の一つに住民の健康の保持の推進があります。その政策目標には、

メタボリックシンдро́мに着目した健診及び保健指導を医療保険者にも行わせることによりまして生活習慣病の予防及び医療費の適正化を目指す

ことなどが挙げられておりました。しかし、先ほど申し上げましたとおり、健康日本21の最終評価では、メタボリックシンдро́мの該当者や予備群の減少については改善がなされなかつたといふことがあります。

そこで、特定健診、特定保健指導についてははどういう状況であったのか、成果と今後の方針につきまして小宮山厚生労働大臣にお伺いをしたい

と思います。

○國務大臣(小宮山洋子君) 特定健診・保健指導の実施状況ですけれども、平成二十一年度までの三年間の実績を見ますと、平成二十四年度までの

全国目標に向けて上昇はしてきているんですけども、まだ目標に比べて開きがあるという評価をいたしております。

○國務大臣(小宮山洋子君) 予防接種は、言うまでもなく基本的に効果的な感染症対策の一つで、対策の強化により期待される疾患予防効果と、行政による国民に対する啓発活動などの支援についてお伺いをしたいと思います。

○國務大臣(小宮山洋子君)

このようなことを踏まえまして、小宮山厚生労働大臣に、ワクチンの接種などによる感染症予防についての第二次提言でも、医学的、科学的見地からは広く接種を促進することが望ましいので定期接種化を目指し、そのための財源確保策などを図る必要があると、そのような提言がなされたわけでございます。

このようなことを踏まえまして、小宮山厚生労働大臣に、ワクチンの接種などによる感染症予防対策の強化により期待される疾患予防効果と、行政による国民に対する啓発活動などの支援についてお伺いをしたいと思います。

○國務大臣(小宮山洋子君) 予防接種は、言うまでもなく基本的に効果的な感染症対策の一つで、国民の命、健康を守る重要な手段だと思っていま

す。ただ、先進各国に比べてこの予防接種の行政が遅れているという御指摘もありますので、今力

を入れて進めているところです。

現在、定期接種化を検討している子宮頸がん予防などのワクチンについては、厚生科学審議会の予防接種部会で医学的評価に加えて医療経済的效果の評価も御議論をいただきまして、この五月二十三日に提言がまとめられました。この提言では、必要な財源確保について市町村などの関係者と調整すべきとされています。

できるだけ早期に予防接種法の改正案を国会に提出できるようにいたしますし、検討ですとか市町村等関係者との調整を進め、そういうことを段取りを踏んでやつていきたいというふうに思っています。

また、定期接種化に当たりましては、国民の皆さんに正しく御理解いただくことも非常に重要なことですので、予防接種を受けていただけますように十分な普及啓発をしていきたいというふうに考えてています。

○渡辺孝男君 予防接種による疾病予防等に関しまして、定期接種化、一部のワクチンについてはそういう定期接種化を進めていく、その場合にやはり財源というものが問題になるというお話をございました。

これまで国民の健康づくり、健康増進、疾病予防についていろいろ質疑をしてきたわけでありますけれども、社会保障と税の一体改革の中で国民の健康増進、疾病予防の位置付けというものがどのようにになっているのか、また消費税増税分をこの分野にどのように活用していくのか、この点に關しまして岡田副総理にお伺いをしたいと思います。

○国務大臣(小宮山洋子君) 一体改革の大綱では、予防接種・検診などの疾病予防を進めることとされいまして、また社会保障制度改革推進法案では、公的医療保険制度改正の基本方針として、国民の健康増進、疾病の予防等を積極的に推進するとともに、国民負担の増大を抑制しつつ必要な医療を確保することが盛り込まれています。一方で、国分の消費税収については、制度とし

て確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用と言われておりますので、すなわち、制度として確立された社会保障四経費に充てることとされていますので、一般的な健康増進や疾病予防の財源としてこの国分の消費増税をそのまま充てるという

ことはできないことだと考えています。いずれにしましても、おっしゃるよう、健康増進とか疾病予防というのは重要な課題ですし、経済的な効果から見ても、医療費の抑制にもつながると思いますので、政府全体として必要な予算の確保にはしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えてています。

○渡辺孝男君 私は、国として疾病予防、次に介護の予防についても質問をさせていただきますが、疾病予防、健康増進というのをきちんとやっていくことが議論になつておるわけであります。それで、そういう有効な国民の健康づくりにもつながつて命の延伸にもつながつてくると思っておりまして、これはしっかりと財源を確保しながら推進をしていただきたいと、そのように思つておりますので、さらには健康寿命の延伸にもつながつてくると思っておりまして、これはしっかりと財源を確保しながら推進をして、できれば、消費税増税ということで国民が何に使われるのかということが議論になつておるわけであります。そういう有効な国民の健康づくりにおいては、そういう有効な国民の健康づくりを実現するということです。こうしたことでも、この関係で、各地にしっかりと紹介をしていきたいというふうに思つております。

○渡辺孝男君 社会保障と税の一体改革の資料等を読ませていただきますと、介護予防、重度化予防として、二〇二五年度において現行ベースよりも三%程度要介護の認定者を減らすというようなことが課題として挙げられているということありますけれども、この介護予防、重度化予防の推進について、この目標、三%程度そういう要介護認定者を減らすというようなことを実現するための対策を進めていくのか、この点を小宮山厚生労働大臣にお伺いをしたいと思います。

○国務大臣(小宮山洋子君) 介護予防の重要性については、先ほど厚労大臣述べたところでございました。この介護予防に関連して、介護給付費それから地域支援事業交付金によって行われる介護予防の推進に係る費用につきましては、これは先ほどの話とは異なりまして、まさしく社会保障四経費に該当するということで、今回の消費税増税に伴う費用を充てるということになつております。

○渡辺孝男君 この分野にどの程度の費用が充てられていますか。あれば、教えていただければと思います。

○国務大臣(小宮山洋子君) この介護給付費及び地域支援事業交付金によって行われる介護予防の推進に係る費用、これは介護保険法に定められた市町村が提供するサービスに係る費用というふうに定義をされていますが、今、その詳細な数字は手元に持っております。

○国務大臣(岡田克也君) 予防関係費用として、

や機能訓練などの自立支援に資するサービスの評価を行います。

今後は、ケアマネジメントの在り方の検討などに取り組み、今年度からモデル事業として実施をしています市町村介護予防強化事業によって、介護予防に資するサービスメニューの開発ですか、地域資源を活用したサービス提供方策、こうしたことの検討を行っていく予定です。

○渡辺孝男君 先ほどの税と社会保障の関係の資料を見させていただきますと、平成二十四年度、介護保険サービスの利用者の方が四百五十二万九千人、二〇二五年度階でこの数を六百五十七万人に抑制するというようなことも書かれておつたと、そのように思つておりますけれども、この関係では、消費税増税分をどのように活用していくのか、この点を岡田副総理にお伺いをしたいと思います。

○国務大臣(岡田克也君) 介護予防の重要性については、先ほど厚労大臣述べたところでございました。この介護予防に関連して、介護給付費それから地域支援事業交付金によって行われる介護予防の推進に係る費用につきましては、これは先ほどの話とは異なりまして、まさしく社会保障四経費に該当するということで、今回の消費税増税に伴う費用を充てるということになつております。

○渡辺孝男君 この分野にどの程度の費用が充てられるのかといふことは何か推計等しておるのでございましょうか。あれば、教えていただければと思います。

○国務大臣(小宮山洋子君) この介護給付費及び地域支援事業交付金によって行われる介護予防の推進に係る費用、これは介護保険法に定められた市町村が提供するサービスに係る費用というふうに定義をされていますが、今、その詳細な数字は手元に持っております。

○国務大臣(岡田克也君) 予防関係費用として、

二〇一五年度に六千七百億円と推計されておりま

すが、これは二〇一二年と比べて千二百億円増の

見込みでございます。公費別では六百億円の増であります。

現在のまま行つた場合と比べて、この改革を行つてということでございますと、四百億円の増、公費別で二百億円の増ということを見込んでおります。

○渡辺孝男君 もちろん介護保険、適正に使われるといふことが前提でありますけれども、介護保険でも介護予防等、きちんとした事業費を確保しながら推進を図つていただきたいと思います。

次に、先ほどもお話をしておりました健康日本21の第一次でありますけれども、本年の七月十日の厚生労働省の告示の中の第七項目では、健康日本21を推進をする体制の整備、あるいは健康増進を担う多様な主体の参画、人材の確保と連携などが記されているわけであります。

健康増進及び疾病予防の対策の推進、そしてまた介護予防や重度化予防の事業の推進にかかわつてくるそういう人材、専門職の方もおられればボランティアの方々もおられると思いますが、こういう方々の人材の確保、あるいは育成、そしてまたNPO等の団体の参画というようなものをどのように推進をしていくお考えか、小宮山厚生労働大臣にお伺いをしたいと思います。

○国務大臣(小宮山洋子君) 住民の健康の保持、増進を図る上で全国でおよそ三万二千人の自治体の保健師が重要な役割を果たしています。東日本大震災でも、避難所の巡回ですとか戸別訪問によって、被災者の健康管理に全国の保健師の皆さんに御活躍いただきました。厚生労働省としては、保健師を対象とした研修の実施ですとか計画的な人材育成に取り組む自治体への支援を通じて保健師の資質向上に努めるとともに、関係省庁ですとか自治体にも働きかけをして保健師の人材確保に努めていきたいと考えています。

また、介護予防に資するサービスメニューの開発等を目的としました市町村介護予防強化推進事業の中で、老人クラブですか民間事業者など、

地域の様々な人材の方々に活動をしていただくなっています。

○渡辺孝男君 そういうやはりマンパワーが必要なところであります。疾病予防についても健康づくりにしておられますね。疾病予防についても健康づくりにしておられますが、その背景因子や原因も、あるいは介護予防、重度化予防につきましても、あるいは介護予防、重度化予防につきましても、やはりマンパワーが必要になつてあります。

○渡辺孝男君 まさにこの確保、特にボランティアの方々とかNPOの方々に参加をいただいて力を発揮してもらえば有り難いと、そのように考えております。

次に、地域の実情に対応した介護サービスの充実に関連しまして質問をさせていただきます。

まず、在宅介護・看護の家族の抱える問題点などを載つております。

七月十一日の朝日新聞に、息子が介護疲れのためか認知症の母親に危害を加え、殺人未遂容疑で逮捕されたというようなショッキングな記事が載つております。

そこで、警察庁並びに厚生労働省に、介護や看護疲れを動機とする家族による虐待の事件の件数の近年の動向についてお伺いをしたいと思います。

○政府参考人(舟本馨君) お答えいたします。

犯行の動機、原因が介護・看病疲れである刑法犯の検挙件数を統計を取り始めました平成十九年以降について見ますと、平成十九年が六十件であったのが、平成二十一年百四件、平成二十一年百七十二件、平成二十二年百七十七件、平成二十三年五十七件、平成二十三年は五十四件であります。

○渡辺孝男君 このように残念な事件が起つてあります。

いるということでありまして、家族が介護をしておられる現場というのはなかなかまだ大変な状況にあると、そのように感じてしまうわけであります。

すけれども、介護をしてまた在宅医療の方は、これまで様々な施策を講じてきましたが、それが適切に利用できるように重点的に援助をする、そうしたことが重要だと思っています。

今後、介護を行つておられる家族の負担、できる限り軽減ができるように、市町村に対してこうした支援の充実を引き続き強く働きかけていきたいと考えています。

○渡辺孝男君 関連で、本年度から本格的導入が図られております二十四時間巡回・随時対応サービスは、家族の介護・看護疲れを緩和する役目も果たすと、そのように考えているわけありますけれども、このサービスの提供状況そしてまた今後の推進策について厚生労働省にお伺いをしたいと思います。

○大臣政務官(藤田一枝君) 定期巡回・随時対応サービス、今委員の方からお話をございましたように果たすと、そのように考えているわけありますけれども、このサービスの提供状況そしてまた今後の推進策について厚生労働省にお伺いをしたいと思います。

○渡辺孝男君 今厚生労働省としての分析のお話がありましたが、こういう介護虐待による多くの事件というものが増えてきていることを踏まえまして、どのように対応していくのか、男性の介護者による事件の発生が多いというようなこともありまして、介護に不慣れだというようなこともあります。

○国務大臣(小宮山洋子君) 委員がおっしゃいましたように、死亡事件に限らず、高齢者虐待を防止するということもこれは必要なことでございます。

利用者の評価としては、これは昨年度のモデル事業によつてでございますけれども、毎日の定期的な訪問で生活のリズムが改善された、また退院直後などの集中的なケアを行うことにより生活の安定化につながつた、さらに定期的な安否確認やケアコールによる随時の対応があり安心感が得られた、こういった声がございました。ただ、一方では、事業者からは、やはり介護職員や看護師などの人材の確保が大変厳しいということ、それから施設職員のオペレーター業務など柔軟な人材配置が必要だ、こういった課題も挙げられたところ

と思ひます。そして、介護に対する負担感が高い家庭を早期にまず把握をすること、そして介護保険サービス、いろいろなサービスありますのでございまして、その背景因子や原因の御存じないこともありますから、それが適切に利用できるように重点的に援助をする、そうしたことが重要だと思います。

今後、介護を行つておられる家族の負担、できる限り軽減ができるように、市町村に対してこうした支援の充実を引き続き強く働きかけていきたいとしましたが、どういったものなのか、この点につきまして厚生労働省にお伺いをしたいと思います。

○大臣政務官(藤田一枝君) 先ほど具体的な数字、警察庁の方からございましたけれども、高齢者虐待防止法によつて市町村が把握をしております死亡事例についての調査では、加害者の性別というのは男性が七六・二%、そして加害者の続いている被害者は被害者の息子が四一・九%、夫が三三・三%、このようになつております。

そうしたことを受けまして、この死亡事例の原因について直接的に分析した研究というのではありませんけれども、しかし、加害者の多くが男性介護者で占める実態にあるということを考えますと、やはり男性介護者の介護実態に関する研究では、男性が介護に直面して困ることとして、非常に家事に不慣れなことであるとか、介護に対する負担感がより高い、そして就業との両立が困難、こうしたことが挙げられているところでございまます。

○大臣政務官(藤田一枝君) 定期巡回・随時対応サービス、今委員の方からお話をございましたように今年四月から始まった事業でございまして、従来のサービスに加えて、高齢者の在宅生活を支える新しい選択肢として追加をされ、大変期待をされている制度でございます。今年の六月末時点では三十五保険者で四十七事業所が事業を開始をいたしました、東京都区部などの大都市のほかに地方都市も含めて事業展開されているところでございます。

○渡辺孝男君 今厚生労働省としての分析のお話がありましたが、こういう介護虐待による多くの事件というものが増えてきていることを踏まえまして、どのように対応していくのか、男性の介護者による事件の発生が多いというようなこともありまして、介護に不慣れだというようなこともあります。

○国務大臣(小宮山洋子君) 委員がおっしゃいましたように、死亡事件に限らず、高齢者虐待を防止するということもこれは必要なことでございます。

利用者の評価としては、これは昨年度のモデル事業によつてでございますけれども、毎日の定期的な訪問で生活のリズムが改善された、また退院直後などの集中的なケアを行うことにより生活の安定化につながつた、さらに定期的な安否確認やケアコールによる随時の対応があり安心感が得られた、こういった声がございました。ただ、一方では、事業者からは、やはり介護職員や看護師などの人材の確保が大変厳しいということ、それから施設職員のオペレーター業務など柔軟な人材配置が必要だ、こういった課題も挙げられたところ

いずれにしても、現在、本格実施後情報の収集中でございますので、今後、詳細な実施状況の検証を進めてまいりたいと考えております。

○渡辺孝男君 地方では、やはり人材が集まらない、またこういうサービスを提供するには距離が遠過ぎて事業として成り立たない、また冬場雪が降るような寒冷地等ではなおさら大変だというような声も聞いておりまして、今後、そういう地域でも本当に定期巡回そしてまた隨時対応のサービスが根付くのかどうか非常に心配をしておるんですが、この点をどう推進していくのか、小宮山厚生労働大臣にお伺いをしたいと思います。

○国務大臣(小宮山洋子君) 大変このサービス御期待が大きいためか、まだまだ問題点が多い、進んでいないという御指摘もいただいてるんですが、市町村の介護保険事業計画によりますと、平成二十四年度に百八十九保険者、利用者でいうと六千人分、そして、平成二十六年度に三百二十九の保険者、利用者一万七千人の実施が見込まれていまして、これは社会保障・税一体改革で想定をしている整備量、平成二十七年度に一万人、これ以上回るペースで進んではいるんです。

厚生労働省といたしましては、今後、緊急時の呼出しのためのケアコール端末などの機器の購入に対する補助ですか、先進事例を収集して市町村や事業者に紹介をするなどの取組によってサービスの普及に努め、また、事業の今やっている実施、いろいろ問題点もあると伺っていますので、その状況を検証するために、介護報酬改定検証・研究委員会、これを設けまして、ここで検証して課題を整理して、今後少しでも早く進められるよう改善をしていきたいというふうに考えていました。

○渡辺孝男君 社会保障と税の一体改革の中では、住み慣れた地域で住まいが確保され、医療や介護サービス、生活支援などかかりちゃんと提供される地域包括ケアシステムの構築を目指しているわけありますけれども、その地域包括ケアシステムにあるのは充実に消費税増税分がどのよ

うに活用されていくのか、この点に関しまして小宮山厚生労働大臣にお伺いをしたいと思います。

○国務大臣(小宮山洋子君) 今回の社会保障・税一体改革の中では、消費税増税分をどこに住んでいても安心して必要な介護が受けられ、また安

心して暮らせるようにということで、地域包括ケアシステムの構築など医療、介護の充実に充てるこ

と具体的には、地域での医療と介護の連携、ま

た、今お話のあった二十四時間対応の訪問サービ

スなど在宅介護、在宅医療の充実、それから認知症対策の推進、処遇改善などを通じた介護人材の確保などの取組に充てないと考えていますので、

消費税増税分でしっかりとそした安心がつくれるよう努めさせていただきます。

○渡辺孝男君 やはり国民の皆さんは消費税増

税、大変重い負担をするわけでありまして、その

消費税増税分がどのように使われ、自分たちの老後の安心、地域の生活の安心が確保されるようになるのか、そういう面に使われるのであれば御理解もいただけるというふうに思っています。

○国務大臣(小宮山洋子君) 介護保険の保険料等も増えてきているというのが現実でございます。そういう介護保険の保険料の軽減に消費税増

税分がどのように使われるのか、この点も小宮山大臣にお伺いをしたいと思います。

○国務大臣(小宮山洋子君) 社会保障・税一体改

革では、給付費の五割の公費負担とは別枠で公費を投入いたしまして、低所得高齢者の保険料負担

を軽減をしたいと思ってます。所要額最大三千百億円、これを低所得高齢者の保険料負担の軽減に充てたいと考えています。具体的な軽減の規模

ですとか方法については今後検討していきますが、仮に三千百億円を住民税非課税世帯の高齢者

へありますけれども、その地域包括ケアシステムにおけるのは充実に消費税増税分がどのよ

うに活用されていくのか、この点に関しまして小宮山厚生労働大臣にお伺いをしたいと思います。

○渡辺孝男君 医療保険とか介護保険の保険料が上がってきたことに対し、それに加えて消費税増税でまた負担が増えてしまうと所得の低い方々等々は大変心配をしておるわけで、逆に消費税増税分を保険料軽減にしっかりと充てていくくんだと、そういうことを、やはり情報をきちんと法案が通りましたら周知していただきたいと、そのように思っております。

次に、難病対策等々も消費税増税分を使われるかどうか、私たちは使っていただいて難病対策にも充実をしていただきたいと、そのように考えているわけですけれども、その関連で、1型糖尿病などの小児慢性特定疾患の支援の充実について質問をさせていただきたいと思います。

まず、本邦における1型糖尿病患者の動向並びに本疾患に対する医療の提供や学校生活などでの支援の現状と課題について、厚生労働省、文部科学省にお伺いをしたいと思います。1型糖尿病といふのは、普通の、大人の方々が生活習慣の問題で起る糖尿病とは違った疾患でございますので、これはやはりいろいろな学校、就学のときからも支援が必要な疾患でございますので、お伺いをしたいと思います。

また、1型糖尿病の児童生徒については、血糖値を上げるために学校でためをなめるなどをしなければなりませんので、この病気についての周囲の理解というものが大事だと思っておりまして、予算措置もございまして、小中学校で医療ケアを必要とする児童生徒への看護師などの配置が行わ

れてるというものが現在の状況であります、これらの取組をしっかりとバックアップしていきたい

と思います。

また、1型糖尿病の児童生徒については、血糖値を上げるために学校でためをなめるなどをしなければなりませんので、この病気についての周囲の理解というものが大事だと思っておりまして、独立行政法人の国立特別支援教育総合研究所とい

うところで冊子を作りました、「病気の子どもの理解のために」という冊子で糖尿病編というのを発行しておるなど、この普及と促進を図っているところです。

関係府省と連絡を取りながら、しっかりと取り組んでいきたいと思つております。

○渡辺孝男君 そのように、どうしても低血糖を防ぐためにお菓子を食べたりというようなこともあつて、またインシュリンの注射をしなければならぬというようなこともありますまして、一緒に学

んでいる子供さんたち等からは普通の子と違つて

いるような印象を受けてしまつて、はじめにもつながるというようなこともなきにしもあらずといふことですので、そういうしっかりした対応をし

て受けている児童生徒数としては、平成二十三年五月現在で計六百七十名というふうな調査結果を得ていますけれども、この中に先生から御指摘のあった1型糖尿病の児童生徒に対してもインシュリン注射等を行つというケースも含まれております。

○大臣政務官(藤田一枝君) 小児慢性特定疾患治療研究事業での1型糖尿病の登録患者数は平成二十一年度には四千七百十八人でございまして、直近数年間でおおむね横ばいとなつてはいるところでございます。

厚生省としての支援の状況でござりますけれども、この1型糖尿病患者さんのうち二十歳未満の患者さんに対しては、この小児慢性特定疾患治療研究事業で医療費の自己負担分を助成をいたしております。一方、二十歳以上の患者さんに対する支援の在り方というのは大きな課題となつてはいるところでございます。

○副大臣(高井美穂君) 文科省の方の公立の小中学校においての対応をお答えいたします。

日常的に看護師などから経管栄養などの医行為を通じて必要な財源を確保して、介護保険料の軽

ていただきたいと思います。

また、先日、宮城県の1型糖尿病の患者・家族会のけやきの会というのがあるんですが、その方々とお話をしたときに、先ほども、学校には保健師さん等々の、看護師さん等いらっしゃる場合は、小さな子供さんで自分でインシュリンの調整ができないような子供さんは、そういう注射をしてもらうことは可能なんですが、そういう方が学校に配置をされておらない場合は、やっぱりお母さん、家族が学校に付いていなきゃいけないといふようなこともお聞きをしまして、まだそんな状況があるのかなというのを心配をしたわけありますけれども、そういうことがないよう、きちんととしたそういう専門職の方を学校に配置をしてもらいたいと、そのように要望をしたいと思います。

そしてまた、そういう患者・家族会では、やはり情報交換、同じ病気を持つておられる方々とか医師とかボランティアの方々を通じて情報交換の会を持つて、非常に大事だということでありますが、日本ではそのような患者・家族会等、あるいはボランティアの方々の会がどのように形成され、活動をされているのか、この点についてお伺いをしたいと思います。厚生労働省、よろしくお願いします。

○大臣政務官(藤田一枝君) 今委員の方からお話をございました全国的な団体といたしましては、特定非営利活動法人日本IDDMネットワークとかいうのがございまして、全国各地の1型糖尿病患者・家族会を対象とする研修や交流会の開催などを行っているところでございます。

そのほか、各都道府県レベルでもこの患者さん及びその家族の生活の質の向上を図るなどのための活動を行っている団体がござります。

○渡辺孝男君 地域でそういう病気を持つておられる方々を支えるそういう組織というものは非常に大事でありますので、そういう方が多く地域で活動できるような環境づくりに厚生労働省も支援をしていただきたいと思います。

ちょっと時間の関係で少し質問を飛ばさせていい

るものと私は思つておりますが、こういう難病の患者さんに対する支援、消費税増税分が使われることになるのか、その点に関しまして、小宮山厚生労働大臣にお伺いをしたいと思ひます。

○国務大臣(小宮山洋子君) 国分の消費税収は、法律上、全額社会保障四経費に充てることとされています。一方、難病対策については、医療費助成ですとか研究事業の対象疾患の拡大の要望、都道府県の超過負担など様々な課題がございまします。

○国務大臣(小宮山洋子君)

國分の消費税収は、

法律上、全額社会保障四経費に充てることとされています。一方、難病対策については、医療費助成ですとか研究事業の対象疾患の拡大の要望、都道府県の超過負担など様々な課題がございまして、小宮山厚生労働大臣にお伺いをしたいと思ひます。

○国務大臣(小宮山洋子君)

國分の消費税収は、

法律上、全額社会保障四経費に充てることとされています。一方、難病対策については、医療費助成ですとか研究事業の対象疾患の拡大の要望、都道府県の超過負担など様々な課題がございまして、小宮山厚生労働大臣にお伺いをしたいと思ひます。

んの対応というものをどのようにしていくのか、

厚生労働省、文部科学省にお伺いをしたいと思ひます。

○国務大臣(小宮山洋子君) 委員御指摘のとおり、遠隔医療技術を使いまして専門医による支援を行うこと、これは特に医師不足の地域では非常

に有用だと考えております。

このため、厚生労働省では、平成十三年度から遠隔医療の設備を整備するための補助として、地域医療の充実のための遠隔医療補助事業、これを実施をしていますので、今後ともこうした取組を通じまして普及推進に努めていきたいと思いますし、自治体にも是非こういう技術の活用を進める

ことの検討を引き続きお願いをしていきたいと思つています。

○副大臣(高井美穂君)

御指摘、本当にごもっともだと思います。

このため、新たな難治性疾患対策の在り方検討チームですとか、厚生科学審議会疾患対策部会、また同部会の難病対策委員会などで議論を進めています。一方、難病対策については、医療費助成ですとか研究事業の対象疾患の拡大の要望、都道府県の超過負担など様々な課題がございまして、小宮山厚生労働大臣にお伺いをしたいと思ひます。

○副大臣(高井美穂君)

國分の消費税収は、

このため、新たな難治性疾患対策の在り方検討チームですとか、厚生科学審議会疾患対策部会、また同部会の難病対策委員会などで議論を進めています。一方、難病対策については、医療費助成ですとか研究事業の対象疾患の拡大の要望、都道府県の超過負担など様々な課題がございまして、小宮山厚生労働大臣にお伺いをしたいと思ひます。

○渡辺孝男君 最後の質問になりますが、東日本大震災の対策で、九月末日で終了となる東日本大震災に伴う被災者に対する市町村国保、後期高齢者医療及び介護保険の一部負担金免除ですか保険料減免措置の取扱いにつきまして、小宮山厚生労働大臣にお伺いをしたいと思います。

○国務大臣(小宮山洋子君) 市町村国保、後期高齢者医療、介護保険の一部負担金免除ですか保険料の減免については、東電の福島原発事故に伴う国による避難指示などが行われた区域以外の被災者の方は、平成二十四年九月末まで、減免に要した費用の全額を国が財政負担すること、これはこの九月末までということになります。

○渡辺孝男君

國分の消費税収は、

平成二十四年十月以降は、保険者の判断によつて一部負担金等の減免措置を行つた場合に、財政支援できる既存の国民健康保険制度等の仕組みを活用した支援を行つていただきたいと思っています。

○副大臣(高井美穂君)

國分の消費税収は、

具体的には、国民健康保険制度の一部負担金について、減免に要した費用が一部負担金総額の3%を超えるなど、財政負担が著しい場合には免除額の十分の八以内の額を財政支援する仕組みがありますし、患者さんの側にもメリットが大きいと思ひます。

○副大臣(高井美穂君)

國分の消費税収は、

残念ながら、文部科学省として、二十四年度予算を調べますと、こういう遠隔医療を推進する取組はござります、各自治体、大学病院等が積極的に例えば被災地における遠隔医療の構築含めた災害時地域医療支援教育センターとかいうものつくるための取組をしたり、いろいろ各大学の自主的取組による遠隔医療の推進ということはなされておりますが、我々の方の予算として具体的な場合にこれを活用していただきたいというふうに考えております。

○渡辺孝男君 質問を終りますが、高速道路の無料化の関係もお聞きしようと思つたが、また後の機会に質問をしたいと思ひます。

○中村哲治君 国民の生活が第一の中村哲治です。本日は、三党合意による税制改正法案の修正部分について主にお尋ねをしてまいります。

税制改正法案、元の法文では、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行つたための消費税法等の一部を改正する等の法律案」となつておりました。そこでの「消費税法等の」という部分は修正後取れまして、「消費税法の一部を改正する等の法律」と、そういうふうな名前にもなつてはいることより、かなり大きな変更がされておりま

まず、第一条について伺います。

第一条の趣旨規定については、このように条文の初めなっております。元の条文では、「この法律は、世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築することにより支え合う社会を回復することが我が国が直面する重要な課題であることに鑑み」とありました。その部分についてですけれども、「により支え合う社会を回復すこと」これが我が國が直面する重要な課題であること」ということが削除されております。この削除部分について、なぜこのような形になつたかということについては、衆議院の特別委員会で共産党の佐々木憲昭委員が六月二十二日の質問で質問されております。そこで明らかになつたのは、これは自民党的修正要求によつて変えられているということです。公明党的議員はそれはかかわっていないという、こういう御答弁でもありました。

そこで、自民党的修正者に、この点について、なぜこの部分を削除することを主張されたのか、理由をお答えください。

○衆議院議員(野田毅君) 社会をみんなで支え合う社会をめざすことは、それが何よりも大切な人権保障として憲法二十五条社会権という規定がある。ということになると、社会保障は共

助、公助の要素であるというのは、これはもう当たり前というと当たり前なわけですね。だからこそ、条文に、「世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築することにより支え合う社会を回復することが」いうふうな元々の文言にあつたわけです。

そうすると、もし今、野田先生がおつしやつたように違和感があるということであれば、「社会保険制度を構築すること」というようなところも税制の法案なんだから取るべきなんぢやないです。

○衆議院議員(野田毅君) 今回は、今申し上げたとおり、社会保障制度ということといえば支え合うという言葉を使つていでしようね。ただ、税と税の法規は、税の側面は支え合うといふことですが、なるほどねということは理解をいたします。

○衆議院議員(野田毅君) そういう御指摘があれども、趣旨規定でそのことをうたいながら目指してきたことだと思うんですよ。

○衆議院議員(野田毅君) そういうふうなことで、違和感があるという自民党的の、そういうお話をした。私は全く理解できませんけれども、趣旨規定でそのことをうたいながら目指してきたことだと思うんですよ。

○衆議院議員(野田毅君) そういうふうなことで、違和感があるという民主党の、そういうお話をした。私は全く理解できませんけれども、そこは、削除することについても、削除することには今失われつづると、それをこういうふうな税制を改正して社会保障制度を構築することによって回復させていくというのが元々の趣旨の規定だったわけです。

○衆議院議員(古本伸一郎君) お答えいたしました。

第一条の修正後の法文を、少しお手元を御覧くださいして、本来必要な分野まで削り込んでやつてきたと。したがつて、これから社会保障と一体改革ということです。

○衆議院議員(古本伸一郎君) お答えいたしました。

第一條の修正後の法文を、少しお手元を御覧くださいして、本来必要な分野まで削り込んでやつてきたと。したがつて、これから社会保障と一体改革ということです。

について違和感があるということでお話をいたしました。

○衆議院議員(野田毅君) お答えいたしました。

れて、自民党の主張に対して民主党が納得され

これを削除されたと。私は当時民主党員でしたから、このことが全く分からないと。それをなぜ、削除することに対して古本さんが違和感がなかつたのかということを聞いているんですよ。

○衆議院議員(古本伸一郎君) この議論の出発点は、恐らく去年の六月の素案の議論、それから年

末のいわゆる社保・税一体改革総会、連日の開催であったのは御案内のとおりであります。そして、今回の三月の議論、そして今回の法案提出と

いうプロセスだったと思うんですけれども、その際に、この支え合う社会というこのワードは、その当時からずっと生きてきたある意味一つの理念といいますか、であったことは間違いありません。これは中村委員のおっしゃるとおりだと思います。

他方で、この理念を具体的に落とし込んでいこ

うと思うと、これはすなわち支え合う社会とは何かということの議論を煎じ詰めると、当時の交渉に当らせていたいた私としては、やっぱりこ

れはすなわち社会保障をきちんと立て直すということだと受け止めたんです、具体的な話としてはですね。当然、理念としては支え合う社会というの

は私どもとしてあつたんだろうと思いませんけれども、ただそれが、やはりお互いの価値観、哲学観の違う党派が集まつて何とかこの局面を開拓しようという協議の中で最終的に帰結した、お互いの、これはそれぞれの譲歩もあつたでしようし、それぞれの判断もあつた中で私はぎりぎりの最終判断だつたと思っております。

○中村哲治君 私は、その理念のところの最初の第一番目としての「支え合う社会を回復する」と、「ここを削除してしまったことが、今古本さんがおっしゃった社会保障の様々な細部の制度について全部結局議つてることにつながっているんだじゃないかと受け止めたんです。ここが私は議論の出発点として非常に大事なことだと思つています。

ということで、これから、社会保障のそれぞれ

のことも含めて税制の細かい部分に入つていきた

いと思います。

第四条のところで、最初は所得税に関する規定がありました。これが削除されております。そ

して、その件については附則の二十二条で、「所得

税については、格差の是正及び所得再分配機能の回復の観点から、最高税率の引上げ等による累進性の強化に係る具体的な措置について検討を加え、その結果に基づき、平成二十四年度中に必要な法制上の措置を講ずる」と、そういうふうにあります。この削除の意味と附則二十二条の意味について、自民党の提出者から回答を求めます。

○衆議院議員(野田毅君) 先ほどの御質問と連動するんですけれども、消費税だけではなくて、当初は御指摘のとおり所得税あるいは相続税等も含む法案であります。そういうことで、これを一応今は見送つて、そして年末の税制改正のときに

もう一遍きちんと組立てをし直しましょうということは、内容においても若干検討しておく余地があるのです。今まで政府案のとおりすんなりと

今回見送つて、そして年末の税制改正のときに

もう一遍きちんと組立てをし直しましょうという

ことは、内閣においても若干検討しておるのです。

そこで、問題は、控除の在り方やら税率の在り

方等についての問題があつて、単一のテーマであるということではないということですね。つまり、控除のもあれば、税率の在り方、幾つかの問題点があるということです。午前中、午後ですか、

方等についての問題があつて、単一のテーマであります。

それから、先ほど、支え合う社会ということに

ついてですけれども、問題は、先ほど社会保障の

推進法の中でも申し上げたんですけれども、これ

は、何といいますか、社会保障の在り方論とし

度の頭打ちの世界と、いうこともあって、既に、今日の医療制度の持続性ということに黄信号が既にともつている。これは実は支え合う社会という

ことだけでできる話なのではなくて、税金や保険料を負担するというその能力の範囲の中で給付を考えいかないと持続できないのではないかと。

そういう意味で、財源とセットにした給付の在り方なんですよということをはつきりとしていく

ことが今回の社会保障と税の一体改革ということに対する基本的な原点なんですということで、給付のことだけを前面に出すような社会保障の在り方論を論ずるということはいささかミスリードしてしまうのではないかと、だから違和感がある

と、こう申し上げておるのであります。そのこと

ころは、やはりそのところ、財源なしに給付だけを先行させていこうというもし発想がありにならざるを得ないかと、だから違和感がある

ことだとすれば、それは違うということは明確に申し上げておきたいと思います。

○中村哲治君 今、提出者にはお願いしたいんで

すけれども、聞かれたことに答えていただいて、後半お答えになつたことは私、今質問していないことですので、そこについて長々と答弁するのは

おやめください。

それから、今後の後半の御答弁、若干感想だけ述べさせていただきますけれども、その話という

のは社会保障の拡充じゃないじゃないですか。結

局、財源が限られているんだから社会保障を絞つていこうと、そういう話でしよう。そういうこと

を民主党は丸のみしたということで、私は非常に

これですんなりとというわけにはいきませんね

と、だけど先送りはしませんというのがこの趣旨

です。

それから、先ほど、支え合う社会ということに

ついてですけれども、問題は、先ほど社会保障の推進法の中でも申し上げたんですけれども、これについてはまだ決めてないという話になります。

○衆議院議員(野田毅君) 率直に言つて、それだけの時間的余裕がないことだと思います。

○中村哲治君 消費税の増税にまつわる様々な問題についてはその増税の時期までに決めればよくて、なぜ所得税については今決める必要がなくて後で決めたらいいと、そういう話になるんですか。

○衆議院議員(野田毅君) 率直に言つて、それだけの時間的余裕がないことだと思います。

この点は既に、今回だけでなく、その前、二十四年度税制改正案の中にも、「二十三年度かな、入つておつたと思いますね。その時点から、私は

もは、当面必要なことだけを修正をして成立をしました。

先ほど言いましたように、所得税の在り方ある

いは相続税の在り方について、今申し上げたよ

う少しきちんと議論をして結論を出さなきゃいけない。当たり前のことじゃないでしようか。あるいは、ずっと議論し続けたら、何もしないで議論だけし続けるということなんでしょうか。それ

ですか。

○衆議院議員(野田毅君) 消費税の具体的な実施時期、御承知のとおり、今年、来年ではあります

ことね。再来年の四月です。それを決定するかどうか、トリガーを引くのは来年の秋と。したがつ

て、それまでには具体的にどういう対応をするか、低所得者対策ということについて何らかの給付措置を、簡易なものを考えなきやいけないとい

うことは合意をしているわけです。

ただ、それについて、八%段階からどういうこと

が今後の社会保障と税の一體改革ということに対する基本的な原点なんですということで、給付のことだけを前面に出すような社会保障の在り方論を論ずるということはいささかミスリードしてしまうのではないかと、だから違和感がある

と、こう申し上げておるのであります。そのこと

ころは、やはりそのところ、財源なしに給付だけを先行させていこうというもし発想がありにならざるを得ないかと、だから違和感がある

ことだとすれば、それは違うということは明確に申し上げておきたいと思います。

○中村哲治君 今、提出者にはお願いしたいんで

すけれども、聞かれたことに答えていただいて、後半お答えになつたことは私、今質問していないことですので、そこについて長々と答弁するのは

おやめください。

それから、今後の後半の御答弁、若干感想だけ述べさせていただきますけれども、その話という

のは社会保障の拡充じゃないじゃないですか。結

局、財源が限られているんだから社会保障を絞つていこうと、そういう話でしよう。そういうこと

を民主党は丸のみしたということで、私は非常に

これですんなりとというわけにはいきませんね

と、だけど先送りはしませんというのがこの趣旨

です。

それから、先ほど、支え合う社会ということに

ついてですけれども、問題は、先ほど社会保障の

推進法の中でも申し上げたんですけれども、これ

は、何といいますか、社会保障の在り方論として非常に大事なことだと思つています。

ということで、これから、社会保障のそれぞれ

ついてですけれども、問題は、先ほど社会保障の

推進法の中でも申し上げたんですけれども、これ

は、何といいますか、社会保障の在り方論として非常に大事なことだと思つています。

ということで、これから、社会保障のそれぞれ

ついてですけれども、問題は、先ほど社会保障の

推進法の中でも申し上げたんですけれども、これ

は、何といいますか、社会保障の在り方論として非常に大事なことだと思つています。

ということで、これから、社会保障のそれぞれ

よりも、むしろ来年度改正に間に合うようになります。

○中村哲治君 消費税の増税というのは、自公政権の時代の平成二十一年税制改正法附則百四条に基づくものです。消費税増税というのは自公政権の方針なんです。だから、先行させるというのはもう当然、自公の皆さんだったら、それはもう手を上げて先にやつちやおうと、それはよく分かりますよ。問題は、それと同時にやらないといけないはずの所得税や相続税も後回しにしているということが問題なんじゃないかということが一つ上がつてきているわけです。

それじゃ、自民党に伺いますけれども、所得税は、三党合意文書にあるように、今回の政府案、そして公明党案よりもきつついものにすべきだと、税率を上げるべきなんだというふうにお考えなんですか。それとも、この政府案よりも軽いものにしないといけないと考えていらっしゃるんですか。○衆議院議員(野田毅君) 税率の刻みについては、むしろあの所得税法改正案附則ですね、二十一年度に成立した、あの中でも方向性は出しておられます。御承知のとおりです。むしろ累進度を高めという方向を既に出ております。

問題は、その刻みの仕方もあるでしょう、それからもう一つ言えば、控除について、控除をなくしていくこと、極端に言えば配偶者控除までなくしていこうという民主党の考え方ですね、私どもはそれは取らないと。むしろ、年少扶養控除を含めて、我々はやっぱり家族というか、そういうものの在り方論として大事に考えておりまます。そういったこともきちんとした議論をした上でないといけないんじゃないんでしようかと思つています。

○中村哲治君 今、自民党の答弁によりますと、やっぱり控除から給付へという民主党の考え方が間違っているという、そういう御主張であります

た。

民主党にお聞きしたいんですけども、その御主張の上でこの削除の規定があるわけですから、

この削除の規定をのんだということは、民主党としては控除から給付へという、そういう理念はもう放棄したことによろしいんですか。

○衆議院議員(古本伸一郎君) 控除から手当といふのは、二〇〇九年の総選挙の一つの政策的スローガンにもあつたくらいの哲学であり、具体的な政策であったと思います。その意味で、御案内のとおり、年少扶養控除、さらには住民税の年少控除の廃止等々をやつてしまりました。特定扶養控除も一部圧縮というところまで既に実行しております。それに対し、今、自民党の野田毅先生からは、むしろその控除を使った考え方の方が自民党としては家族観等々から照らしても適していると思つていると、こういうお話をしました。

これはそれぞれの党の考え方でありますので、今回の三党協議の中でお互いに控除税制かくあるべきというところに踏み込んだやり取りがあつたわけではありません。ただ、かねてより自民党の皆様がそういうお考えを持つておられる、家族観あるいは控除税制に対する価値観を持つておられるというのには十分承知しています。

○中村哲治君 いや、所得税の規定を削除するといふのは、その自民党の考え方による、相続税の規定を削除したというのは、控除も含めての見直しを行つていいかないといけないのでとおつしやつたじやないですか。しかし、そのことは三党協議の実務者の税制のところではボイントとして出ていないというのが古本さんの答弁だったのです、明らかに食い違つてゐるんですよ。

それで、同じように、それでは相続税の話もあります。相続税の規定、いわゆる資産課税に係る規定、五条、六条についても規定が削除されていくというのが自民党的御主張と。

○中村哲治君 いわゆる二十四年度中に税制改正で行っていくというのが自民党的主張でしよう。二十四年度中に行つて二十五年度の税制改正で入れてい

う考え方があるということは御見識として承知しています。

他方、今回の三党協議の場で、具体的には実務協議に当たつていただいたのは町村信孝先生、そして参議院からは富沢洋一先生が御出席いただきおりましたけれども、控除税制を元に戻すということを前提に、今回の所得税制に関して、二十二五年度改正、つまりこの年末の税制改正の議論に先送るという話についてはございませんでした。

もう一点補足すると、今回議論になつたのは、あくまでも所得税の最高税率の引上げいかんといふことが争点であつたかと承知してございます。

○中村哲治君 民主党的担当者はこのように認識しているわけで、自民党的先ほどの答弁と食い違うわけです。どういうことですか。

○衆議院議員(野田毅君) 全然食い違つてないと思つて聞いていましたけれども。はい。

○中村哲治君 いやいや、自民党的皆さん、所得税の規定を削除したというのは、控除も含めての見直しを行つていいかないといけないのでとおつしやつたじやないですか。しかし、そのことは三党協議の実務者の税制のところではボイントとして出ていないというのが古本さんの答弁だったのです、明らかに食い違つてゐるんですよ。

それで、同じように、それでは相続税の話もあります。相続税の規定、いわゆる資産課税に係る規定、五条、六条についても規定が削除されてしまう。これも同様に考えてよろしいんですね。自民党担当者にお聞きいたします。

○衆議院議員(野田毅君) そうですね、最高税率のレベルあるいはプラケットですね、その刻みの仕方についてはやはりもう少し議論を重ねてより良き案ができるんですねと、いうこともございまますし、それから、全体として、それだけではなくて、今日、特に都市部における相続税のレベルについて、やはりもうちょっとときちつと見直した方がいい、特に東京を中心としての方々のいろんな懸念もあるということも事実です。

それから、先ほどもお話をありましたけれども、死亡保険金に対する対応の仕方、こういったことでもきちんと議論をして、その上で結論を出すことです。

○中村哲治君 では、この相続税等の資産課税についても累進度等も上げていくというのが自民党的考え方でよろしいんですか。

○衆議院議員(野田毅君) そういう方向であります。

○中村哲治君 そうすると、次に問題になつてくるのが、附則二十条、二十二条で書かれている検討という文言と、三党合意文書の中にある検討という文言の関係です。

どこで検討するのでしょうか。私もこの二つを見比べたときに、具体的にどういうことなのかと

思いました。政府税調に委員として自公の皆さん

が三党合意に基づいて参加されるのか、それとも

民主党税調に自公の皆さんのが参加されるのか、それとも三党協議を先行させて検討をして、後に政

府税調とか民主党税調で追認をしていくのか、そ

の際、与党の国民新党との協議は後回しでいいのか。

○中村哲治君 いや、所得税の規定を削除するといふのは、その自民党的考え方による、相続税の規定を削除したというのは、控除も含めて必ずしも三党協議で追認をしていくのか、そ

の際、与党の国民新党との協議は後回しでいいのか。

○中村哲治君 いや、所得税の規定を削除するといふのは、その自民党的考え方による、相続税の規定を削除したといふのは、控除も含めて必ずしも三党協議で追認をしていくのか、そ

の際、与党の国民新党との協議は後回しでいいのか。

○中村哲治君 いや、所得税の規定を削除するといふのは、その自民党的考え方による、相続税の規定を削除したといふのは、控除も含めて必ずしも三党協議で追認をしていくのか、そ

の際、与党の国民新党との協議は後回しでいいのか。

○中村哲治君 いや、所得税の規定を削除するといふのは、その自民党的考え方による、相続税の規定を削除したといふのは、控除も含めて必ずしも三党協議で追認をしていくのか、そ

の際、与党の国民新党との協議は後回しでいいのか。

○中村哲治君 いや、所得税の規定を削除するといふのは、その自民党的考え方による、相続税の規定を削除したといふのは、控除も含めて必ずしも三党協議で追認をしていくのか、そ

の際、与党の国民新党との協議は後回しでいいのか。

別途、国民新党と連立をしておられるというこ

とであれば、国民新党とどういうふうにされるの

かは、ここは与党の立場にある民主党の方でどう扱われるかをお考えをいたしたことではないかと、そう思っています。

○中村哲治君 この検討するということを書かれているんですけども、結局、三党協議で調わなければ成案を得ることができないという、そういうふうな理解でよろしいんですか。いや、野田さん聞いています。

○衆議院議員(野田毅君) 論理的に言えば、そんなんでしょうね。だけど、調わないということを前提として合意するなどというのはナンセンスですね。

ですから、私どもは共同提案をして修正をする、そしてそれに先立つて政党間の合意をする、これは大変重いと思っています。それに尽きたと

ね。

○中村哲治君 おっしゃるとおりだと思うんです

私は、この三党合意の文章を拝見をして、もう実質的にはこれから民自公の三党で様々なことを相談しながら決めていくと、形的には民主党政権ですけれども、実質的には、社会保障と税の一体改革については三党連立、実質的には三党連立かのようない形で決まっていくと、そうでなければこのような規定にはならないと、そういうふうに判断をしました。

この点について、古本さん、先ほど手を挙げていらっしゃったので、そうではないといつお気持

ちでしょから、どうぞお答えください。

○衆議院議員(古本伸一郎君) お答えします。

法文の関係と三党合意文書の関係でまずお尋ねいただいているので、事実関係だけ、恐れながら。

第四条の所得税につきましてはこう書いてあります。三党合意文書です。所得税の係る云々の規定について、はしります、必要な法制上の措置を講ずる旨の規定を附則に設けるということで合意しています。同様に、第五条、六条で資産課税、すなわち相続税関係も合意しております。こ

のことを受けて書き込んだのが、先生御指摘の第二十条、所得税に係る措置ということです。それから、資産課税が第二十一条です。

それぞれ、第二十条と二十一の附則の結果の文言を御覧いただきますと、二十四年度中に、すなわち二十五年度税制改正で必要な法制上の措置を講ずると書いておりますので、実はこれ、検討項目ではなくてやらないいけない項目になつております。当然、ブレケットをどう刻むのかとか最高税率の割合をどうするのか等々は今後のいろんな議論だとは思っていますけれども、相当な方向感はここで出していると思っています。

この議論の発射台になっているのは、今、中村委員から御指摘のとおり、平成二十一年の附則百四条、ここがもう発射台になつてるのは事実であります。その中には、先ほど野田先生からもございましたように、所得税の累進強化等々ももう既に百四条から幅々と続いている流れでありますので、これは民自公それぞれ、各党共にそれぞれの若干の率あるいはいろんな幅等々に困惑はあるのかもしれません、大きな方向感は一緒だと思います。

その上で、連立のような気持ちじゃないかといふ御指摘申し上げれば、現実問題、ここまで三党で合意して、そして法案の形に出させていただいている以上、今後ともこういった形での御相談はさせていただくのが極めて自然な形だろうと思っています。

国民新党との関係も御指摘いただきましたが、これは政策調査会を始め国民新党の皆様とは綿密に連携を取らせていただいておりますので、しっかりと今後ともやらせていただきたいと思ってい

ます。世代間の公平性といいますと、私もこの間少し述べましたけれども、特に公的年金制度の在り方ですとか、それを、今大変に大きな世代間の格差が生じているという問題もありますので、これをどう小さくしていくのかというの大変大きな政治的な課題だとも思いますが、この世代内の公平性というものの解釈についてお尋ねしたいと思っています。

○中村哲治君 古本さんの今の答弁だと、検討はしないという趣旨ですか。

○衆議院議員(古本伸一郎君) 安住大臣の御答弁

の中にも累次にわたりましてあつたかと思つていますけれども、法律にうたつた以上、これが、こ

の参議院の御議論で何とぞ成立させていただきたいと思つていますけれども、成立した暁には立法府としてこれを背負うということだと承知しています。

その上で、行政府である政府は、当然、政府税制調査会もあるでしょうけれども、当然に手前どもにも税制調査会がありますので、それは自民党さんも公明党さんもそれぞれございますので、それぞれ、ハウスの側、政府の側、ここで成立をさせたいたい暁には、この二十条、二十一条に照らして具体に詰めていく、それぞれの持ち場で詰めていくと、このように承知してございます。

○中村哲治君 時間が参りましたので終わりますけれども、今、答えられていないんですよね。結果、政府での検討と三党協議との検討とをどのようないくつかのことを聞いています。詰めしていくと、このように承知してございます。けれども、それに答えていただかなければなりません。

時間が参りましたので、今日はここまでにして、続きを、また次回にさせていただきます。ありがとうございます。

○桜内文城君 みんなの党の桜内文城です。

今日は、特にこの消費税法の改正法案を中心にはさせていただくのが極めて自然な形だろうと思っています。

○衆議院議員(古本伸一郎君) お答えいたしました。

まず、先ほど来この修正点に御議論をいたしているんですけども、実は第一条の趣旨規定に

うたっているのは、あくまでもこの二条以下、具体的の税法をどうしていくかというこの出発点として少し前書きを整理したということだと思って

います。それが趣旨規定だと思ってます。

その中で、支え合う社会ということを削除し、ワーディングをし直した結果、世代内そして世代間それぞれの公平な社会保障と、こういうふうに文章をつなげたわけですが、今先生御指摘のとおり、世代内で公平感を担保していく

ことは、一つには、恐らくそれぞれ同じ世代

上げるですか、あるいは相続税の中で、これまで非課税といいますか、その限度額を引き上げていく等々を意味するのだなと考えておつたんですけれども、今回、三党協議の中で、こういった所でいうふうに理解するのだと考えておつたんです。

ただ一方で、この第一条の趣旨のところでは世人代内の公平性という文言がまだ残つておりますけれども、今回、三党協議の中でも、こういった所で得税法あるいは相続税法に関する部分が基本的に削除されています。

ただ一方で、この第一条の趣旨のところでは世人代内の公平性という文言がまだ残つておりますけれども、今回、三党協議の中でも、こういった所で得税法あるいは相続税法に関する部分が基本的に削除されています。

○衆議院議員(古本伸一郎君) いや、通告はしているんですが。

○衆議院議員(古本伸一郎君) どうなたに。

まず、第一に、趣旨といたしまして、世代間及び世代内の公平性という文言が書かれておりま

す。世代間の公平性といいますと、私もこの間少し述べましたけれども、特に公的年金制度の在り方ですとか、それを、今大変に大きな世代間の格差が生じているという問題もありますので、これ

をどう小さくしていくのかというのの大変大きな政治的な課題だとも思いますが、この世代内の公平性というものの解釈についてお尋ねしたいと思つて

います。それは公的年金制度の在り方でも、今先生御指摘のとおり、世代内で公平感を担保していく

ことは、一つには、恐らくそれぞれ同じ世代間それぞれの公平な社会保障と、こういうふうに

文章をつなげたわけですが、今先生御指摘のとおり、世代内で公平感を担保していく

ことは、元々の政府案にもあつた文言で、ただ残念ながら、私が見るところ、世代内の公平性というのは、やはり所得の大きな人から累進税率によって税収を上げていく、例えば元々政府案にありましたように、所得税の最高税率を少し引き

こうした社会保障全体の世代内における公平性も確保していく上で、社会保障制度はもちろんありますけれども、そのための財源という意味では大変優れた税目であるというふうに理解しております。

○桜内文城君 おっしゃる趣旨が分からなくもな印度ですけれども、よくこの委員会の中でも消費税というのはやはりどうしても逆進性というのが問題として指摘される税制でもあります。そういったときに世代内の公平性という文言がこうやつて残っているというのは、ちょっといかにもいかがなものかなというふうに感じる次第であります。

消費税法のところは元のとおり残っておりまして、先ほども指摘しましたように、所得税法、相続税法がざくっと削除になつておりますので、本来であれば、この一条で今提案者が説明されましたようにみんなで支え合う社会という文言を削られたのであれば、やはりこの世代内の公平性という文言を残すべきか否かもう少し検討された方がよかつたのではないのかなということは指摘しておきます。もちろん、最初の趣旨のところですので、全くこの世代内の公平性というところが失われたまでは言いませんけれども、ただ、消費税だけ残っていますと、逆進性が指摘される税制ですでの、税目ですので、そのところの違和感を感じるということは指摘しておきます。

そして、次の質問に移ります。

この法案の七条の本文に、ここには大変たくさん、消費課税等いろいろな号が並んでおりまして、もちろん書かれていますが、その本文のところで、平成二十四年二月十七日に閣議において決定された社会保障・税一体改革大綱に云々かんぬんという文言が七条の条文の中に記載されております。

一般のこの委員会での質疑の中で、野田総理が、別の論点ではありますけれども答弁されていきますのをちょっと読み上げますと、今国会中に後期高齢者医療制度廃止法案を提出するということは

閣議決定で残っていますが、この法案が通れば、この法案というのはこの消費税法の改正法案ですけれども、これらが通れば、その閣議決定の効力は消えるということでござりますという答弁をされおりまして、これも議事録に載つております。

そうなると、こうやつて七条に閣議決定された社会保障・税一体改革大綱という文言が法律上にもちろん残るわけですけれども、こういった閣議決定の効力との関係でここはどう解釈すればよいのかについてお尋ねしたいんですですが、一応通告は副総理かなと思ってお伝えしております。

○国務大臣(岡田克也君) この言い方は非常に難しいんですけども、特に後期高齢者医療制度についてはこの国会でということになつております。同時に、今この国会でこの八本の法案を、改革推進法案も含めて御議論をいただいております。国会の会期を考えれば、事实上、後期高齢者医療制度の法案を出すという時間的な余裕もないし、考え方からいっても当然この改革推進法案の考え方が優先するわけであります。そういう意味で総理は先ほどの表現を言われたというふうに思いますが、より正確に言えば、閣議決定のその内容については、いわゆる今回のこの法案によって上書きがなされるというふうに言うべきかなというふうに思つております。

○桜内文城君 上書きと解釈するしかないというのは私も理解いたしますが、どの部分がどう上書きされるかとか、こういった法案の中に閣議決定そのものが、こういうふうに大綱云々というふうに記載されていますと、どこが上書きされて、どこが上書きされずに効力が残るのか等々、結構これ、最後に解釈の問題として残つてしましますけれども、もうちょっと本題に入つてまいります。

今申し上げました七条の八号、八号でいいですかね、番号付いていますけれども、歳入庁に関するくだりがあります。元々の政府案の中では大変強めに書いてあるんですね。「年金保険料の徴収体制強化等について、歳入庁その他の方策の、あつ、済みません、間違えました、以前の政府法案が可決した暁にですね、もちろん撤回という手もあると思うんですけども、そこはもう少し、法律上、後で解釈で争いを残さないようになつてあります。この法案が可決した暁にですね、もちろん撤回といつたことですけれども、それは法的効性、課題等を幅広い観点から検討し、「要は、歳入庁を含む、歳入庁というのがこれ単なる例示になつております。そして、法制局的に言えますね、その有効性、課題等を検討と。私も財務省に勤務しておりましたけれども、役人が検討と言ふときはやらないと。それも「歳入庁の創設」という文言をやめて「歳入庁その他の方策」云々というふうに単なる例示にしてしまつたということは、とにかくこれはやらないというふうにしか読めないんですけども、これは是非、三党合意の当事者である提案者の方、そして財務大臣、そして厚労大臣にお尋ねしたいと、三人にお尋ねしたいと思います。

○衆議院議員(古本伸一郎君) 今先生御指摘の討条項第七条の八、そのところの今検討とおっしゃつたんですが、恐れながら読み上げますと、「幅広い観点から検討し、実施する」というところで最後文章を締めくくつております。その他の方策を実施するということでございます。

○衆議院議員(古本伸一郎君) それから……(発言する者あり) はい。

○桜内文城君 余り細かいことを言いたくはないんですけれども、先ほど読み上げましたとおり、この部分、「年金保険料の徴収体制強化等について」とまず最初に来ておりますので、実施するというのを「検討し、実施する」ことですので、単に検討というふうにしか読めないんですけれども、それは法制局的に言えます。元々の政府案の中では大変強めに書いてあるんですね。「年金保険料の徴収体制強化等について、歳入庁その他の方策の、あつ、済みません、間違えました、以前の政府法案、読み間違えました。「歳入庁の創設による税と社会保険料を徴収する体制の構築について本格的な作業を進める」というふうに、もう少しきなづけます。

「歳入庁の創設」というふうに非常に強い文言で書かれておりましたが、今読み間違えた部分ですで合意に至れたところは、いや、正直言うと、この

が、三党合意の修正によりましてここが非常に弱い言いぶりになつております。「年金保険料の徴収体制強化等について、歳入庁その他の方策の有効性、課題等を幅広い観点から検討し、「要は、歳入庁を含む、歳入庁というのがこれ単なる例示になつております。そして、法制局的に言えますね、その有効性、課題等を検討と。私も財務省に勤務しておりましたけれども、役人が検討と言ふときはやらないと。それも「歳入

が、三党合意の修正によりましてここが非常に弱い言いぶりになつております。「年金保険料の徴

れは大変激しい議論でした。三党協議の中で恐らく指折りの争点だったと思っています。

その意味で、唯一合意に至れたのが、やはり保険料の徴収機能の強化ということは当然だよねというところで合意に至れたんです。そのときに、実は執行体制の現実を考えたらどうなんだという御指摘ありました。

実は、一五年をめどに年金保険料の強制徴収業務の国税庁への移管というものを目指しているのが第一フェーズです。その次に、一八年に歳入庁という、そういうロードマップを今、岡田副総理の方でも、政府としても御検討いただいているわけありますけれども、その際に、ぎりぎり合意できたのが保険料の徴収機能の強化に向けたということについて実施というところで受け取ると、それはそのとおりであります。

ただ、具体的に歳入庁という言葉がこれは残つておりますし、この言葉が残つていてる中で、じゃ、実際に国税庁のプラットフォームをどうやって使つてつくっていくんだというのは、これから現実の話としてやつていくということだと思っています。

○桜内文城君 財務大臣と厚労大臣にも聞きたいたんですが、財務省あるいは厚生労働省の立場を今代弁していただきましたので。

○國務大臣(岡田克也君) これは、今、古本委員

言われたように、三党間で意見の相違があつてこない表現に最終的になつたということあります。

しかし、歳入庁という言葉は、委員は例示と言われるかもしませんが、具体的に残つたというか入つてゐるわけであります。我々としては、政府としては歳入庁の設置ということを既に取りまとめておりますので、そういう考え方で当然それを反映して、民主党の方でもそういう基本的な考え方にして、三党間で今後具体的に協議をしていただくということでございます。

○桜内文城君 役所的な立場からするとそういう

お答えになるんだとは思つうんですが、やはり私、く今の年金の仕組みの在り方だと思つうんです。

我々は、積立方式というものを法案としてもこのから提案しようとしているところではありますけれども、現在の厚生労働省の説明によりますれば、賦課方式ということをおつしやつております。賦課

方式ということは、これはまさに社会保険税といいますか、税と全く変わることろはないということとで賦課方式というものをおつしやつていらっしゃると私は理解しますけれども。

というのは、私、まだ大蔵省おりましたころ、主税局で係長やつておつたんですが、そこころは、厚生労働省の方々は絶対に賦課方式といふ言葉は使わないでくれと、なぜなら国税庁に入れられちやうからって、そういうふうな言い方していたぐらいいなんですね。それがいつの間にやら開き直つて、今ごろは賦課方式だと、だからいんだけど、どうしたんだろうなというふうに思うところもあるぐらいですで、今の、まさに今回の三党合意、拝見しておりますと、特に自民党的御主張だと思うんですけれども、今の年金制度をベースとして物を考えていくことで

あれば、まさに賦課方式がベースであれば、まさに徴収体制においては、これまでのような社会保険庁あるいは今年金機構のようなものではなくて、しつかりと税として取つていくという意味でいえば、歳入庁というのはこれ當たり前の筋道だと思うんですけれども、それがむしろ弱まつた

というのが大変違和感があるんすけれども、これがついて何か反論があればお願ひします。

○衆議院議員(野田毅君) 反論というほどのことはないんですけど、そもそも今、年金であれ医療保険であれ、大体社会保険という形で一緒にしてますよね、扱いを。だけど、実は違うんですよ。年金の場合は長期的な話ですよね。で、失業者や学生からどうやって保険料を徴収できるんですか、国税庁の職員がどうやって失業者や学生を

相手にして徴収できますかということね。

それからもう一つ、医療保険の場合は、御承知のように、国民健康保険は市町村で徴収していくんですね、サラリーマンの医療保険とは。これを

一つの組織の中はどうやって、国税庁の職員にそんな事務をさせることは本当にできるんでしょうかと。本気でやろうとするんなら、よほど社会保険の中身の在り方論からやつていかなきゃならぬだから、私は、この議論聞きながら、少しいろんなこと、一体改革だとか新システムだとか、何か新しい機構をつくれば何かみんなきれいに解決できるような、ちょっとそういうことにみんなが行き過ぎてしまつているんではないかと。看板掛け替えれば何かうまくできるというのは、それが訳が違うと。やっぱり実態、実情に即して現場感覚をしつかり大事にしながら制度設計なり執行体制をつくつていかないと、絵にかいたもちになつてかえつて不公平が拡大するということを本当に私は心配をしております。そのことを申し上げております。

これまで、新成長戦略といいましても、こういったデフレあるいは不況の中でどうやって経済を復活させていくのか、そういう意味でどのような分野に注力していくべきなのか、官民合わせていう非常に美しいもので、それはそれで結構再生能源、あるいはこれまで民主党政権の下で出されましたのが、今、政府で議論されております再生戦略、あるいはこれまで民主党政権の下で出されております新成長戦略の数字の根拠等々であります。

○桜内文城君 野田大先輩に大変恐縮ではございますが、私も主税局おりましたし、また税務署に出ておつた経験もございます。実際の現場の感覚としても、やはり国民の側からすれば、社会保険庁であろうが、あるいは税務署であろうが、これは認めないと罰則ももちろんあるお金ですの

で、そういう意味で、実際に幾ら所得があるのかとか、社会保険庁、當時すけれども、あるいは年金機構にしても、やはり国税庁が把握した所得等に基づいて賦課決定を行つて実質的にいるという努力は継続なくては、もちろん当然のこととして必要だと私は考えています。

そういった意味で、この歳入庁というのは我が党の三年前からの公約としても掲げておるものでござりますし、これからもそれを主張してまいり

たいと思いますし、実際、歳入庁の創設の法案も我が党既に提出しております。まだつるされ

て、あるいは廃案になつたりしておりますけれども、これは今後とも主張してまいりたいということについて改めてお尋ねいたします。

附則十八条について、特にこの間私指摘させていただいたのが、今、政府で議論されております再生戦略、あるいはこれまで民主党政権の下で出されております新成長戦略の数字の根拠等々であります。

これまでの十年間の平均で名目成長率3%、そして実質2%という数字が書き込まれております。これをどう判断するのか。今後十年という話ですので、それを見込んでいくときに、この間も古川大臣の答弁にもありましたが、総合的な施策の実施その他必要な措置を講ずるということはあるんですけどまさにこの再生戦略の中できちんと実施していくば、この名目3%なり実質2%といふことをやつたら景気良くなるんじやないかぐらいうものがしつかりと実現していくといふ道のりが分かるものでなくてはいけないと思うんですよ。

これまでのよう、単に言いつ放しで、こういふことをやつたら景気良くなるんじやないかぐらいうの話じゃなくて、まさに今回、この附則十八条というものがしつかりと法律に、今、衆議院で可決されておりますけれども、なるといふことは、まさに来年の秋なりにしつかりと、十年間の見込

みというのは、これなかなか難しいものですから、であれば、まさにGDPをどうやって成長させていくのかということがこの再生戦略の中に書き込まれて、GDPというか、付加価値がどれだけ増えるのか、雇用がどれだけ増えるのか、しっかりと算定根拠に基づいて書かれていくなくてはならないと思うんですけれども、これが大変すぎなんであるということを前の委員会で、この委員会で指摘させていただきました。

少しちょっと数字も細かいところありますけれども、もう一度申し上げますが、特に環境関連新規市場五十兆円、大変美しい目標だと思います。役所からはその数字の根拠らしきものもいたいですておりますが、新規雇用百四十万人、一人当たりで割りますと、一人当たりの売上高として三千五百七十一万円、こういった産業が本当にあるのかということを指摘させていただきたいと思っております。

二〇〇五年の日本の就業者一人当たりの粗付加価値額、これは二〇〇五年の総務省が作成しております産業連関表ですけれども、一人当たりで、これは付加価値ですけれども、七百六十万円という数字が出てきております。そういった中で、新しい産業として新規雇用を生み出す、それも百四十万人も生み出せるのが、売上げとして一人当たり三千五百万円というのはあり得るのかと云うとでもあります。

幾つか数字もいただいておりますが、資料としてももらつたんですが、内閣府の方からもらつたんですが、内閣府の経済財政の中長期方針と十年展望の急回復シナリオで前提とした全就業者数を前提として労働生産性を試算しました。これが一千万円を超えてるんですね。そんな産業、どこにあるんでしょうか。

また、急回復シナリオというのは生産性が一五%上昇するですかなんですが、これ、二〇一〇年度の話なんですねけれども、底ばい継続シナリオはこの生産性の向上が〇・五%にとどまるですか、あるいは真ん中の中位の推計もあるんですね

けれども、なぜわざわざこういうふうに急回復しないと思います。

○副大臣(石田勝之君) 日本再生戦略における環境関連新市場、そして新規の雇用についてのお尋ねがございました。

先ほど委員おっしゃったように、先週、古川国家戦略担当大臣にこの趣旨、同趣旨の質問がございました、大臣としてお答えをしておるわけ

けであります、更なる私に対する御質問でもありますので、若干細かになりますが、少しお時間をおいて答弁をさせていただきたいと思います。

まず、環境関連新市場の目標を五十兆円としている点について御説明します。

新成長戦略で目標としている成長率二%を前提とすると、二〇二〇年のGDPは約六百兆円となります。一方、GDP全体に占める環境関連GDP比率が毎年〇・一三%上昇すると想定しますと、二〇二〇年の環境関連GDPの比率は六%、金額は約三十六兆円となります。

他方、GDPは市場規模の〇・三倍、言い換えれば、市場規模はGDPの約三・三倍という関係にありますから、二〇二〇年時点の環境関連の市場の規模は百二十兆円と推計されます。一方で、環境省の試算によると、二〇〇六年時点の市場規模は約七十兆円となりますから、百二十引く七十兆、差を取った五十兆円を環境関連の新規市場と算出をいたしたところであります。

次に、環境関連の新規雇用の目標としてお尋ねの百四十万人としている点について御説明いたしました。

まず、GDPは市場規模〇・三倍という関係にありますから、新規市場目標の五十兆円の〇・三倍である約十五兆円をGDPの増加分としておきます。一方、二〇二〇年の雇用者一人当たりの生産性、つまりGDPは一千万強と推計をいたしております。先ほど、十五兆円を一千万強で割ること

とで百四十万人という新規雇用者数を算出をいたしているところであります。

今後、エネルギー・環境分野については、エネルギー・ミックスと環境の選択肢について国民の合意を得た上で、年末までにグリーン政策大綱を取りまとめたいと考えております。

その中で、今回、日本再生戦略で……

○委員長(高橋千秋君) 簡潔にお願いします。

○副大臣(石田勝之君) 掲げたグリーン成長戦略に関する更なる具体的な目標や政策を盛り込んでいきたいと考えております。

○桜内文城君 しっかりと読み込んでいただきまし

たが、私が尋ねたところに答えていただいているが高過ぎるんではないかと私は尋ねましたが、単に読み込んだだけで終わってしまいまして。役人の書いた文章を読むだけであれば、副大臣をやつてている意味がないと思います。

私が聞いたのは、そういった労働生産性が一千万円も超えているような産業がどこにどれだけあるのかと云うことです。そして、それが百四十万人もいるような新しい産業が本当にできるのかといふことを尋ねているんです。かつ、この労働生産性が一千万円を超えるという部分について、まさに内閣府の経済財政の中長期方針と十年展望の急回復シナリオという一番楽観的なものでつくっているので、それはいかがなものかと云うことをお尋ねした次第です。全く答えていないことを指摘しておきます。

次の質問に行きます。どうせ答えられないでしようから次の質問に行きますが、じゃ、この環境関連産業ですね、内閣府の方から幾つか環境省の作成した資料をいただきました。これ見ると、

新規雇用者一人当たりで見た目標についてのお尋ねだろうというふうに思いますが、これ環境関連について、環境関連の新規市場規模目標は先ほど委員がおっしゃったように五十兆円、新規雇用は百四十万人ですので、計算をすれば一人当たりで委員おっしゃるとおり三千五百七十一万円になります。

○副大臣(石田勝之君) 先ほど答弁をしておりましたので、委員が手を挙げられ、委員長が指名されましたが、全く数字も変えようともしない。それについて、どうお考えになりますか。

○副大臣(石田勝之君) 先ほど答弁をしておりました。委員が手を挙げられ、委員長が指名されましたので、私は重ねて御説明をします。

新規雇用者一人当たりで見た目標についてのお尋ねだろうというふうに思いますが、これ環境関連について、環境関連の新規市場規模目標は先ほど委員がおっしゃったように五十兆円、新規雇用は百四十万人ですので、計算をすれば一人当たりで委員おっしゃるとおり三千五百七十一万円になります。

他方、二〇一〇年の環境関連の市場規模、雇用規模に関する環境省の推計によれば、市場規模は六十九・二兆円、雇用規模は百八十四・六万人とされております。これに基づき計算をいたしますと、雇用一人当たりの市場規模は三千七百四十八万円となります。

じゃ、具体的にこの資源有効利用というものが何を指すのか。室内空気汚染防止、水供給、再生素材、再生可能エネルギー施設、省エネエネルギー及びエネルギー管理、あとエコツーリズムとかです。

ね。こんなのでそんなに稼げるんですかという産業区分が出されております。そして、こういった業界区分が出されております。

リフォーム、リペア、リース、レンタル、実際に、私、この週末地元に帰りました。こういった産業に従事している方ともお話ししましたけれども、そんなに稼げるのであればみんな寄つてくる

り。これがこんなに、一千万円超えてというのをベースにしたような数字を、以前から私は新成長戦略のころからこれは大き過ぎると、どう見ても普通の感覚に合わないということを指摘しているのですが、全く数字も変えようともしない。それについては付加価値率も相当高い。その労働生産性というのは、まさに労働者に分配される付加価値です。

よ。これがこんなに、一千万円超えてというのをベースにしたような数字を、以前から私は新成長戦略のころからこれは大き過ぎると、どう見ても普通の感覚に合わないということを指摘しているのですが、全く数字も変えようともしない。それについては付加価値率も相当高い。その労働生産性というのは、まさに労働者に分配される付加価値です。

このため、新規の雇用者一人当たりで三千五百七十一万円との数値は過剰なものではないというふうに考えております。

○桜内文城君 ですから、最初冒頭お伝えしまして、二〇〇五年の産業連関表、総務省が作成したもので、就業者一人当たりの粗付加価値額が七百六十万円なわけですよ。もう全然数字が違うということを指摘しているわけなんですが、全くお答えいただけません。

ですので、次の質問に行きますが、関連いたしまして、医療、介護分野、これも新規市場五十兆円という美しい目標を述べられておりますが、少なくともこの中で大変大きな部分を占める医療、介護というのは、これまでに先ほどこの委員会でも問題に、問題といいますか課題になつておりますが、医療、介護が例えれば二〇二〇年度に七十八兆円になりますといつても、これは全くGDPにほとんど寄与しない数字であります。これは指摘しておきます。

そして、GDPに寄与するであろう健康サービス、これが二〇二〇年度に二十五兆円産業になりますと、それに対して八十万人新規雇用も生まれますということなんですが、じゃ、この健康サービス産業は一体何なのかなというのをもらいました。細かく言うと、例えば運動支援サービス、ステティック、リラクゼーションビジネス、スマートサービスですね。食・栄養管理サービスとして配食サービスですか、その他として何かすごいのが入っているんですね、第三保険分野、保険まで入っています。旅行、温泉療養等というふうに書いてありますけれども、こんなのをいろいろぶち込んでいくのは結構なんですねけれども、これも一

人当たりの売上額でいいますと一千五百万円といふことになるんですが、本当にこういったマツサージ屋さんとかで、一人当たりの従業員、八十万人もこれほどの、一人当たり一千五百万円も売上げが本当に出るのか。全く絵にかいたもちじゃないかと思われるんですけれども、いかがでしょうか。

この倍の売上げということになつているんですかといふことは指摘しておきますが、何か反論なくともこの中で大変大きな部分を占める医療、介護というのは、これまでに先ほどこの委員会でも問題に、問題といいますか課題になつておりますが、医療、介護が例えば二〇二〇年度に七十八兆円になりますといつても、これは全くGDPにほとんど寄与しない数字であります。これは指摘しておきます。

そこで、次に、GDPの統計となります国民経済計算上は、生産勘定といいますそういうGDPに付加価値を計算する勘定にはその金額は全く入つてきません。ですので、ここが、医療、介護が例えば二〇二〇年度に七十八兆円になりますといつても、これは全くGDPにほとんど寄与しない数字であります。

以上でございます。

○桜内文城君 終わります。

新成長戦略ならともかく、この再生戦略で、増税の可否を判断するというときにこのずさんな数字ではとても判断が付かないということを指摘しました。

○大門実紀史君 日本共産党の大門でございます。

人当たりの売上額でいいますと一千五百万円といふことになるんですが、本当にこういったマツサージ屋さんとかで、一人当たりの従業員、八十万人もこれほどの、一人当たり一千五百万円も売上げが本当に出るのか。全く絵にかいたもちじゃないかと思われるんですけれども、いかがでしょうか。

この倍の売上げということになつているんですかといふことは指摘しておきますが、何か反論なくともこの中で大変大きな部分を占める医療、介護というのは、これまでに先ほどこの委員会でも問題に、問題といいますか課題になつておりますが、医療、介護が例えば二〇二〇年度に七十八兆円になりますといつても、これは全くGDPにほとんど寄与しない数字であります。これは指摘しておきます。

○副大臣(石田勝之君) 医療、介護の分野というのには、少子高齢化が進む我が国日本にとって今後もその大きな成長が期待できる分野だらうといふに思つております。

○副大臣(石田勝之君) 医療、介護の分野というのには、少子高齢化が進む我が国日本にとって今後もその大きな成長が期待できる分野だらうといふに思つております。

委員、いろいろ資料をレクチャーを受けて説明されておられました。十分お分かりだと思いますが、新成長戦略においては、医療、介護の需要の見通しを基に医療・介護サービスの基盤強化などを進めることによって新規市場五十兆円、それから新規雇用二百八十四万人の創出を目指すと目標を掲げてまいりました。日本再生戦略の原案でもこれを堅持してまいりたいというふうに考えております。

内閣府の年次経済報告も指摘しております。

内閣府の年次経済報告も指摘しておりますけれども、日本の再分配効果は諸外国に比べて、見てもらつて分かるとおり、大変小さいと。社会保障の効果もほかの国に比べて小さいんですけども、特に税の再分配効果、格差を是正する役割が、オレンジ色の部分ですけれども、極端に小さないと。これは数字はジニ係数の改善度ですから、〇・〇幾らとなつております。税の改善度はもう少し、日本は二〇二〇年には二十二兆円の新規市場ができる、これが二〇二〇年度に二十五兆円産業になりますと、それに伴って八十万人新規雇用も生まれますということなんですが、じゃ、この健康サービス産業は一体何なのかなというのをもらいました。細かく言うと、例えば運動支援サービス、ステティック、リラクゼーションビジネス、スマートサービスですね。食・栄養管理サービスとして配食サービスですか、その他として何かすごいのが入っているんですね、第三保険分野、保険まで入っています。旅行、温泉療養等というふうに書いてありますけれども、こんなのをいろいろぶち込んでいくのは結構なんですねけれども、これも一

人当たりの売上額でいいますと一千五百万円といふことになるんですが、本当にこういったマツサージ屋さんとかで、一人当たりの従業員、八十万人もこれほどの、一人当たり一千五百万円も売上げが本当に出るのか。全く絵にかいたもちじゃないかと思われます。

そもそも、日本の所得の再分配の現状がどうなつているかということで、資料を一枚お配りをいたしました。これは内閣府が出した年次経済報告書にある数字をそのままグラフにしたものでございます。各国の所得再分配効果の比較ということです。所得の格差が公的移転、すなわち主に社会保障の現金給付でございますが、これによつてどれだけ所得の格差が改善されたのかというものがされたのかというのがオレンジ色の部分でございます。社会保障と税、それぞれの再分配効果を示しております。

内閣府の年次経済報告も指摘しておりますけれども、日本の再分配効果は諸外国に比べて、見てもらつて分かるとおり、大変小さいと。社会保障の効果もほかの国に比べて小さいんですけども、特に税の再分配効果、格差を是正する役割が、オレンジ色の部分ですけれども、極端に小さないと。これは数字はジニ係数の改善度ですから、〇・〇幾らとなつております。税の改善度はもう少し、日本は二〇二〇年には二十二兆円の新規市場ができる、これが二〇二〇年度に二十五兆円産業になりますと、それに伴って八十万人新規雇用も生まれますということなんですが、じゃ、この健康サービス産業は一体何なのかなというのをもらいました。細かく言うと、例えば運動支援サービス、ステティック、リラクゼーションビジネス、スマートサービスですね。食・栄養管理サービスとして配食サービスですか、その他として何かすごいのが入っているんですね、第三保険分野、保険まで入っています。旅行、温泉療養等というふうに書いてありますけれども、こんなのをいろいろぶち込んでいくのは結構なんですねけれども、これも一

人当たりの売上額でいいますと一千五百万円といふことになるんですが、本当にこういったマツサージ屋さんとかで、一人当たりの従業員、八十万人もこれほどの、一人当たり一千五百万円も売上げが本当に出るのか。全く絵にかいたもちじゃないかと思われます。

○國務大臣(岡田克也君) 今委員御指摘の点で一つだけちょっと付け加えさせていただきますと、

この税による再分配効果が低いと、日本のですね、ということの一つに、やはり税収が少ないと、いうことはあると思うんですね。つまり、国債によつて一般会計でいえば半分賄つているということが税で賄われていれば、その税による再分配効果が税で賄われていれば、その税による再分配効果のウエートというのはもう少し高まるはずであります。そこのところは一点申し上げておきたいと思います。

その上で、私は、消費税というものは特に世代間の公平ということを考えたときに再分配効果があるというふうに考えておりまされども、世代内の公平ということから見たときに、それは所得税のフラット化とか、あるいは最高税率、まあ同じことですが、最高税率を下げたことなどの影響が出てきていることは事実でありますので、そういう意味で、所得税あるいは相続税などの全体的な見直しということは私は必要なことであるというふうに考えております。

○大門実紀史君 税収とこの再分配効果は関係ありませんので、申し上げておきます。

この所得再分配機能が低下していると分かつて

いるならば、ヨーロッパに何回か伺いましたけれども、ヨーロッパの国会議員はやっぱりこの再分配機能についてはかなり敏感でございます。日本は割と鈍感で、ここまで世界でも落ちていても、まあ一時、格差、貧困の問題が問題になりましたけれども、余り積極的に行われてまいりませんでした。したがつて、世界でも低過ぎるこの再分配効果を高めるということは、文言では出てくるわけですけれども、余り積極的に行われるわけではありませんでした。したがつて、世界でも低過ぎるこの再分配効果また閣議決定ですね、この大綱でわざわざここまで規定されているわけでございますから、特に税の部分で今日は言いますけれども、小手先の是正でお茶を濁すような、そういうことで終わるべきではないというふうに申し上げておきたいと思いますし、我が党の財源論という点でいますと、もちろん無駄を削るわけですが、やっぱり応能負担できちつと財源を図つていくと。

前回も若干議論いたしましたけれども、何もこの所得税だけで十兆円を引き出すとか、そんなことを申し上げておきたいと思います。

と申しますので、今度は必ずやろうと思っております。

○大門実紀史君 それも、今回は三党合意ということがあります。しかし、政治的な判断といふと、もはやめると、二〇%に、本則に戻すということもあります。

そこで、野田総理は、とにかく二十六年の一月に世界の流れは、前回も申し上げましたけれども、フランスにしろ、オランダ政権にしてもアメリカにしてもそういう方向になつておきたいと思います。

それでも、そこはやっぱり思い切つて、世界でもこういう状況ですから、踏み出すべidaといふうに思ひます。

○大門実紀史君 具体的に伺いますが、まず証券優遇税制なんですかね。現在はそれは六でございますが、当時は課税のままから、ここはやっぱり思ひます。でも、今度、三党合意でいろいろ進んでいくとなると、これも今のところ延長しないということですけれども、どこかでまたやっぱり延長と、経済状況によってという文言が付いておりますから、そういう心配をしておきたいと思います。

もう一つ、この証券優遇税制ですけれども、仮に二〇%に戻しても、世界的にいえばこれでも低いんですね。外国の例ももう一々説明いたしませんけれども、アメリカなどは、金融大国と言われていますアメリカでさえ段階的課税と総合課税を加えてやつておりますし、十二ヶ月以下の株の保有、つまり投機的な株の運用については割高の課税をするということまでやつております。

私は、基本的には、この分離課税じゃなくて総合課税にして、高い税率が適用されるように、そこを目指すべきだと私は思っていますけれども、少なくとも諸外国並みの課税に持っていくべきだと、そこを目指すべきだと思いますが、安住大臣、いかがお考えですか。

○大門実紀史君 急いで金融のこの証券の部分は検討していただきたいというか、踏み込んでいたいと思います。ここでひねろうと思えば、証券優遇税制だけでも數十億円、二〇%へ戻すだけでも入ってまいりますし、分離課税を総合課税的なものに幾つか変えていくだけでもここで相当の財源が出てまいります。

○大門実紀史君 もう一つは、今ありました最高税率の問題ですけれども、これは当初の政府案にあった四〇%を四五%ですかね、五千万以上ですか、が原案から削除されて先送りと。ただし、安住大臣は旗を下ろしたわけじゃないんだと、年度改正でしつかりやると。先ほども累進の強化というお話をありましたが、やはり東日本大震災で、これは復興特別所得税をお願いすることになります。そうしたこともありまして、バランスからいうと、最高税率のところを上げさせていただいたことは、一つの政策です。

○國務大臣(安住淳君) 四百億程度でございますので、この五%自体で税収が大幅に上がるわけではございません。これは、ちょっと経緯を言いまして、バランスからいうと、最高税率のところを上げさせていたいたことは、一つの政策です。

これは多分、リーマン・ショックの後は一時的にやはりそういうことは見合わせていましたけれども、今財政再建の問題が大きく取り上げられる方があなたのではないかと思つております。

式市場の低迷等、そういうこともありましたので、このままではございません。

○國務大臣(安住淳君) 二年間ということで、株式市場の低迷等、そういうこともありましたので、このままではございません。

○國務大臣(安住淳君) 二年後じゃなくて、今回、来年から廃止ということでできなかつたんですか。誰が反対したんですか、これ。

○國務大臣(安住淳君) これは多分、リーマン・ショックの後は一時的にやはりそういうことは見合わせていましたけれども、今財政再建の問題が大きく取り上げられる方が私はいいのではないかと思つております。

今後、三党においてこの累進の強化ということは合意をしておりますので、社会の在り方に深くかかわってくる問題でございますので、十分三党間で協議をして具体的方向性というものを示していきたいと思つております。

○大門実紀史君 最初の一歩ということでござりますけれども、消費税増税をお願いするというようなときですから、その検討じゃなくて、もつと今回踏み込んでやれば、積み重ねでいえば消費税の増税必要ありませんから、何度も申し上げているように。

国税庁の資料によると、全体がどうなっているかといいますと、所得二千万円を超える層ですね、この方々の所得に対する所得税の比率というのは、もちろんさつき言つた最高税率下がつてますから下がつております。一方、この層の所得が所得全体に占める、お金持ちが所得全体に占める割合というものは増加しております。

そこはやっぱり課税の在り方として考るべきだということで、三菱UFJ銀行が試算しておりますけれども、そんな五千万円以上を5%なんてもう四百億ぐらいですから、そうじやなくて、やつぱり所得三千万円以上を5%にすれば三千三百億円、五千万円以上を60%，これは八年当時ですね、そこまで持つてくれれば五千四百億円の財源になります。

世界はこういう抜本的な課税強化の方向ですね。先ほど御紹介あつたオランド政権は4%から最高税率を75%にすることを目指しておりまし、オバマ政権も3.5%から4.0%台といふことを目指しているわけでございます。少なくとも九年度改正の前の段階ですねつまり所得税5.0%，住民税1.5%，これぐらいを視野に入れるべきだと。そうすれば、先ほど申し上げました、財源は証券優遇税制、総合課税、そして最高税率、これを含めますと二兆円近い財源が生まれるわけでございます。そういうことは真剣に検討されべきだと思いますが、いかがですか。

○國務大臣(安住淳君) 五千万以上の例えは所得

者は、この十五年ぐらいを見ますと、やっぱり一・一万人が二・七万人になつております。それから、例えば三千万超だと、これもやっぱり全体には、デフレ下でありますと、実は増えておりまして、増えていて、同時に所得の低い方も増えていて、中間層が狭まってきたと。

そういう中であると、ここ部分をどういうふうに税でフォローアップしていくかということがまさに累進の問題を考えるときに一番重要なことだと思いますので、先ほども申しましたけれども、社会のありようにかかることがあります。が、私としてはここについて、世の中の流れからいうと、やはり新たな累進率をお願いをするといふことを検討する時期に来ているというふうに思つております。

○大門実紀史君 ありがとうございました。終わります。

○吉田忠智君 社会民主党・護憲連合の吉田忠智でございます。

本題に入ります前に、北部九州梅雨前線豪雨対策について、総務大臣と財務大臣に質問させていただきます。

六月三十日から七月十四日まで梅雨前線が居座りました。気象庁に言わせれば、これまでに経験したことのない記録的な大雨と、そのように言われておりまして、御案内のとおりの甚大な被害でございました。

私の地元大分を始め、熊本、福岡、またがつております。被害を受けた市町村、自治体がもう財政力の弱いところばかりであります。今後、復旧復興に向けてしっかりとできるのか、あるいは支障が出るのはないか、そのことが大変心配をされています。

そこで、是非万全の財政措置を講じていただきたいと思いますが、お一人に見解を求めていたと思ひます。

○國務大臣(安住淳君) この度の九州北部豪雨に

たいと思います。財務省としても、改めて被災をされた方々にお見舞いを申し上げます。

今先生が御指摘のお話は、地方の自治体の財政運営に支障が生じることがないようにできる限りの対応をさせていただきたいと思っております。

○吉田忠智君 特に日田市や中津市などは、一度お災害復旧やつてはいる最中だと思いますので、総務省とも相談させていただきながら、財政的に国としてやることはしっかりとやつてしまいたいと思います。

○國務大臣(川端達夫君) 一度にわたつての豪雨、経験したことのない豪雨とすることで大変な被害が出来ました。亡くなられた方へのお悔やみと同時に、なお被災された皆さんにお見舞い申し上げたいと思います。

今財務大臣からお話をありましたけれども、地方公共団体においては、まずは当面の様々な状況に対応するために資金繰りがシヨートしてはいけないことがありますので、普通交付税の繰上げ交付については対処することにいたします。

まずは、七月七日までのことに関しましては、既に七月十八日に、九月に定期交付すべき普通交付税の一部、三割を繰上げ交付をいたしました。

七月十一日以降の平成二十四年七月九州北部豪雨について、これまでの経験したことのない大雨ということで広範な地域にわたつての被害が出ておりますので、災害地地方公共団体の実情をお伺いします。民主党的な発議者は私の質問に対してお答えします。民主党の発議者は私の質問に対してお答えします。

まず、生活保護についてでございます。

我が党は、生活保護は憲法二十五条に保障された国民の権利であります。必要な人が受けられないというようなことはあってはならないと考えております。民主党の発議者は私の質問に対してお答えします。

まず、生活保護についてでございます。

これまで野党時代の民主党は、我が国の生活保護の捕捉率の低さについて問題意識をお持ちでした。例えば、外国でいいますと、スウェーデンは捕捉率が八二%、ドイツが六四・六%，フランスが五〇・六%，イギリスが四七%，日本は資産要件を加味した場合でも三三%，加味しない場合は一八%。よく捕捉率が二割、三割と言われるのはそのゆえんもありますが、民主党の発議者にお伺いをしますが、必要な人に行き渡るように具体的にどのように改善をして捕捉率を高めていかれるのか、また貧困の連鎖をどのように防止をさ

連携を図りつつ、特別交付税措置を含め、地方交付税、地方債による地方財政措置を講じて、その財政運営に支障が生じることないようにできる

限りの対応をさせていただきたいと思っております。

○吉田忠智君 特に日田市や中津市などは、一回

床上浸水を受けたところが、またボランティアなどが入つてやつと片付けが終わりそุดなというときにそれ以上を上回る水位になりまして、私も地元に行きましたら、地元の住民の方が、心が折れそうです、そういうふうに言われておられます

して、是非、復旧復興を迅速に対応している姿を見せることができますので、しっかりと被災自治体の要望を踏まえて万全の対応をしていただけます。

それでは、本題に入ります。

先般、私の本会議の代表質問に対する答弁なども踏まえて、特に修正案を中心質問をさせていただきます。

そこで、私は、本会議の代表質問に対する答弁なども踏まえて、特に修正案を中心質問をさせていただきます。

まず、生活保護についてでございます。

我が党は、生活保護は憲法二十五条に保障された国民の権利であります。必要な人が受けられないというようなことはあってはならないと考えております。民主党の発議者は私の質問に対してお答えします。

まず、生活保護についてでございます。

これまで野党時代の民主党は、我が国の生活保護の捕捉率の低さについて問題意識をお持ちでした。例えば、外国でいいますと、スウェーデンは捕捉率が八二%、ドイツが六四・六%，フランスが五〇・六%，イギリスが四七%，日本は資産要件を加味した場合でも三三%，加味しない場合は一八%。よく捕捉率が二割、三割と言われるのはそのゆえんもありますが、民主党の発議者にお伺いをしますが、必要な人に行き渡るように具体的にどのように改善をして捕捉率を高めていかれるのか、また貧困の連鎖をどのように防止をさ

れていかれるのか、お伺いをいたします。

○衆議院議員(長妻昭君) 今、吉田委員おつしやつていただいたように、政権交代後、厚労省にナショナルミニマム研究会というのをつくつて、生活保護の収入よりも以下で暮らしておられる労働者に対する捕捉率ということで、非常にヨーロッパ諸国について低いことで問題意識を持つております。

そして、やっぱり一つ大きい問題としては、ケースワーカーの方の、一人当たり今百人ぐらい担当されていると、年々そのケースワーカーの仕事が過重になつておりますので、まずこれを抜本的に強化をする。そしてもう一つ、就労支援員というのを私が大臣のときも倍増しようとしたんですけど、予算は用意をしようとしたけれども、実際にその専門職がなかなか集まらなかつたわけですが、ただ一定の数は増えまして、就職の支援をきめ細かくさせていただく。

そして、もう一つは貧困の連鎖ということになりますけれども、やはり学歴という面で一般的の御家庭に比べて大学進学率含めて非常に手薄であるということで、学習を支援するような、そういう自治体の職員を増やしていく、そういうサポートもさせていただきたいと思っております。

もう一部実行に移つてあるところもありますけれども、秋に政府と与党で「一体で生活支援戦略」というのを、ある意味では戦後一番大きな貧困格差対策の大綱をまとめますので、その中でしっかりとサポートしていくといふことを思つております。

○吉田忠智君 確かに政権交代後、最初は我が党認めますし、評価をしますが、なかなかまだ数字的なものとして成果が上がつてこないという面はあります。

一方で、不正受給を強調される声が最近高まってきております。自民党の皆さんを中心に、親族側に扶養が困難な理由を証明をする義務を課す改正を求める動きがあるわけあります。行政から

親族が扶養困難の証明を求められるようなことになりませんと、それを口実に、今以上に、それではなくても捕捉率が低いわけありますけれども、生活保護の申請と受給が困難になることが危惧されます。

親族の扶養困難の証明義務化、これは私はすべきではないと考えますが、民主党発議者の見解をお聞かせください。

○衆議院議員(長妻昭君) これ、今現在も、民法上、扶養義務の三等親の方々に極力お問合せをするというような運用はなされておりますけれども、相手方からうんともすんとも言つてこない場合、非常にその踏み込みが不十分な面もあると。ただ、この部分については、本当にきつと意思を確認しないでいいのかという御指摘も多方面からいただいておりますので、これは、何とか運用ができるのか、あるいは法改正をしなきゃいけないのか、これは慎重に考える必要はあると思いま

す。

ただ、もう一方で、これ、今現在もそういう法律の、生活保護法の七十七条第二項に、家庭裁判所に自治体などが申し立てて、この方は扶養できるのではないかということを家庭裁判所で御判断のではなくいかといふことを家庭裁判所で御判断いたいと、こういう制度が今もあるわけですが、これはちょっと驚くべきことに、昭和二十五年にこの法律ができてこの制度できましたけれども、今までこれ、家庭裁判所での利用をされたのが二十四件しかないということで、もうちょっととサポートしていくといふことを思つております。

○吉田忠智君 確かに政権交代後、最初は我が党

も、今までこの制度が今もあるわけですが、これはちょっと驚くべきことに、昭和二十五年にこの法律ができてこの制度できましたけれども、今までこれ、家庭裁判所での利用をされたのが二十四件しかないということで、もうちょっととサポートしていくといふことを思つております。

○吉田忠智君 なつかか難しい問題であることは

もう承知をしておりますが、多角的に、慎重の上にも慎重に、是非義務化については検討いただきたい、そのように思います。

次に、社会保障制度改革推進法について二点伺います。

○衆議院議員(柚木道義君) お答え申し上げま

る給付の対象となる療養の範囲の適正化等」という表現があるわけありますけれども、これはどの

医療保険の対象から除外して患者負担とする、保険免責制と言うそうですが、こういうことの導入などを目指すというふうなことを考えておられるのかも含めてお伺いをします。

○衆議院議員(柚木道義君) お答え申し上げま

す。

現在、我が国の医療保険制度では、必要かつ適切な医療については、療養の給付として保険給付の対象とするとともに、その際、定率の患者負担をいたしております。また、一定の安全性、有効性等が確認された先進医療などについては、保険診療との併用を認め、基礎的な部分を保険外併用療養費として保険給付の対象としております。

御指摘の改革推進法案の規定ですが、高齢化の進展あるいは高度医療の普及などによる医療費の増大が見込まれる中で、国民皆保険を維持するため、そして国民負担の面から、保険給付の対象範囲について必要な見直しを行う趣旨を規定したものです。特に具体的な内容、例えば今御指摘の保険免責制などを念頭に置いたものではないといふふうに認識しております。

○吉田忠智君 医療の必要以上の抑制という観点は入っていらないという趣旨で理解していいわけですかね。

○衆議院議員(柚木道義君) 今後、国民会議の中

でその内容について議論していくことになるといふふうに承知しておりますが、まさにその何が必

要なのか、当然そのことも含めての議論になつて

いくかというふうに思つております。

○吉田忠智君 続きまして、第七条、介護サービ

スの範囲の適正化等による介護サービスの効率化及び重点化を図るとしていますが、これはどのような趣旨でしょうか。介護サービスのカットを目

指すことになるのではないでしょうね。

○吉田忠智君 改めて申しますが、これがどのよ

う方向で検討していただきたいと思います。

○吉田忠智君 我が党も含めて、三党以外は言わば蚊帳の外なものでなければなりませんので、しっかりと私どもも意見反映をしていきますが、今後そういう

議論を踏まえて、今後、サービスをより効果的に提供できる制度となるように行われるを考えております。

○吉田忠智君 改めて申しますが、これがどのよ

う方向で検討していただきたいと思います。

○吉田忠智君 我が党も含めて、三党以外は言わば蚊帳の外

なんですね。今日ずっといろいろ議論がありました

よう、やっぱり三党でどういうことを議論され

たかというのは今後に非常につながる重要なこと

が多いわけですよね。だから、私どもは、どうい

うことが議論、特に機微に触れるところをやつば

りしっかりと把握したいと思うのは当然でしょう。

ところが、そういうのは全く公開されていない

わけであります。公文書を所管する岡田大臣

は、後世から振り返って意思決定の理由を明らか

にする必要があるということで、原則非公開とさ

れてきました。例えば閣議の議事録でさえ作成を

検討されておられます。

岡田大臣あるいは民主党が、政権交代後、情報

開示に積極的に取り組んでこられたことは評価を

し、敬意を表したいと思います。

それでは、民主党発議者にお伺いをしますが、

三党の修正協議という、今後の税と社会保障制度

を決定する重要な政治的意思決定が密室で何の記

録も残さず、後世の検証の可能性すら否定するこ

とが許されるとお思いでしようか。公開ないし少

なくとも議事録を作成して一定期間後に公表すべ

きであると考えますが、いかがでしょうか。

○衆議院議員(長妻昭君) 今、政府や内閣の情報

公開のお話もあったと思いませんけれども、これは

もう言うまでもなく公党間の議論ということであ

ります。そして、毎回ブリーフィングもさせてい

ただき、マスコミにも報道があり、あるいは何よ

りも成果物である修正案がこの委員会にも提出さ

れ、あるいは、るる衆議院含めて皆様方から、具

体的にどこがどういうふうに変わったのか、議論

の経緯なども委員会で質問があつて、我々も真摯

に答えていくと、そこに尽きるのではないかと思

います。

そして、推進法についても、どういう経緯な

かというようなお話をされるございますけれども、

これは自民党の方も当初の基本法というのはマス

コミに公表していると聞いておりますので、その

基本法と今の中進法を比べていただければどこが

どう変わったかというの具体的にお分かりにな

るというようなこともあります。我々としては

は、国会で意を尽くして説明をさせていただくと

いうようなことに尽きるのではないかと今は考え

ております。

○吉田忠智君 今日、実は通告で岡田大臣にお伺

いしたいと言つたら、事務方に、岡田大臣は答弁できませんか。いいですか。

○国務大臣(岡田克也君) 今、閣議あるいは閣僚懇の議事録というか記録について公開できないか

ということを有識者の中で議論をこれからスター

トさせるところです。

ただ、前提がありまして、それは直ちに公開と

いうことではなくて、例えばドイツなどは三十年

後ということにしておりますが、やっぱり一定の

期間を置いて、後世きちんと検証できるようす

るというのがその趣旨であります。直ちに閣

議、閣僚懇での議論を公開するというところまで

は念頭に置いていないということです。

○吉田忠智君 三党協議の議事録についても是非、政府と三党で検討、公開についてですね、一

定期間後で結構ですから、公開していただくよ

うにお願いをしたいと思います。

用意した質問、次回に回したいと思います。

ありがとうございました。

○委員長(高橋千秋君) 八案に対する本日の質疑

はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後四時四十五分散会

平成二十四年八月六日印刷

平成二十四年八月七日発行

参議院事務局

印刷者　国立印刷局

0